

令和4年6月8日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成29年(ワ)第43439号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和4年2月18日

判 決
主 文

5

10

15

1 被告らは、原告に対し、連帯して9812万5758円並びに
うち4757万4700円に対する、被告aについては平成30
年1月13日から、被告会社については平成29年12月28日
から、うち3155万1600円に対する平成30年10月6日
から、うち1899万9458円に対する令和元年7月10日か
ら各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は、これを5分し、その1を被告らの負担とし、その
余を原告の負担とする。

4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

20

被告らは、原告に対し、連帯して5億1732万5439円並びに
うち1億6514万9400円に対する、被告aについては平成30
年1月13日から、被告会社については平成29年12月28日から、
うち2億2138万0080円に対する平成30年10月6日から、
うち1億3079万5959円に対する令和元年7月10日から各支
払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

25

1 事案の要旨

本件は、原告が、被告会社との間で危機管理業務等に関する助言・

指導等の業務委託契約を締結したところ、被告会社の代表取締役で原告の顧問の地位に就いた被告 a が、(1)原告の顧問という立場を利用して、取引業者から私的に金銭（以下、斡旋手数料等の名目で原告の取引業者と被告らとの間で、原告との契約上の対価とは別に、契約締結
5 や取引の見返りとして授受される金銭を「裏金」という。）を受け取り、国技館の改修工事を巡り施工業者の選定に不当に介入するなどして上記取引業者の利益を図るなど種々の業務委託の趣旨に反する背任行為を行った、(2)取引業者に対し裏金を要求し、それに応じない取引業者との取引を一方的に中止するなどした上、被告 a が裏金を受け取る場
10 面の動画がインターネット上の動画サイトに投稿されたことにより、原告の信用を毀損した、(3)必要性も緊急性も認められない国技館の木戸改修工事等及び雨水槽漏水対策工事を不合理な金額で発注させた、(4)取引業者から裏金を受領して、原告に不当な対価による契約を締結させたことによって、

15 ① 既払の業務委託料 8 7 7 5 万 5 0 8 0 円（平成 2 4 年 2 月から平成 2 8 年 1 月末まで分）、

② 信用毀損による無形損害 5 0 0 0 万円、

③ 木戸関連工事代金相当額である 6 0 9 5 万 5 2 0 0 円、

④ 雨水槽漏水対策工事代金相当額である 7 9 9 0 万 9 2 0 0 円、

20 ⑤ 取引業者から受領した裏金相当額計 2 億 0 8 7 0 万 5 9 5 9 円、

a 株式会社 A（以下「A」という。）からの 7 7 9 1 万円、

b それ以外からの 1 億 3 0 7 9 万 5 9 5 9 円、

⑥ 調査費用の一部 3 0 0 0 万円

の合計 5 億 1 7 3 2 万 5 4 3 9 円の損害を被ったと主張して、被告 a

25 に対し、不法行為又は会社法 4 2 9 条 1 項による損害賠償請求権に基づき、被告会社に対し、①につき債務不履行又は会社法 3 5 0 条、②

から⑥までにつき会社法350条による損害賠償請求権に基づき、連
帯して（遅延損害金については重なる限度で）5億1732万543
9円並びにうち1億6514万9400円（上記①のうち平成24年
分ないし平成26年分及び平成27年分の一部の合計8514万94
5 000円、②、⑥）に対する被告会社については平成29年12月28
日、被告aについては平成30年1月13日（訴状送達の日翌日）
から、うち2億2138万0080円（上記①のうち平成27年分の一
部及び平成28年分合計260万5680円、③、④、⑤a）に対
する平成30年10月6日（同月4日付訴えの変更申立書送達の日
10 翌日）から、及びうち1億3079万5959円（上記⑤b）に対す
る令和元年7月10日（同月5日付訴えの変更申立書送達の日翌日）
から、各支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前の
もの）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案であ
る。

15 2 前提事実（証拠によって認定した事実は認定に供した証拠等を各項
末尾に摘示し、それ以外の事実は当事者間に争いが無い、弁論の全
趣旨により容易に認定できる。）

(1) 原告

ア 原告は、太古より五穀豊穰を祈り執り行われた神事（祭事）を起
20 源とし、我が国固有の国技である相撲道の伝統と秩序を維持し継
承発展させるために、本場所及び巡業の開催、これを担う人材の育
成、相撲道の指導・普及等を行うと共に、これらに必要な施設（原
告の主たる事務所の住所地に所在する国技館を含む。）を維持、管
理運営し、もって相撲文化の振興と国民の心身の向上に寄与する
25 ことを目的とする公益財団法人である（甲1、12）。

イ 原告は、従前、財団法人日本相撲協会との名称であったが、平成

26年1月30日に公益目的事業を行うものとして行政庁の認定（以下「公益認定」という。）を受け（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律2条2号、4号）、現名称に変更し、公益財団法人に移行した（甲1、42の5頁、甲106の19頁）。

5 (2) 原告の定款等には以下の定めがある。

ア 定款（甲12）

10 (ア) この法人には理事10名以上15名以内（年寄及び外部有識者から選任）、監事2名以上3名以内（外部有識者から選任）を置き、理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の9名を業務執行理事とする。（26条）

(イ) 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。理事長は、法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、法人の業務を分担執行する。（28条1項、2項）

15 (ウ) 理事会は、法人の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、理事長及び業務執行理事の選定及び解職、評議員会の招集の決定を行う。（37条）

20 (エ) この法人に顧問を若干名置くことができ、顧問は、この法人の運営に関して理事長の諮問に答え、委員会等の会議に出席して意見を述べることができる。（56条1、4項）

(オ) この法人の事務を処理するため、事務局を設け、主事その他の事務職員を置く。職員は理事長が任免する。なお、重要な使用人については、理事会の承認を得て行う。（57条）

25 イ 原告の理事職務権限規程によれば、1件につき1億円以上の支出については、理事会の承認・決裁を受け、1件が1000万円以上1億円未満の支出は理事長の決裁、担当事業の1件1000万

円未満の支出は事業部長の決裁、日常の少額の支払・月次定期的定額的な支払（給料を含む。）・100万円未満の決裁及び支払は事務局主事の決裁の範囲とされている（甲106）。

ウ 原告の契約管理規程2条によれば、原告の契約は、原則として、
5 指名競争入札又はプロポーザル（企画競争入札）とするとされているものの、同4条2項では、緊急の必要により競争入札に付すことができないとき、競争入札に付すことが協会にとって不利と認められるとき、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき、予定価格が1000万円未満
10 の工事等の請負契約をするとき等はこの限りではないと定められている（甲33）。

(3) 原告関係者

ア B1は、平成24年1月に原告の代表理事に就任し（2回目）、平成27年11月20日に死亡するまで原告の代表理事を務めて
15 いた者である（以下「B前理事長」という。）（甲1、158）。

イ C1は、平成24年から原告の理事となり、広報部長、平成26年4月からは事業部長を務め、B前理事長死亡による理事長代行を経て、平成27年12月18日から代表理事を務めている者である（以下、当時の役職にかかわらず「C理事長」という。）（甲1、
20 11、109、158）。

ウ D1は、平成24年2月に原告の理事となり、平成27年12月以降、原告の事業部長を務めている者である（以下「D事業部長」という。）（甲1、11、107）。

エ E1は、平成24年2月には原告の理事の地位にあり、事業部長
25 を務めていたが、平成26年3月24日に理事を退任した者である（以下「E親方」という。）（甲1、29）。

オ F 1 は、遅くとも平成 2 4 年 2 月には原告の理事の地位にあり、平成 2 8 年 3 月 2 8 日に理事に重任された者である（以下「F 理事」という。）（甲 1、1 1）。

5 カ b 1 は、公認会計士の資格を有し、遅くとも平成 2 4 年 2 月には原告の監事を務めていた者である（以下「b 監事」という。）（甲 1、1 1）。

キ c 1 は、元検事で、遅くとも平成 2 4 年 2 月には原告の外部理事を務めており、平成 2 8 年 3 月に退任した者である（以下「c 理事」という。）（甲 1）。

10 ク d 1 は、平成 2 4 年 5 月に原告に採用され、同年 6 月には原告の事務局のトップである主事に昇任したが、平成 2 6 年 3 月には主事代行に降格され、同年 1 0 月に原告を退職した者である（以下、時期を問わず「d 主事」という。）（甲 2 9、乙 4 1）。

15 主事とは、原告の事務を総轄する役職であり、上記(2)イの範囲の決裁及び支払を行うほか、理事会その他の定例的な会議の議題調整及び進行、事務職員の労務管理等を業務とするものである（甲 4 2 の 3 頁、甲 1 0 6 の 4・1 9 頁）。

20 ケ e 1（以下「e」という。）は、平成 2 5 年 2 月に原告に採用され、平成 2 6 年 1 2 月 3 1 日に一度退職した後、平成 2 8 年 4 月に復職し、同年 1 1 月に主事になった者である（甲 1 5 9）。

25 コ f 1（以下「f」という。）は、昭和 5 6 年 7 月に原告に採用され、昭和 6 0 年の国技館の建設に携わり、平成 2 4 年 8 月には原告の施設管理責任者として国技館改修工事の発注業務、工期の管理業務などを担当し、平成 2 6 年 5 月に定年退職した後も、原告に嘱託雇用されていた者である（甲 3 2、1 5 3）。

サ g 1（以下「g」という。）は、原告の事務局職員で経理・人事

室の室長代理をしていた者であるが、平成28年4月1日、原告を退職した。h1（以下「h」という。）は、原告の事務局職員であった者であるが、同月死亡した。（甲29、132、証人e43頁、弁論の全趣旨（原告最終準備書面10頁））

5 (4) 被告ら

ア 被告会社は、平成13年12月14日に設立された情報通信システムの企画及びそれに関連するコンサルティング業務、並びにスポーツイベント・文化事業等の企画・斡旋・プロデュース・運営受託等を目的とする株式会社である。被告会社は平成29年10
10 月25日の株主総会の決議により解散し、清算手続中である。（甲2、3）

イ 被告aは、昭和59年に兵庫県警を退官し、アパレル関係の仕事をしていたが（甲144）、平成13年12月14日、被告会社を
15 設立し（被告aの一人会社）、以来、被告会社が解散するまでの間、その代表取締役を務め、解散後は代表清算人を務めている。

(5) 業務委託契約の締結

ア 原告は、平成24年2月6日、被告aを危機管理政策顧問として、被告会社又は被告aに対し（委託の相手方については争いがある。）、原告の訴訟案件にかかわる危機管理運営に関する助言業務
20 （業務内容はその都度原告が指定するとされており、同日付けの通知書で理事長が指示する日本相撲協会の訴訟案件に関わる危機管理運営に関する助言業務とされた。）を、契約期間1年間、委託料1日当たり2万円（税別）で委託した（甲5、7、8）。なお、
25 上記業務委託契約は、下記の業務委託契約の締結により、平成24年8月31日をもって終了した（甲6）。

イ 原告は、平成24年9月1日、被告aを常任特別顧問として、

被告会社又は被告 a に対し（委託の相手方については争いがある。）、原告の事務局業務全般の助言と指導、理事長の特命業務、理事長の要請に基づく事業部間の調整、危機管理に関わる業務、理事長の要請による理事会等必要な会議の出席についての業務を、契約期間 1 年間（契約期間満了の 1 か月前までに両者から申入れのない場合 1 年間自動更新）、委託料月額 1 2 6 万 9 0 0 0 円（税別）で委託した（甲 6、8、9）（特に断らない限りは、上記アと併せて、原告と被告 a 又は被告会社との間の一連の業務委託契約を「本件業務委託契約」という。）。

5

10

ウ 原告は、平成 2 7 年 1 月 1 日以降、本件業務委託契約の委託料を月額 1 4 4 万 8 0 0 0 円（税別）へと引き上げた。

15

エ 原告は、平成 2 4 年 2 月から平成 2 8 年 1 月末まで、被告会社に対し、本件業務委託契約に基づき、平成 2 4 年分 1 2 2 4 万 3 0 0 0 円、平成 2 5 年分 2 2 8 4 万 2 0 0 0 円、平成 2 6 年分 2 2 8 4 万 2 0 0 0 円、平成 2 7 年分 2 8 6 5 万 5 5 6 0 円、平成 2 8 年分 1 1 7 万 2 5 2 0 円の合計 8 7 7 5 万 5 0 8 0 円を支払った（弁論の全趣旨。なお、被告らは平成 2 7 年 1 2 月分について被告 a が給料として受領したと主張するほかは争うことを明らかにしていないところ、被告 a が原告に対し労働契約上の地位を有しないことにつき確定判決があり、仮に同月分を被告 a が受領しているとしても、業務委託料として支払われたものと認められる。）。

20

オ 原告は、平成 2 8 年 1 月 2 8 日、被告会社に対し、同月末日をもって本件業務委託契約を解除する旨の意思表示をし、同日をもって本件業務委託契約は終了した（甲 1 4 の 1、2）。

25

(6) パチンコに関する契約関係と動画流出

ア 株式会社 G（以下「G」という。）の代表取締役の i 1（以下「i」

という。)は、従業員であるj 1 (以下「j」という。)を介して被告aと知り合い、被告aに対し、原告公認のパチンコ台を作るのに協力する目的で、同級生であるk 1 (以下「k」という。)が営業部長を務めており、肖像権を利用した商品の企画等を行っている株式会社H (以下「H」という。)を紹介した(乙3)。

イ Gのiは、被告aに対し、原告がパチンコメーカーにパチンコ台の製造販売に際して相撲部屋、力士、年寄、行司等の四股名、名称、写真、映像、肖像等の利用を許諾する契約(以下「名称等利用許諾契約」という。)の締結交渉に関連して、平成24年11月12日に500万円、同月22日に1200万円を現金で交付した(なお、被告aが、iに同金員を返金したか否かは争いがある)。

ウ 原告は、平成25年5月25日、I 1 (以下「I」という。)との間で、契約期間を同年7月1日から平成30年6月30日までとして、名称等利用許諾契約(以下「本件名称等利用許諾契約」という。)を締結し、パチンコメーカーがHに対し原告との交渉業務等を委託したのを受けて、平成25年5月27日、Hとの間で上記力士等の名称等の利用許諾の対価を最低保証許諾料1億円(支払期日平成25年7月末日)、10万台を超えると1台当たり2000円とする旨の覚書を締結した(甲113~115、弁論の全趣旨)。

なお、被告会社は、Hから、平成25年4月17日に262万5000円、同年7月5日に3950万円の振込送金を受けた(甲112)。

エ iは、平成26年1月頃、平成24年11月12日に現金500万円を被告aに交付した際の様子を隠し撮りした動画(以下「本件動画」という。)をインターネット上の動画サイトであるY o u

T u b e 上に投稿した（甲 3 5 の 1、2）。また、上記イの現金授受については、原告顧問のパチンコ裏金受領疑惑として、平成 2 6 年 1 月から 2 月にかけて週刊誌等で報じられ（甲 3 6 の 1～4、甲 3 7）、同年 3 月には全国紙でも報じられた（甲 1 4 7）。

5 オ 原告は、平成 2 7 年 9 月 2 5 日、I との間で本件名称等利用許諾契約を更新し、契約期間を令和 5 年 6 月 3 0 日までに延長した（甲 1 1 6）。原告は、H が原告との交渉業務を k が代表取締役を務める株式会社 J 1（以下「J」という。）に再委託したことを受けて、平成 2 7 年 9 月 2 5 日、J との間で上記力士等の名称等の
10 利用許諾の対価を最低保証許諾料 1 億円（支払期日同年 1 2 月末日）、1 0 万台を超えると 1 台当たり 2 0 0 0 円とする旨の覚書を締結した（甲 1 1 7、1 1 8）。

なお、被告会社は、平成 2 7 年 1 2 月 1 日、J から 3 2 4 0 万円の振込送金を受けた（甲 1 1 2）。

15 (7) 国技館基幹設備等改修工事等の契約関係

ア 国技館基幹設備等

(ア) 昭和 5 9 年 1 1 月に完成した国技館の老朽化に伴い、平成 2 3 年 1 0 月 1 9 日開催の理事会で、国技館基幹設備等改修工事（以下「国技館改修工事」という。）を実施することが決定され
20 た。

(イ) 平成 2 3 年 1 2 月 2 8 日開催の理事会で、国技館改修工事の請負業者を株式会社大林組（以下「大林組」という。）とすることが決定され（乙 3 3）、平成 2 4 年 1 月 2 6 日理事会で、株式会社日建設計（以下「日建設計」という。）を設計施工管理会社
25 とすることが決定された（乙 3 5）。

しかし、平成 2 4 年 3 月 1 8 日開催の理事会で、大林組との契

約内定を白紙にすることが決まり、同年5月2日開催の理事会で、日建設計との契約内定も白紙に戻すこととなった(甲15、16、乙37、39)。

5 (ウ) 平成24年7月15日の理事会において、事業部長(当時はE親方)を委員長とする国技館改修工事推進委員会の設置が報告された。同委員会は、国技館改修工事完了予定の平成31年までの間、基幹設備等改修及びその時期までに行う緊急工事に関する実施案並びに設計施工者選定に係る実施案を検討し、理事会への上程を行うという役割を担っていた。(甲18、乙42)

10 同委員会は、平成26年11月7日、原告の建設関連事項を全て協議できる委員会とする趣旨で、建設委員会(以下、いずれの委員会についても「建設委員会」という。)へと名称が変更された(甲162、乙20)。

15 (エ) 平成24年5月24日開催の理事会で、国技館改修工事に関する設計・監理のコンサルタントとして、被告aが紹介した株式会社NTTファシリティーズ(以下「NTTファシリティーズ」という。)を選定することが承認された(乙40)。原告は、同年8月1日、NTTファシリティーズとの間で、国技館改修工事に係る管理・技術コンサルタント業務を委託するコンストラクション・マネジメント業務委託契約(以下「本件CM業務委託契約」という。)を締結した(甲18、26、180)。

20 NTTファシリティーズの役割は、国技館改修工事に関する設計施工者選定支援、設計段階における設計内容の確認、指導及び調整、工事中における工事内容の確認を行い、建設委員会へ出席して、専門的見地からアドバイスすることとされていた(甲18、25 26)。なお、NTTファシリティーズの総括責任者は、当初は

1 1 (以下「1」という。)であったが、平成25年8月頃、m
1 (以下「m」という。)に交代した(甲26)。

(オ) 原告は、平成25年9月30日、K株式会社(以下「K」とい
う。)との間で、設計・監理者及び施工者をK(設計・監理及び
5 施工とも電気設備担当は株式会社A(以下「A」という。)、機械
設備担当は新菱冷熱工業株式会社(以下「新菱冷熱」という。))
とする国技館改修工事につき、設計範囲を26項目、工事範囲を
①受変電設備の更新、②空調熱源劣化更新、③空調機更新、④防
災センター更新の4項目として、総工事金額41億3700万
10 円(税別)で請負契約及び設計・監理業務受託契約を締結した(以
下「国技館改修工事請負契約」という。)。同契約では、原告が電
気設備工事担当業者としてA、機械設備工事担当業者として新
菱冷熱を指定し、Kは上記2社に対し、国技館改修工事請負契約
で定められた金額でそれぞれに電気設備工事、機械設備工事を
15 発注しなければならないとされている。

工事金額の内訳(いずれも税込み)は以下のとおり。

基本・実施設計代金	1億8375万円
建築工事	1億1025万円
電気設備工事	3150万円
20 機械設備工事	4200万円
施工代金	39億0836万2500円
建築工事	8億1611万2500円
電気設備工事	14億9625万円
機械設備工事	15億9600万円
25 監理代金	9345万円
建築工事	3150万円

	電気設備工事	3 0 4 5 万円
	機械設備工事	3 1 5 0 万円
	コストオンフィー代金	1 億 5 8 2 8 万 7 5 0 0 円
	【設計】電気設備工事	1 5 7 万 5 0 0 0 円
5	機械設備工事	2 1 0 万円
	【施工】電気設備工事	7 4 8 1 万 2 5 0 0 円
	機械設備工事	7 9 8 0 万円

なお、コストオンフィー代金は、原告がKに対し統括管理業務及び共益業務を委託し、各設備工事発注額の各5%に相当する金額を支払うこととされたものである。

工事金額の支払時期については、基本・実施設計代金（コストオンフィー代金を含む。）につき、契約締結時に20%分の3748万5000円、設計完了時に1億4994万円を支払い、施工・監理代金（コストオンフィー代金を含む。）につき、工事着手時に20%分の8億3128万5000円、残金を各年3月末日及び9月末日において完了した部分の出来高払いとして請求月の翌月末日に現金で全額支払うことが定められている。

（甲31、160）

(カ) 原告は、平成29年6月末日までに、Kとの間で国技館改修工事請負契約を合意解除し、新たな工事業者に国技館改修工事を続行させている（甲183～187）。

イ 国技館その他工事（国技館改修工事請負契約の工事範囲4項目以外）

(ア) 診療所エレベータ2階延長更新工事

原告は、建設委員会による承認の上、平成26年11月28日、Kに対し、診療所エレベータ2階延長更新工事を発注し、請負代

金 4 9 5 0 万円（税別）を支払った（甲 8 2 ～ 8 6）。

(イ) 教習所修繕工事

原告は、建設委員会による承認の上、平成 2 7 年 2 月 1 3 日、
K に対し、教習所修繕工事を発注し、請負代金 4 1 5 0 万円（税
5 別）を支払った（甲 8 7 ～ 9 2）。

(ウ) ポンプ類劣化更新工事

原告は、建設委員会による承認の上、平成 2 7 年 3 月 3 1 日、
K に対し、ポンプ類劣化更新工事を発注し、請負代金 2 1 0 0 万
円（税別）を支払った（甲 9 7 ～ 1 0 0）。

10 (エ) 決まり手表示更新工事等

原告は、建設委員会による承認の上、平成 2 7 年 5 月頃、K に
対し、決まり手表示更新工事を発注し、請負代金 2 7 5 0 万円（税
別）を支払った（甲 6 5 ～ 6 8）。

原告は、建設委員会による承認の上、平成 2 7 年 5 月頃、A に
15 対し、取組表示灯の L E D 化工事を発注し、請負代金 1 7 9 0 万
円（税別）を支払った（甲 6 9 、 7 1 、 7 2 、 7 4 、 7 6）。

原告は、建設委員会による承認の上、平成 2 7 年 1 2 月頃、A
に対し、決まり手表示の漢字化工事を発注し、請負代金 6 0 万 6
0 0 0 円（税別）を支払った（甲 7 0 、 7 3 、 7 5 、 7 7）。

20 (オ) 電話設備幹線更新工事

原告は、建設委員会による承認の上、平成 2 7 年 5 月 1 1 日、
K に対し、電話設備幹線更新工事を発注し、請負代金 2 4 6 0 万
円（税別）を支払った（甲 7 8 ～ 8 1）。

(カ) 木戸関連工事

25 a 木戸の改修工事

木戸とは、国技館の正門の左右に位置する本場所の入場券販

5 売所を兼ねた建物（各 23㎡）をいい、原告は、平成27年5月27日、Kに対し、国技館の正門の正面に向かって右手の木戸の改修工事（以下「木戸改修工事」という。）を代金4880万円（税別）で発注した。Kは、同月28日から同年8月31日にかけて木戸改修工事を施工し、同年7月24日には完成検査が行われた（甲49添付資料1・2、甲50～52）。

原告は、平成27年12月21日、Kに対し、木戸改修工事代金として5270万4000円（税込み。振込額は手数料を控除した5270万3568円）を支払った（甲53、54）。

10 木戸改修工事当時、L親方、M親方、N親方が木戸を担当していた（以下、木戸担当親方を「木戸の親方ら」という。）

b 木戸のサイネージシステム工事

15 木戸改修工事には、切符販売状況モニター設置電気設備更新工事が含まれていたが、これは、木戸の切符売り場窓口上部にあった手書き等の掲示板を、液晶モニターを設置し、チケット販売仲介業者の情報配信サービスと連携することで、最新のチケットの販売状況をデジタルで表示する形式であるデジタルサイネージに切り替える工事である。

20 Kは、木戸改修工事において、木戸の外側に新しい液晶ディスプレイ3台を取り付けた（甲49添付資料3の4）。

原告は、平成27年7月31日、株式会社O1（以下「O」という。）に対し、上記サイネージシステムの構築に係る工事（以下「木戸サイネージシステム工事」という。）を、工事代金764万円（税別）、工期同年8月1日から同月27日までの約定で発注した（甲55、58）。

Oは、同年7月24日頃、Aに対し、上記工事の一部である

液晶モニター設置工事を90万円で発注し（甲56）、また、同年8月1日、サイネージシステム提供及び設定作業に関して株式会社NTTぷらら（以下「NTTぷらら」という。）の派遣社員のn1（以下「n」という。）に対し業務を委託した（甲560、弁論の全趣旨）。

原告は、同年8月28日、Oから同工事の引渡しを受け、同年9月30日、Oに対し工事代金825万1200円（税込み）を支払った（甲58、59、61）。

(キ) 既存遡及工事

原告は、建設委員会による承認の上、平成27年6月10日、Kに対し、国技館の倉庫増築等に伴う防火設備についての既存遡及工事を発注し、請負代金1500万円（税別）を支払った（甲101～105）。

(ク) 雨水利用設備更新工事

原告は、建設委員会による承認の上、平成27年9月14日、Kに対し、雨水利用設備更新工事を発注し、請負代金2939万円（税別）を支払った（甲93～96）。

(ケ) 雨水槽漏水対策工事

国技館の地下部分には、雨水槽（雨水を排水するための排水槽をいう。）が設置されていた。原告は、雨水利用設備更新工事におけるろ過装置の調査により、これらの雨水槽に欠陥があり漏水の発生が判明したとして、雨水槽を修繕する雨水槽漏水対策工事を実施することとした（甲49、乙22）。

原告は、平成27年9月25日、Kに対し、雨水槽漏水対策工事を、請負代金9203万4360円（税込み）、工期を同月28日から平成28年5月10日までとして発注した（甲62）。

原告は、平成29年3月27日にKからの請求を受けて、同年4月28日、Kに対し、雨水槽漏水対策工事代金として7990万9200円（振込額は手数料を控除した7990万8768円）を支払った（甲63、64）。

5 ウ その他の工事等

(ア) システム入替工事

原告は、平成26年6月頃、Oに対し、原告内で使用していたパソコン、サーバ及びソフトウェア等のシステム一式を入れ替える工事（以下「システム入替工事」という。）を発注し、同年7月
10 31日、請負代金4233万6000円を支払った（甲131、132）。

(イ) ネットワーク設置工事

原告は、平成26年11月頃、Oに対し、ネットワーク設置工事を発注し、同年12月25日、請負代金273万2400円（な
15 お、実際の支払金額は、手数料432円が控除された金額である273万1968円）を支払った（甲133～135）。

(ウ) ソフトウェア保守契約

原告は、平成27年6月頃、NTTぷららとOを介して、IT
20 資産管理ソフトウェア「SKYSEA」を原告内のシステムに導入したことに伴い（甲60）、同年7月頃、Oとの間で、「SKYSEA」の保守契約を、保守定額料金年額100万6560円（税込み）で締結した（甲136）。

原告は、平成27年9月30日、Oに対し、木戸サインージシステム工事の工事代金825万1200円（税込み）と共に、保
25 守定額料金100万6560円を支払った（甲61）。なお、実際の支払金額は、木戸サインージシステム工事の工事代金と「SK

Y S E A」の保守定額料金の合計金額 9 2 5 万 7 7 6 0 円から手数料 4 3 2 円が控除された 9 2 5 万 7 3 2 8 円である（甲 6 1）。

(エ) 国技館 L E D 照明工事

5 Oが行った国技館バックヤード・事務所の L E D 照明導入工事
に関して、原告と日栄サポート&サービス株式会社（以下「日栄
サポート」という。）との間で、原告が日栄サポートに国技館内の
L E D 照明による省エネルギーサービス事業を 7 年間、サービス
料月額 6 5 万 4 4 1 3 円（税別）で委託する旨の平成 2 7 年 1 1
月 1 6 日付け契約書が作成されている（甲 1 5 9 の 3 6 ・ 3 7 頁、
10 甲 1 7 6。なお、同契約書に基づく契約を「省エネルギーサービ
ス契約」というが、その成立には争いがある。）。

エ A 及び O から被告会社への送金

被告会社は、A から、平成 2 5 年 1 2 月 2 7 日に 2 3 3 7 万 3 0
0 0 円、平成 2 6 年 5 月 3 0 日に 5 4 5 3 万 7 0 0 0 円の振込送金
15 を受けた（甲 1 1 2）。

被告会社は、O から、平成 2 6 年 7 月 3 1 日に 4 0 0 万円、平成 2
7 年 1 月 1 5 日に 2 7 万 3 2 4 0 円、同年 9 月 3 0 日に 2 0 1 万 9
6 0 0 円の振込送金を受けた（甲 1 1 2）。

(8) 株式会社 P（以下「P」という。）との契約

20 ア 原告は、平成 2 5 年 1 2 月 2 7 日、P との間で、契約期間を平成
2 6 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで、期間満了の 1 か月前ま
でに通知がない場合には自動更新されるとの約定で、国技館内での
飲食物販についての出店・営業に関する契約（以下「本件出店営業契
約」という。）を締結した（甲 1 1 9）。

25 イ 原告は、平成 2 7 年 1 0 月 1 3 日、P との間で、同月 1 4 日に開
催される大相撲松本場所の会場において相撲関連商品を販売するこ

とを承諾する旨の覚書を締結した（甲 1 2 0）。

ウ 被告会社は、P から、平成 2 6 年 6 月 2 3 日から平成 2 8 年 1 2 月 9 日までの間に、以下のとおり計 1 0 回合計 2 6 4 9 万 8 1 4 0 円の振込送金を受けた（甲 1 1 2）

5	平成 2 6 年 6 月 2 3 日	1 6 万 8 2 2 5 円
	平成 2 6 年 1 0 月 2 9 日	1 2 6 万円
	平成 2 7 年 2 月 6 日	2 2 4 万 4 5 6 5 円
	平成 2 7 年 2 月 2 5 日	1 8 万 5 7 3 0 円
	平成 2 7 年 6 月 3 0 日	7 2 2 万 4 6 2 6 円
10	平成 2 7 年 1 0 月 3 0 日	6 9 6 万 1 3 3 2 円
	平成 2 8 年 2 月 2 9 日	6 7 9 万 5 4 1 7 円
	平成 2 8 年 7 月 6 日	8 9 万 3 3 2 3 円
	平成 2 8 年 1 0 月 3 1 日	9 万 0 1 2 6 円
	平成 2 8 年 1 2 月 9 日	6 7 万 4 7 9 6 円

15 (9) 動画配信の契約関係

ア P P V とは、Q 株式会社（以下「Q」という。）が運営するインターネット上のライブ動画配信プラットフォーム上で提供する有料サービスの 1 つである「ペイ・パー・ビュー」をいい、各 P P V 視聴者が 1 回ごとに視聴を希望するコンテンツを選び、その支払をすることで当該コンテンツの視聴が可能となる形式の配信サービスをいう（甲 1 2 3）。

20 V O D 配信とは、V i d e o o n D e m a n d 方式で行う動画のストリーミング配信及びダウンロード配信をいう。

イ Q との契約

25 (ア) 原告は、平成 2 6 年 1 月 9 日、N T T ぷらら、R 株式会社（以下「R」という。）の子会社である Q との間で、原告が主催する各本

場所の取組映像を P P V 配信し、その売上を原告 40%、N T T ぷらら 20%、Q 40% の割合で分配し、売上分配金を配信が完了した月の末日から 90 日以内に支払う旨の P P V 配信に関する基本契約を締結した（甲 1 2 2、1 2 3）。

5 (イ) 原告は、平成 26 年 1 月 9 日から平成 27 年 8 月 24 日までの間に、N T T ぷらら、Q との間で、平成 26 年 1 月場所から平成 27 年 9 月場所までの奇数月に開催される本場所ごとに P P V 配信に関する個別契約を計 11 回にわたって締結し、これらの P P V 配信が行われた（甲 1 2 4 の 1 ないし 1 2 4 の 11、弁論の全趣旨）。

10

(ウ) 被告会社は、Q から、平成 26 年 4 月 28 日から平成 27 年 12 月 28 日までの間に、以下のとおり計 11 回合計 148 万 5429 円の振込送金を受けた（甲 1 1 2）。

平成 26 年 4 月 28 日 15 万 1807 円

15

平成 26 年 6 月 30 日 14 万 5069 円

平成 26 年 8 月 29 日 11 万 3238 円

平成 26 年 10 月 31 日 11 万 9683 円

平成 26 年 12 月 26 日 14 万 4832 円

平成 27 年 2 月 27 日 11 万 5700 円

20

平成 27 年 4 月 30 日 13 万 8700 円

平成 27 年 6 月 30 日 14 万 0650 円

平成 27 年 8 月 31 日 13 万 6450 円

平成 27 年 10 月 30 日 14 万 6100 円

平成 27 年 12 月 28 日 13 万 3200 円

25

ウ R との契約

(ア) 原告は、平成 27 年 1 月 1 日、R との間で、1 場所当たり 100

万円、配信先を日本国内に限定し、平成27年開催の全6場所の毎日3番分の取組映像を対象とするVOD配信に関する映像ライセンス利用許諾契約を締結した(甲121、126)。

5 (イ) 原告は、平成27年10月19日、NTTぷらら、Rとの間で、原告が主催する各本場所の取組映像をPPV配信し、その売上金を原告40%、NTTぷらら20%、R40%の割合で分配し、売上分配金を配信が完了した月の末日から90日以内に支払う旨のPPV配信に関する基本契約を締結した(甲125)。同契約に基づき、平成27年11月場所、平成28年1月場所、3月場所、5月場所の各取組映像がPPV配信された(弁論の全趣旨)。

10 (ウ) 原告は、平成28年1月10日、Rとの間で、上記(ア)の映像ライセンス利用許諾契約の配信対象に、平成28年1月場所も追加する覚書を締結した(甲127)。

15 (エ) 原告は、平成28年2月16日、Rとの間で、R等が運営するウェブサービスにおいて、国内・海外を問わず、年間6場所につき各場所終了後から翌年同場所開催前日までのインターネット配信を、対価平成28年分6500万円、平成29年以降分年8000万円を毎年3月末日に支払うとの条件で許諾する旨のコンテンツ利用許諾契約を締結した(甲128)。

20 (オ) 被告会社は、Rから、平成28年1月29日から平成28年5月31日までの間に、以下のとおり計4回合計579万4550円の振込送金を受けた(甲112)。

平成28年1月29日 12万7250円

平成28年4月15日 540万円

25 平成28年4月28日 12万5700円

平成28年5月31日 14万1600円

エ S株式会社（以下「S」という。）との契約

5 (ア) 原告は、平成29年1月1日、株式会社電通（以下「電通」という。）との間で、年間6場所につき各場所終了後から翌年同場所開催前日又は契約期間満了の日のいずれか早い日までのインターネット配信を、対価1億3500万円を偶数月の末日に2250万円ずつ支払うとの条件で許諾する旨のコンテンツ利用許諾契約を締結した（甲129）。電通は、Sを含む複数社に対し上記配信の権利を再許諾した（甲129、130）。

10 (イ) 被告会社は、Sから、平成28年6月30日から同年12月27日までの間に、以下のとおり計3回合計1620万円の振込送金を受けた（甲112）。

平成28年6月30日 540万円

平成28年9月30日 540万円

平成28年12月27日 540万円

15 (10) 被告aは、原告の平成27年11月15日の理事会で、原告の事務全般の総轄責任者として雇用されたにもかかわらず、平成28年1月26日に解雇されたが、上記解雇は権利濫用により無効であると主張して、東京地方裁判所に、原告に対して労働契約上の地位の確認及び未払賃金の支払を求める訴え（以下、同訴えに係る訴訟を第一審、第二審を区別せず「別件訴訟」という。）を提起した。同訴訟の
20 第1審裁判所は、平成30年8月28日、被告aが原告に雇用された事実は認められないとして、請求棄却の判決を言い渡し（甲106）、第2審裁判所は、平成31年2月6日、控訴棄却判決を言い渡し（甲110）、同判決は同月28日の経過により確定した（甲111）。

25 3 争点

本件の争点は、原告の以下の(1)ないし(4)の請求項目についての被告

らの責任原因（争点1～4）並びに損害の有無及びその額（争点5）である。

(1) 金銭受領関係（被告会社に対する入金は裏金に該当するものか、裏金の受領が被告aの義務違反行為といえるか。（争点1））

5 (2) 木戸・雨水槽関係（被告aが、必要性・緊急性の認められない木戸関連工事及び雨水槽漏水対策工事を原告に行わせたものであるか。（争点2））

(3) 信用毀損関係（被告aの行為により、原告の信用が毀損されたか。（争点3））

10 (4) 業務委託関係（被告aは、本件業務委託契約の趣旨に反する行為をしていたか。（争点4））

4 争点に関する当事者の主張

(1) 争点1（金銭受領関係）について
（原告の主張）

15 ア 裏金受領の有無

被告aは、原告の常任特別顧問の肩書を利用して、原告との取引を希望する者に対し、原告の新たな取引先となるように取り計らう見返りとして金銭を要求し、以下のとおり、被告会社の三井住友銀行新宿西口支店の口座（以下「本件被告口座」という。）に
20 金銭を振り込ませて裏金を受領した（被告会社は被告aの一人会社で実質的に同一主体である。）。

(ア) Aからの裏金

被告aは、平成24年11月頃、Aに対し、国技館改修工事の施工業者として推薦できるとして、斡旋手数料の話を持ち掛け、
25 Aが国技館改修工事の施工業者に選定された場合には、工事請負代金総額の5%程度を斡旋手数料として受け取るとの約束を取

り付けた。そして、Aを国技館改修工事の電気設備工事の施工業者として推薦し、実際にAが施工業者に選定されると、その見返りとして、被告会社に工事代金の5%に当たる7791万円を振り込ませ、裏金を受領した。

5 (イ) Oからの裏金

被告aは、原告とOとの間で、国技館の改修工事のうちシステム入替工事、ネットワーク設置工事、ソフトウェア保守契約、木戸サイネージシステム工事の請負契約を締結させ、その見返りとして、Oから被告会社に入金させてこれを受領した。

10 被告らは、Oからの入金が、被告会社がOに太陽光発電に関心のある企業などを紹介した業務委託費であると主張するが、Oの代表取締役であるoが原告のヒアリングにおいて、被告会社と正当な契約関係にあったとは説明せず、被告会社の存在すら知らないと述べて被告会社への支払を否定したことに加え、木戸サイネ
15 ジシステム工事については被告aと親交のあるnがOから業務委託を受ける形で行っていること、被告aがNTTぷららを介してOに「SKYSEA」というシステムを原告に導入させ、その保守契約をOに発注させたことからすれば、原告との上記各契約締結に関する裏金に該当することは明らかである。

20 (ウ) パチンコメーカーの仲介業者からの裏金

被告aは、原告理事会に諮ることなく、平成25年5月25日、原告とIとの間で、本件名称等利用許諾契約を締結させ、さらに平成27年9月25日、上記契約の有効期間が2年以上残っている状況で、それを延長する契約を締結させたところ、その見返り
25 として、Iから委託を受けたH、さらにその業務の全部または一部を再委託されたJから裏金を受領した。

(エ) Pからの裏金

被告 a は、平成 25 年 12 月 27 日、独断で、懇意の関係にあった P に国技館内で出店及び営業することを了承する本件出店営業契約を原告に締結させ、その見返りとして、平成 26 年 6 月
5 から平成 28 年 12 月まで計 10 回にわたり裏金を受領した。P から被告会社への送金は、原告と P 間の本件出店営業契約締結後に始まっているから、被告 a が P に対し便宜を図って原告と契約できるようにしたことへの見返りであったと考えるのが合理的である。

10 被告らは、P から被告会社への入金、店舗展開サポートによるコンサルタント料金又は被告会社が株式会社なだ万（以下「なだ万」という。）や株式会社京樽（以下「京樽」という。）から仕入れた弁当の転売代金であったと主張する。しかし、被告 a 以外に実働する役員・従業員のいない被告会社が P に対し多額の報酬
15 に見合うようなコンサルタントサービスを提供できたはずがなく、被告会社が P との間で店舗展開サポートに関する覚書を締結し、P が原告との間で本件出店営業契約を締結した後に被告会社に対する送金が始まっていることから、P からの入金がコンサルタント料金であるとの主張は信用できないし、本件被告口座から
20 なだ万や京樽に対して出金された記録がないことから、上記入金が弁当の転売代金であるとも認められない。

(オ) 動画配信業者からの裏金

被告 a は、平成 26 年 1 月 9 日、原告と Q との間で、取組映像を P P V 配信し、その売上を分配する旨の契約を締結させ、原告
25 との取引機会を提供する便宜を図った見返りとして、Q から売上金の一部を被告会社に振り込ませて受領した。

さらに、被告 a は、平成 27 年 10 月 19 日、原告と N T T ぷらら、R との間で、P P V 配信に関して売上を分配する旨の契約を締結させ、その見返りとして、R から売上金の一部を被告会社に振り込ませて受領した。

5 被告らは、被告会社と Q ないし R との間で動画配信に関するコンサルタント契約を締結したと主張するが、相撲に詳しいタレントらの起用の提案等についてはコンサルタント契約を締結するほど専門的な知識を要するものではなく、力士や相撲部屋に関する情報提供については機密事項の漏洩に該当しそれ自体が原告
10 に対する背任行為であるといえ、被告らの主張は認められない。

また、被告 a は、平成 27 年から平成 28 年にかけて、原告と R との間で、取組映像のインターネット配信に関する権利を、低額な金額で許諾する内容の契約を締結させ、その見返りとして被告会社に金銭を振り込ませて受領した。被告 a は、平成 29 年 1
15 月 1 日、原告と電通との間で、取組映像のインターネット配信に関する契約を締結させ、その見返りとして、電通の再許諾先として指定されていた S から被告会社に金銭を振り込ませて受領した。

イ 裏金の受領が被告 a の義務違反行為といえるか

20 原告の常任特別顧問の地位にあり、被告会社の代表取締役として本件業務委託契約に基づく業務の遂行に当たっていた被告 a が、その職権を濫用して、取引業者から裏金を受領し、私腹を肥やすことは、それ自体が背任行為に当たる。

25 被告らは S 等からの入金 は 斡旋手数料であると主張するが、仮にそうであるとしても、被告 a が原告の顧問の地位にありながら、原告の取引業者から斡旋手数料を受け取ること自体、原告の利益

を損なう利益相反行為といえる。

また、被告 a は、被告会社の代表取締役として本件業務委託契約に基づき、原告の各種契約案件につき、業者選定、契約交渉・締結等の業務の遂行に当たっていたものであり、原告に対して善管注意義務を負っていた。具体的には、原告に最大限の利益をもたらすよう、① A、O との契約のように、原告が契約の相手方に対し金銭を支払う契約においては、できる限り原告が支払うべき対価を減額し、原告の財産を減少させないよう誠実に交渉すべき義務を、② その他の取引業者との契約のように、原告が契約の相手方から対価を受け取る契約においては、できる限り原告が受け取るべき対価を増額し、裏金相当額を原告に対価として支払うよう誠実に交渉すべき義務を有していた。それにもかかわらず、被告 a は故意に、裏金相当額を原告が支払う対価から減額させる交渉も、原告が受け取る対価を裏金相当額増額させる交渉も行わず、自ら裏金を受領した。

よって、被告 a は、裏金の受領につき、不法行為又は会社法 4 2 9 条の損害賠償責任を負い、被告会社は会社法 3 5 0 条の損害賠償責任を負う。

(被告らの主張)

ア A からの入金

被告 a には業者を選定する権限はなく、施工業者の選定に不当に介入したことなどなく、原告が指摘する入金については一切関与していない。仮に被告 a が斡旋手数料として受領していたとしても、A との契約締結に至る過程で被告 a の担った役割からすれば、斡旋手数料を放棄させて A に更なる減額をするように交渉する義務はなく、原告から受託した業務の遂行自体は適切に行われ

ていたのであるから、原告との契約に抵触することはない。

イ Oからの入金

被告 a は、システム入替工事、ネットワーク設置工事、ソフトウェア保守契約、木戸サイネージシステム工事につき、原告と O との間の契約交渉を任されたことはなく、原告が指摘する入金は、被告
5 会社が、O との間で、太陽光発電に関心のある企業や LED 照明の導入を検討している企業を探して O に紹介する旨の業務委託契約を締結して、熊本県内の会社と神奈川県内のゴルフ場を紹介した対価として受け取ったものであり、原告との関係で裏金を受け取った
10 わけではない。

ウ パチンコメーカーの仲介業者からの入金

被告 a は、原告とパチンコメーカーとの契約交渉を独断で行っていたわけではない。原告においては、原告が収入を得る契約について理事会手続を省くことがあったため、本件名称等利用許諾契約について
15 も理事会決議を経ていなかった。しかし、理事長や理事、副理事、執行部付親方らが出席する定例会では何度も議論しており、同契約は原告役員らの総意に基づき締結されたものであって、契約手続に不正はない。

被告会社は、H から、デジタルコンテンツについての①海外での消費者の嗜好調査を行う業務及び②当該調査結果に基づいてコンテンツ収集を行う業務を委託されており、①の業務の対価として、
20 平成 25 年 4 月 17 日に 262 万 5000 円、同年 7 月 5 日に 3950 万円の合計 4212 万 5000 円を受領した。また、H の契約上の地位を引継いだ J から、平成 27 年 12 月 1 日、②の業務の対価として 3240 万円を受領した。被告会社では、事務職員や元
25 役員のパ 1（以下「p」という。）が被告 a の業務を手伝うことで

上記業務委託契約に対応しており、嗜好調査等については被告会社と取引関係のある会社に外注していたので業務量はそれほど多くはなかった。乙4の3の契約書の作成日が、Jの会社設立日よりも前になっているのは、Hの業務を早急に引き継ぐべく設立手続と業務の引継ぎを並行して進めていたところ、設立手続が遅れてしまったためである。

エ Pからの入金

平成26年1月1日までは国技館に飲食店を出していたのは1社のみであったところ、原告は、内閣府から公益認定を受けるにあたっては複数のレストランとの契約が望ましいとの要請を受けた。被告aは、B前理事長から指示を受け国技館に出店する業者を探したものの、本場所開催期間以外の来客が期待できないという理由で大手企業の誘致は困難であった中、Pが協力してくれることとなり、定例会の承認を経てPに出店を依頼することになった。

原告が指摘する入金は、被告会社が、Pとの間で、県外、海外への出店のサポートの外、国内外での販売方法に対する助言をするコンサルタント契約を締結してコンサルタント料金として受け取ったもの、又は被告会社がなだ万や京樽から仕入れた弁当をPに転売した代金として受け取ったものであり、原告との関係で裏金を受領したわけではない。Pと原告の間の本件出店営業契約の締結に時間を要した結果、Pと被告会社との間の契約が先行しているが、被告会社が受領したコンサルタント料にはPの国技館への出店に関する手数料は含まれていない。被告会社は少なくとも平成27年6月、10月、平成28年2月、10月には、本件被告口座の預金からなだ万や京樽に対し弁当代を支払っている。

オ 動画配信業者からの入金

動画配信及びインターネット配信サービスに関する業務は、原告では広報部長の指揮監督の下、広報部が担当するものであり、被告 a は、原告の動画配信関係の契約に関与していない。

原告が指摘する Q からの入金及び R からの平成 28 年 4 月 15 日を除く他 3 回の入金は、被告会社が、Q、R との間で動画配信に関するコンサルタント契約を締結して受け取ったものであり、原告との関係で裏金を受領したわけではない。なお、被告会社によるコンサルタント契約に基づく情報提供は、インターネット上でも検索可能な学生横綱に関する情報や過去にテレビ等で紹介されたような動画配信に協力的な相撲部屋の名称等であり、原告の機密事項ではなく内規に反するものではない。

R からの平成 28 年 4 月 15 日の入金及び S からの入金については、契約書もなく、内容の確認ができていないが、仮に斡旋手数料だとしても、被告 a が取引先業者に有利となるように不正を行った事実はない。甲 126 の映像ライセンス利用許諾契約と、後に締結された甲 129 のコンテンツ利用許諾契約は、配信先の範囲及び対象となる映像内容が異なっており、契約金額の比較の対象とするのは妥当ではない。

(2) 争点 2 (木戸、雨水槽関係) について

(原告の主張)

ア 木戸関連工事

被告 a は、原告の顧問という立場を利用して、必要性も緊急性も認められない木戸改修工事を、競争入札も実施せずに、不合理に高額な工事代金で、K に行わせた。

被告 a は、原告に無断で、木戸サイネージシステム工事を、被告 a と懇意の関係にある O に行わせた。

イ 雨水槽漏水対策工事

被告 a は、原告の顧問という立場を利用して、雨水槽に欠陥が生じていた事実はなかったにもかかわらず、必要性も緊急性も認められない雨水槽漏水対策工事を、競争入札を実施することなく、K に行わせた。

5

(被告らの主張)

ア 木戸関連工事

木戸改修工事は、木戸の親方からの強い要望があったため、被告 a が B 前理事長に報告して、原告において検討を開始した工事であるが、その後は木戸の親方らが主体となって施工業者と協議して進めたもので、被告 a の関与はほとんどなく、建設委員会においても工事内容及び必要性について協議され、実施が承認されている。完成検査書に、原告事務局の施設管理責任者であった f と主事としての業務を行っていた被告 a の押印があるのは当然であり、何ら問題はない。

10

15

木戸サインージシステム工事は、木戸の親方らが主体となって、施工業者である O の n と協議して進めたもので、被告 a の関与はほとんどない。被告 a が O と懇意の関係にあり、n と個人的に親しかったという事実もない。

20

イ 雨水槽漏水対策工事

雨水槽漏水対策工事は、建設委員会で協議した上で進められたものであり、被告 a が独断で実施したものではなく、何ら不正はない。

(3) 争点 3 (信用毀損関係) について

(原告の主張)

被告 a は、以下のとおりの背任行為を行って、相手方業者又は世間一般との関係で、原告の社会的評価を低下させ、その信用を毀損

25

した。

ア 国技館改修工事を巡るやりとり

5 (ア) 被告 a は、鹿島建設株式会社（以下「鹿島建設」という。）の
営業担当者に対し、国技館改修工事を自ら取り仕切ることを強
調して利益供与を要求し、原告が裏金を提供しない取引先を切
り捨てるようなコンプライアンス上問題のある法人であるとの
印象を与えた。

10 (イ) 被告 a は、国技館改修工事の業者選定段階で、N T Tファシリ
ティーズの担当者との打合せ及び建設委員会において、特定の
施工業者である A や K を推薦し、他方で、反対意見を述べる N T
Tファシリティーズの 1 を総括責任者から外すなどして、N T
Tファシリティーズを含む工事業者に対し、原告が取引先に背
任行為を強要することも辞さない不公正な手続で工事を発注す
るコンプライアンス上問題のある法人であるとの印象を与えた。

15 (ウ) 被告 a は、平成 2 4 年 1 1 月頃、原告の常任特別顧問の立場を
濫用して、A に対し、国技館改修工事の施工候補業者として参画
するように仕向け、同社を推薦したことに関し裏金を要求して、
原告が裏金を提供する業者でなければ工事の発注をしないコン
プライアンス上問題のある法人であるとの印象を与えた。

20 イ i による動画投稿

被告 a が、パチンコメーカーとの間の名称等利用許諾契約の締
結交渉に関連して、仲介業者であった G の i から現金 5 0 0 万円
を受け取った姿が撮影された本件動画が、インターネットの動画
サイト上に投稿され、週刊誌や全国紙でも報じられた。原告の常任
25 特別顧問にある者による裏金の授受という不適切かつ背任的な行
為が公開され、ネット上で拡散し、マスメディアでも報じられたこ

とにより、世間一般に対し、公益財団法人であるにもかかわらず原告との取引には多額の裏金を要するとの印象を与え、内閣府や文部科学省にもガバナンス上問題のある法人との印象を与えた。

ウ 電通への金銭要求行為

5 被告 a は、平成 25 年 6 月、電通に対し、国技館設置の取組表の電光板を LED を使用した大型ビジョンに付け替える事業を発注して
10 してもらいたいのであれば、E 親方に裏金を用意するよう要請し、電通がこれを拒むと、契約期間が残っているにもかかわらず、電通が手掛けている力士の応援グッズの製作・販売事業を合理的な理由なく中止させ、原告が裏金を提供しない取引先を切り捨てるよ
うなコンプライアンス上問題のある法人であるとの印象を与えた。

(被告らの主張)

被告らは、以下のとおり原告の信用を毀損していない。

ア 国技館の改修工事を巡るやりとり

15 (ア) 被告 a は、鹿島建設の営業担当者に対して裏金を要求するような発言をしておらず、鹿島建設から国技館改修工事の協力を得られなかったのは、東日本大震災の復興工事等で余裕がなかったからである。仮に、被告 a が利益供与を要求したとしても、鹿島建設の営業担当者は、被告 a 個人の行為と捉えており、また
20 実際にはこのやり取りについて伝播していないことから、原告の信用を毀損したとはいえない。

(イ) 被告 a は、建設委員会において、B 前理事長の意向を受けて、談合疑惑のある業者を排除すること、早期に改修工事に着手することを優先するべく発言し、NTT ファシリティーズの担当者
25 に外れてもらったことはあったが、不公正な手続を強いるものではなかった。被告 a は、原告の意向に反することなく、手続

を進めていたのであって、NTTファシリティーズを含む工事業者との関係で、原告の信用を毀損したとはいえない。

5 (ウ) 被告 a は、A に対し、裏金を要求したことはなく、仮に、被告会社が A に対し斡旋手数料の話を持ち出していたのだとしても、これによって、原告の信用が毀損されるものではないし、かかる
10 事実が伝播されたものでもないから、原告の社会的評価は下がらない。

イ i による動画投稿

10 被告 a は、G の i からのいずれの現金授受についても、j から懇願されて一旦は受け取ったものの（ただし、二回目については開封確認はしていない。）、j を介して全て i に返還しており、原告の危機管理委員会も、平成 26 年 7 月 20 日の理事会で、被告 a が受け取った現金をすべて返還していることから責任がない旨報告している。

15 本件動画を投稿したのは i で、それを報じたのはマスメディアである。軽率にも現金を授受しているかのような本件動画を撮られたことに被告 a にも不注意があるとしても、本件動画が公にされたのは i 及びマスメディアの故意行為によるものであるから、被告 a の過失と原告の信用毀損との間に因果関係はない。

20 ウ 電通との関係

原告の主張は否認する。電通が原告の許諾を得て手掛けていた力士の応援グッズの製作及び販売は、E 親方の提案で始まった事業であるが、売れ行きが芳しくなく合意解約に至ったのであり、その終了に被告 a の不当な介入などない。

25 (4) 争点 4（業務委託関係）について

（原告の主張）

原告は、平成24年2月6日から平成28年1月末まで、被告会社
に対し、原告の危機管理業務に関する助言業務を始めとして、原告
の事務局業務全般の助言と指導等の業務を委託し（本件業務委託契
約）、多額の業務委託料を支払い続けた。しかし、被告aは、原告の
顧問という立場を悪用して、私利私欲のために、本件業務委託契約
の趣旨に明らかに反する極めて悪質な任務違背行為を日常的に行っ
ていた。被告aは、後記アのとおり、B前理事長の威光を背景に思う
ままに原告の総務、法務、人事、経理等の主要な業務を掌握して、特
定の役職員を味方に付ける一方で、敵対的な人間を排除して、原告
の影の実力者として原告を牛耳り、自らの金儲けのために後記イな
いしエの任務違背行為を行ったのである。

よって、被告会社は本件業務委託契約に基づく受託業務を履行し
たとはいえないし、かかる被告aの行為は、被告会社の取締役とし
ての任務違背及び不法行為にも該当する。

ア 人事等の掌握

被告aは、B前理事長の威光を背景に、原告の役員のうちF理事、
c理事、b監事を味方につけ、原告の職員のうちg、hを配下とす
るとともに、被告会社の取締役の息子であるqを原告の職員とし
て採用して配下とした。被告aは、国技館の改修工事について発注
業務、工期の管理業務などを担当する施設管理責任者であったr
1（以下「r」という。）を資料管理室へ追いやって、fを同立場
に就かせ、被告aに逆らうとどのような仕打ちがされるか分から
ないという恐怖心を植え付けつつ、定年退職後も囑託として原告
で雇用することを約束することによって服従させていた。

他方で、被告aは、E親方、E親方の補佐役で事務局も統括して
いたT親方、d主事、e、公益法人制度改革対策委員会担当である

s 及び t といった被告 a の背任行為を咎め、原告を利用した金儲けの障害になる人物を原告から排除した。そのため、C 理事長を始めとする原告の役職員は、被告 a の行為に疑念を持ったとしても、異論を唱えることはできなかった。

5 被告 a は、B 前理事長の死亡後、当初は B 前理事長から C 理事長と頑張るように言われたなどと述べて、当時事業部長であった C 理事長を取り込もうとしたが、C 理事長が被告 a の意に沿わない態度をとると知ると、敵対的な態度をとるようになった。その後、被告 a は、C 理事長が新理事長となることを阻止すべく画策し、平成 27 年 12 月 18 日の理事会では、被告 a と親密な関係にある F 理事、c 理事、b 監事が C 理事長の理事長選任に反対する行動に出るに至った。

イ 国技館改修工事等に係る任務違背行為

(ア) 業者選定

15 被告 a は、国技館改修工事の施工業者の選定を巡って、当初決定していた施工業者に関して内定が取り消されると、鹿島建設に対し利益供与を要求して同工事の受注を持ち掛けた。被告 a は、N T T ファシリティーズが、設計・監理コンサルタントに選定されるように取り計らった後、施工業者から斡旋手数料を受け取るために、以下のとおり、特定の業者を施工業者として推すなど、原告内部の意思決定に不当に介入した。

20 まず、被告 a は、原告が大手ゼネコンへの一括発注を目指しており、N T T ファシリティーズも工事費の増加を理由に分割発注に反対していたにもかかわらず、建築・電気設備・機械設備の分割発注を主張し、候補業者に K、A、株式会社九電工（以下「九電工」という。）を入れるように要請し、入札の見積書が開封さ

25

れた平成25年3月4日以後は、建築はK、電気設備はAを選定するよう要請した。

5 被告aは、打合せにおいて、N T Tファシリティーズに対し公正さを疑わせるような発言を繰り返した上、施工業者の選定においては公明正大に評価することだけが目的ではないとして、N T Tファシリティーズが公明正大な評価を提示したとしても、あくまで参考にするだけで、原告の都合や考え方を踏まえて原告が業者を決めると発言し、被告aの意に沿わないN T Tファシリティーズの担当者の1を排除するなどした。

10 平成25年5月30日開催の理事会では、「施工」の対象を修繕の急を要する最小限の9項目に限り、工事費を30億円に圧縮することが決まり、同年7月12日開催の建設委員会では「設計・施工分離方式」とする方針が決定された。それにもかかわらず、被告aは、上記改修工事の発注方針を無視して、消費税率のアップを理由に特定の施工業者との間の契約締結を急がせ、理事会へ
15 の報告・承認の手続を経ないまま、最終的に「施工」対象は4項目、「設計・施工一括形式」で総額41億3700万円と理事会で承認された工事費を大幅に超過する金額で国技館改修工事請負契約を締結させた。

20 そして、被告aは、実際にAから裏金を受領しているし、Kからも裏金を受領しているであろうことは間違いない。

(イ) 国技館その他工事

25 被告aは、契約管理規程に反し、必要性や緊急性がないにもかかわらず、原告に対し、被告aと懇意の関係にあるKやAなどの特定の施工業者を指名させて、診療所エレベータ2階延長更新工事、教習所修繕工事、ポンプ類劣化更新工事、決まり手表示更新

工事、電話設備幹線更新工事、木戸関連工事、既存遡及工事、雨水利用設備更新工事、雨水槽漏水対策工事を行わせ、原告の利益に背いた。

(ウ) その他の工事等

5 被告 a は、原告に対し、被告 a と懇意の関係にあった O を指名させて、システム入替工事、ネットワーク設置工事、木戸サインエージシステム工事を行わせ、ソフトウェア保守契約を締結させる見返りとして、O から裏金を受け取った。

10 被告 a は、O による LED 照明代替費用のシミュレーションに基づき、原告と日栄サポートの間で、平成 27 年 11 月 16 日、国技館の LED 照明工事に関して、電気代の節約分よりもサービス料が上回る節電効果の見込めない省エネルギーサービス契約を締結させた。

15 なお、被告 a は、平成 28 年 1 月 5 日、f に対し、D 事業部長にばれないようにしろと口止め行為に及び、自らの背任行為ないし利益相反行為を隠蔽しようとした。

ウ パチンコ関係の任務違背行為

20 被告 a は、パチンコメーカーとの名称等利用許諾契約を巡り、平成 24 年 11 月、仲介業者である G の i から、被告 a 個人が受け取る謝礼を手数料名目で 4000 万円とする見積書を受け取った上で、別のパチンコメーカーの会長が後援会長となっている E 親方の知らないところで話を進めるため親方らに配るという名目で 1700 万円を受け取るという任務違背行為に及んだ。

25 被告 a は、インターネット上に本件動画がアップロードされ、週刊誌や全国紙でもこの問題が報じられたことから、受領した現金は返却したと弁解し、原告において不問に付されるように c 理事

と画策し、内閣府に対する報告書も被告 a に責任がない旨を強調する内容で提出するように仕向けた。

被告 a は、平成 25 年には、原告理事会に諮ることなく、原告と別のパチンコメーカーとの間で名称等利用許諾契約を締結させ、さらに平成 27 年には、上記契約の有効期間が 2 年以上残っている状態で、有効期間を延長する契約を締結させたところ、被告 a は、これらの見返りとして、仲介役の H 及び J から裏金を受け取った。

エ その他の任務違背行為

(ア) P からの裏金

上記(1) (原告の主張) ア(エ)のとおり、被告 a は、原告に、P との間で国技館内での出店・営業を許諾する本件出店営業契約及び大相撲松本場所で相撲関連商品を販売するために出店・営業することを許諾する旨の覚書を締結させ、P から裏金を受け取った。

(イ) 電通への金銭要求行為

上記(3) (原告の主張) ウのとおり、被告 a は、国技館設置の取組表の電光板の付け替え事業に関し、電通に対し裏金を要請し、電通がこれを拒むと、電通が手掛けている力士の応援グッズの製作・販売事業を合理的な理由なく中止させた。

(ウ) 仕組債の購入

被告 a は、平成 27 年 3 月以降、原告に償還される国債等の多額の資金の運用について、当時事業部長であった C 理事長に対し、内閣府から仕組債の購入が要請されたと虚偽の説明をして、75 億円の仕組債を購入すべきと迫り、平成 27 年 12 月 2 日の定例会でも 75 億円を使わないと内閣府に取られるなどと繰り返し虚偽の説明をして、原告に仕組債の購入を迫った。

(エ) 感謝状の作成

被告 a は、平成 27 年 5 月場所の千秋楽で贈呈する予定であった森永製菓株式会社（以下「森永製菓」という。）宛てに製作した金プレートの感謝状を、自らの対外的な信用度を高めることを目的として、自分宛ての感謝状に作り直させた。

5 (オ) 特定の相撲案内所の紹介

被告 a は、平成 27 年 11 月 16 日、NTT ファシリティーズに対し、国技館改修工事とは別の案件について、理事会に諮ることなく追加業務を発注した際に、自身と懇意の関係にある特定の相撲案内所から相撲チケットを購入するように要求した。

10 オ 被告 a が従事していたとされる原告の業務

仮に、被告 a が、平成 24 年 2 月から平成 28 年 1 月までの間に、外観上、本件業務委託契約の正当な業務を行っているように見えたとしても、原告の取引先業者との商談の調整の中で、取引先業者から謝礼等を得るなどして自身の利益を図ることが目的であり、

15 背任行為を達成するための準備行為にすぎない。

(ア) 危機管理業務

被告 a が原告の危機管理委員会の業務に従事していたとされる期間中、危機管理委員会にかかる資料、ファイル、データ等が一切存在せず、被告 a は、原告及び親方、力士らの不祥事を、自身

20 の権勢拡大の目的にのみ利用していたといえる。

(イ) 主事業務

仮に、被告 a が、原告内において主事業務に従事する者が不在となった平成 26 年 10 月以降、事実上、主事業務を行っていたことがあるとしても、d 主事を退職に追い込んで、原告内に主事が不在の状況を作出したのも被告 a 自身であり、自身の利益を図

25

るために事務局業務すらも牛耳るようになったにすぎない。

(被告らの主張)

原告と本件業務委託契約を締結したのは被告会社ではなく、被告 a である。被告 a は、平成 24 年 2 月、原告と本件業務委託契約を締結してから、国技館で業務を行い、B 前理事長らの指示に従って必要に応じて会議に出席するなどして、原告から受託した業務を適切

5

ア 人事等の掌握

原告の職員らの任免は理事長が決するものであり、理事の選任及び解任は評議員会の決議により決せられるものであるから、被告 a には、原告の職員らを任免し、理事を選任及び解任する権限は

10

被告 a は、B 前理事長が理事長として原告を差配していた当時、B 前理事長を慕う理事らとは比較的良好な関係を築いており、また外部理事である c 理事とは危機管理業務において、b 監事とは原告の公益財団法人化に向けての業務において、共に仕事をしており接点が多かったため、良好な関係を築くに至った。原告の職員

15

20

他方で、E 親方について、被告 a が排除することなどできるはずもなく、排除した事実はない。T 親方について、原則として経費と

25

認められないにもかかわらず、都内のホテル代を請求したことから、危機管理業務としてE親方とc理事と共に事実関係を調査したところ、自発的に退職したのであって、被告aが排除したのではない。d主事は、主事に求められる職務遂行能力が備わっておらず、能力不足ゆえに降格させられ、その後、経歴詐称の事実が判明したために自発的に原告を退職したのであって、被告aが排除したのではない。eについては被告aとの間でトラブルはなく、sについては契約期間満了により退職、tについては自主退職したのであり、被告aが同人らを排除した事実はない。

C理事長は、平成27年12月18日の原告理事会において、理事長就任へのシナリオが妨害されることを恐れ、事務局の統括責任者に選任された被告aの出席を禁じるなど強引な議事進行を行ったのに対し、c理事、b監事及びF理事が、被告aの欠席について異論を唱えただけであり、被告aの画策により、C理事長の理事長選任を反対する行動に出たわけではない。背景には、原告内の権力争いがあり、C理事長は、B前理事長の死後、B前理事長やF理事と親しかった被告aを強引に排除することによって、後継理事長の最有力候補であったF理事の理事長就任を阻止しようとしていた。

イ 国技館改修工事等に係る任務違背行為

(ア) 業者選定

当初内定していた施工業者との契約の見直しは、内定当時の国技館基幹設備等改修工事推進委員会のu委員長と大林組の間に癒着があるかもしれないとの疑念が生じたことに起因して理事会において判断されたものであり、被告aの不当な介入などなく、鹿島建設の営業担当に対し利益供与を要求して同工事の受注を

持ち掛けたことはない。その後、業者との癒着の問題が生じないように、原告の意向で分割発注することとなり、B前理事長の意向で談合疑惑があった会社も候補から外すこととなった。

5 被告 a が、国技館改修工事の業者選定の際に K 及び A を推したという事実も、両社から裏金を受領した事実もない。他方で、被告 a が九電工への発注を推したのは事実であるが、九州場所での
10 体育館使用など九電工と良好な関係を保つことが原告のためになると考えたからであり、九電工に対して機械設備工事の施工業者の選定前に、契約後に追加発注して帳尻を合わせるの見積金額を低額に提示するようにと求めたことはない。実際に国技館の
15 機械設備の改修業者として選定されたのは、被告 a の意向と異なる新菱冷熱であることからしても、被告 a の独断で自由に国技館改修工事の業者選定をできる状況になかったことは明らかである。

15 建設委員会の委員は、工事に関する専門的知識を有しているわけではなく、国技館改修工事に関する取り決めは、すべて N T T
20 ファシリティーズの主導及び助言の下で行われていた。被告 a も同様で、原告の顧問としての地位を有し、建設委員会の委員として国技館改修工事に関わっていたが、工事に関する専門的知識がなく、A との減額交渉を含め原告から業者の選定や契約金額の減額交渉を指示されたことはなかった。被告 a は、あくまで理事会
25 や建設委員会といった原告内部での決定事項や B 前理事長の意向を伝えただけであり、原告を代理又は代表して業者と交渉できる立場にはなく、国技館改修工事の業者選定や発注に関して原告が主張するような強大な権限を持っていなかった。

原告は、建設委員会での国技館改修工事の業者選定における被

5 告 a の発言を問題視するが、東日本大震災後の復興工事が行われており、原告の要望を十分に汲み取ってくれる業者が簡単には見つからない状況下で、被告 a は、B 前理事長の意向を受けて、N T T ファシリティーズの意見は参考にするが、最終的には原告が業者を選定するというを確認しただけであって、原告の利益に反する意見を述べたわけではない。

10 被告 a は、国技館の老朽化が進んでいたことから改修工事が急務であったこと、消費税増税前に契約を締結するべきであると考えたこと、速やかに改修工事を終わることが B 前理事長の意思であったことから、早期に契約をすべきと考え、それに沿った意見を述べたことはあるが、原告の方針を無視したものではない。これに対し、N T T ファシリティーズの 1 は、慎重で体面ばかり気にし、当初から B 前理事長とは見解を異にしていた上、平成 2 5 年 3 月頃の打合せでの感情的な態度が B 前理事長の逆鱗に触れたため、被告 a が N T T ファシリティーズに事情を伝えて、担当者から外れてもらった。

15 建設委員会では、当初の「設計・施工一括で 3 0 億円」という理事会方針から、優先交渉権者 3 社の意向に配慮して、優先交渉権者 3 社が望むならば設計契約締結を先行するという方針へ変更したが、施工業者が設計契約締結を先行することを直ちに望まなかった以上、被告 a が「設計・施工一括」での話し合いを進めたとしても原告の意思に反しない。

20 被告 a の国技館改修工事の工事代金に関する発言は、適正な金額であれば発注して構わないという B 前理事長の意向を踏まえて、同趣旨の意見を述べているにすぎない。

25 (イ) 国技館その他工事

上記(2) (被告らの主張) ア及びイのとおり、木戸関連工事及び雨水槽漏水対策工事は、いずれも建設委員会で協議して進められたものであるから、被告 a に不正はない。原告主張のその余の工事についても建設委員会で協議しており、請負代金の支払も C 理事長らの決裁を経て進められたものであって、被告 a に不正など

5
5
(ウ) その他の工事

上記(1) (被告らの主張) イのとおり、被告 a は、システム入替工事、ネットワーク設置工事、ソフトウェア保守契約、木戸サイネージシステム工事につき、原告と O との間の契約交渉を任されたことはなく、原告が指摘する入金は、被告会社が O との業務委託契約に基づく紹介料として受け取ったにすぎず、原告との関係の裏金を受け取ったわけではない。

10
15
(エ) 省エネルギーサービス契約について、国技館の照明を LED に変更した場合、一般的にはサービス料を加味してもコストが嵩むなどということは考え難く、原告の理事会や定例会で承認を得た上で LED 照明による省エネルギーサービス契約の締結に至っているものであり、同契約は被告 a が独断で行ったものではなく、不当な介入はない。

20
ウ パチンコ関係の任務違背行為

被告 a は、パチンコメーカーとの名称等利用許諾契約に際して、原告からパチンコ業者との交渉を依頼されたことはなく、金額等の具体的な交渉を行った事実はない。被告 a は、i から一旦受領した金員を、j を介して返却しており、原告の危機管理委員会による事実関係の調査の結果も、被告 a には何ら責任がないと結論付けている。

原告は、定例会に諮った上で、別のパチンコメーカーとの間で名称等利用許諾契約を締結したのであって、被告 a の関与はない。上記契約の有効期間の延長についても、被告 a が締結させたものではない。

5 エ その他の任務違背行為

(ア) P からの裏金

上記(1) (被告らの主張) エのとおり、原告は、定例会の承認を経て P に出店を依頼することになったのであり、原告が指摘する入金金は、被告会社が、P との間の別のコンサルタント契約に基づく料金又は P に弁当を転売した弁当代として受け取ったものであり、原告との関係で裏金を受け取ったわけではない。

(イ) 電通への金銭要求行為

上記(3) (被告らの主張) ウと同じ。

(ウ) 仕組債の購入

15 被告 a は、原告に対し、公益財団法人として資産価値の維持を図るために資金運用するように努める必要があると説明し、償還された資金についても運用すべきであるとして、国債やメガバンクの社債の購入を進言したのであり、仕組債の購入を迫ったことはない。

20 (エ) 感謝状の作成

原告は、広報の依頼により、森永製菓宛に製作した金プレートの感謝状を発注したが、理事から特定の一社にだけ渡すのは問題ではないかとの反対意見があったため、森永製菓への贈呈を断念することとなり、他方で、発注のキャンセルができなかったため、被告 a が個人的に当該プレートを買って問題を収束させた。

(オ) 特定の相撲案内所の紹介

争う。

オ 被告 a が従事していた原告の業務

5 被告 a は、以下のとおり、多岐にわたる業務をこなし、その仕事
内容が評価されて任される仕事が徐々に増え、それに伴い業務委
託費も増額されたのであって、仮に業務の一部に善管注意義務違
反があったとしても、被告 a が行っていた業務全体から見れば数
パーセントにも至らない些細な部分にすぎない。

(ア) 危機管理業務

10 被告 a は、危機管理政策顧問に就任した当初から不祥事を 起
こした者を調査し、弁護士らとその対応や処分を検討するなど
原告内のコンプライアンスに関わる業務を行っていた。

15 被告 a が携わっていた危機管理業務は機密性が極めて高く、
職員等に漏れる可能性があることから、B 前理事長から資料を
保存しなくてよいと言われており、資料の引継ぎがなかったと
しても不自然ではない。

(イ) 公益認定業務

20 被告 a は、初期段階から公益認定を受けるための作業を手 伝
い、各種手続の下調べや調整、交渉、定款変更のドラフト作成、
内閣府との交渉等の業務を行った。

(ウ) 事務局業務全般の指導・助言等

25 B 前理事長の信頼を得た被告 a は、上記(ア)、(イ)の業務以外に
も、徐々に事務局業務全般の指導・助言を任されるようになり
多忙を極めるようになったことから、平成 24 年 9 月に、業務
委託の内容に上記業務等も追加され、役職も危機管理政策顧問
から常任特別顧問へと変更され、業務委託料も月額 126 万 9

000円に増額された。

これにより、被告 a は、上記(イ)等の理事長の特命業務の他、原告の事務局業務全般の助言・指導、事業部間の調整、危機管理に関わる業務、理事会等必要な会議の出席等を行った。

5 (エ) 主事業務

被告 a は、平成 26 年 10 月に d 主事が退職した後は、B 前理事長から指示を受けて、本来は主事が行うべき業務、具体的には、請求書の確認、給与・賞与の支給についての理事長・事業部長に対する報告、執行部定例会への出席及び議題の検討・調整、事務所における業務遂行状況の監督、各部署の問題や相談事に対する助言や忠告、事務局に回ってきた契約管理票・契約書の確認、理事会・評議員会の議題調整、会議での説明、その他 B 前理事長の指示を受けた重要案件に関する取引先との商談の調整、職員の昇給や異動の確認、外部役員（理事、監事、
10 評議員）への連絡調整や議案等の説明、建設委員会など委員会の事務等を行っていた。

被告 a は、平成 27 年 11 月 15 日に事務総長に就任した以降は、事務総括責任者として、上記の主事業務のほか、請求書の承認、給与の支給内容の決裁、執行部定例会の進行、B 前理
15 事長の協会葬の準備を行った。

(5) 争点 5（損害の有無及びその額）について

（原告の主張）

ア 裏金相当額

25 (ア) 被告会社ないし被告 a は、上記(1)（原告の主張）のとおり、原告の取引先から裏金として以下の金額を受領した。後記(イ)、(ウ)の理由から、当該裏金相当額である合計 2 億 0 8 7 0 万 5

959円は原告の損害となる。

A	7791万円
O	629万2840円
H	4212万5000円
5 J	3240万円
P	2649万8140円
Q	148万5429円
R	579万4550円
S	1620万円
10 上記合計	2億0870万5959円

(イ) A、Oからの裏金のように、原告が契約相手方に対し金銭を支払う契約で、被告らが裏金を受領している事案においては、被告らが誠実に、原告が支払うべき対価を減額する交渉を行っていたら、当該裏金相当額分減額することができたから、原告は裏金相当額の損害を被った。

なお、Aに関しては、国技館改修工事の契約解除の時点では、裏金を支払っていた事実を知らなかったものの、仮に知っていたとすれば、原告において契約解除に際してAに支払うべき工事代金について裏金分を減額交渉できたから、原告の損害を構成する。

(ウ) ①H、②J、③P、④Q、⑤R、⑥Sからの裏金のように、原告が契約相手方から契約所定の対価を受け取る契約で、被告らが裏金を受領している事案においては、①及び②との契約は契約金額が著しく低く定められていて、それ自体原告に損害を与えるものであるほか、被告らが誠実に当該裏金分を原告に支払わせるように交渉していれば、原告が受け取る対価を裏金相当額分増額させることができたから、原告は当該裏金相当額の損

害を被った。

イ 木戸関連工事、雨水槽漏水対策工事代金相当額

原告は、被告 a の任務違背行為によって、必要性のない木戸関連
工事及び雨水槽漏水対策工事を発注して工事代金を支払っている
5 から、木戸関連工事につき木戸改修工事 5 2 7 0 万 4 0 0 0 円及
び木戸サイネージシステム工事 8 2 5 万 1 2 0 0 円の合計 6 0 9
5 万 5 2 0 0 円、雨水槽漏水対策工事につき 7 9 9 0 万 9 2 0 0
円の各工事代金相当額の損害を被った。

ウ 信用毀損による無形損害

原告は、公益財団法人として業務の公正さ、適正さが強く求めら
10 れており、被告 a の任務違背行為によって、原告の社会的評価及
び信用が著しく毀損され、これにより少なくとも 5 0 0 0 万円の
損害を被った。

エ 業務委託料相当額

被告 a は、原告の顧問という立場を悪用して、私利私欲のために、
15 業務の委託の趣旨に明らかに反する極めて悪質な任務違背行為・
利益相反行為を日常的に行っていたのであり、原告が被告会社
に対し支払った業務委託料が正当な対価と認められる余地はなく、
業務委託料相当額である 8 7 7 5 万 5 0 8 0 円は原告の損害とな
20 る。

オ 調査費用

原告は、被告 a が行った不正行為を明らかにするため、弁護士複
数名、公認会計士複数名並びに建築物の改修及び保全等に係る調
査研究を行う団体に調査を委嘱したのであり、令和 2 年 1 1 月ま
25 までに計 1 億 0 5 5 4 万 4 6 4 8 円もの調査費用が発生しており、
被告らは少なくともそのうち 3 0 0 0 万円について賠償義務を負

う。

(被告らの主張)

ア 裏金相当額

5 (ア) Aから振り込まれた斡旋手数料は、Aの粗利から支出された
ものであり、当該斡旋手数料の有無によって、原告が負担する工
事金額が増減することはない。Aとの契約締結に至る過程で被
告aの担った役割からすれば、被告会社に斡旋手数料を放棄さ
せてAに更なる減額をするように交渉する義務はなく、原告に
10 損害はない。Aからの減額可能性があった旨の回答は、あくまで
も仮定の話に過ぎず、実際に減額されたか否かは明らかでない。

また、原告は、Aから被告会社への振込みが発覚した後、Aと
の契約を解除し、その際工事代金を減額させているから、原告に
損害は生じてない。

(イ) Oからの入金が増減するとの主張は争う。

15 (ウ) パチンコメーカーの仲介業者からの入金について、そもそも
本件名称等利用許諾契約の契約金額が低いことを裏付ける客観
的証拠はない。本件名称等利用許諾契約の延長についても、パチ
ンコ台の開発の遅れによるためであり、B前理事長が追加費用
を取らずに契約を延長させてもよいという見解を示していたも
20 の、原告はビジネスだからという理由で1億円の契約金を取
得して契約を延長したのであるから、原告が損害を被っている
わけではない。さらに、原告は、本件名称等利用許諾契約を解約
しており、損害は生じていない。

25 (エ) Pからの入金について、そもそも原告の収入となるPの出店
料は、売上の20%と決められており、被告会社への斡旋手数料
の支払による影響はなく、また国技館にて飲食物販を行う国技

館サービス株式会社の出店料10～15%と比べても高く設定されていることから、原告には何ら損害が生じていないというべきである。

5 (オ) 動画配信業者からの入金について、そもそも動画配信関係の原告の収入は、視聴者から受領した売上の40%と決められており、被告会社への斡旋手数料の支払による影響はない。また、インターネット配信業者からの入金についても、その契約内容からして1場所当たり100万円が低額であるとはいえない。

イ 木戸関連工事、雨水槽漏水対策工事代金相当額

10 被告aは、そもそも背任行為をしておらず、原告に損害はない。

木戸関連工事の代金について、原告は、新築の標準予算単価を基に、代金が著しく高額であると指摘するが、標準予算単価は標準的な事務所を前提として算出されたものであって、チケットブース、液晶ディスプレイなどの費用は含まれておらず、参考とならない。

15 ウ 信用毀損による損害の発生は否認する。

エ 業務委託料相当額

上記(4)(被告らの主張)オのとおり、仮に原告からの委託業務の一部に善管注意義務違反が認められるとしても、当該業務は被告aが行っていた業務全体からするとごくわずかにすぎず、他の業務は履行しているのであるから、原告の主張する損害全額は認められない。

オ 調査費用

不知。

第3 当裁判所の判断

25 1 認定事実

証拠(後掲証拠のほか、甲158、甲159、乙16、証人e、原告

代表者及び被告 a 本人兼被告会社代表者(以下「被告 a 本人」という。))
並びに弁論の全趣旨によれば、次の各事実が認められる。

(1) 被告 a の原告における業務遂行の概要

5 ア 被告 a は、平成 14 年頃に知人の紹介で B 前理事長と知り合い、
平成 18 年には原告の台湾巡業の勧進元となるなどして B 前理事
長と親交を深めていき、各種の相談を受けるようになった(甲 1
43、乙 16)。

10 そうした中、前提事実(5)アのとおり、平成 24 年 2 月 6 日には、
被告 a が原告の危機管理政策顧問に就任し、原告と被告会社との
間で本件業務委託契約が締結された(なお、本件業務委託契約に係
る契約書(甲 5、6)や通知書(甲 7～10)には、被告会社と被
告 a の記載が混在しているものの、各契約書に被告会社の公印が
15 押されていること、本件被告口座に平成 24 年 3 月 5 日から業務
委託料に相当する入金が行われており、本件業務委託契約の業務委
託料は原則として本件被告口座への振込みの方法で支払われてい
ること(甲 112)からすると、本件業務委託契約の相手方は被告
会社であったと認められる。)

20 イ 平成 24 年 4 月 17 日開催の理事会では、不祥事の予防、発生
した不祥事に対する適宜・適切な対応及び再発防止を目的とする
危機管理委員会の設置が承認され、委員長に c 理事、副委員長に
C 理事長、委員に T 理事、b 監事と被告 a が就任することになっ
た(乙 38)。

25 ウ 被告 a は、平成 24 年 2 月以降、国技館内の一室を執務室とし
て与えられ、本件業務委託契約に基づき、訴訟案件に関わる危機
管理運営に関する助言業務として、不祥事を起こした者の調査、
処分の検討等を行うようになったほか、B 前理事長からの要請で、

同年 9 月までの間に、同年 6 月に主事に就任した d 主事を補助して、事務局の指導・助言を行うようになった。また、当時、原告が進めていた公益財団法人への移行に関し、公益認定を受けるための業務にも携わることとなり、公益認定に向けての各種手続の調査、調整等の業務を行うようになった。さらに、被告 a は、B 前理事長から、国技館改修工事に係る委員会にも出席するよう命じられ、同年 8 月 22 日開催の第 1 回建設委員会から出席するようになった。(甲 18、41 の 3 頁、甲 42 の 5・45 頁)

エ 平成 24 年 8 月 28 日の理事会において、被告 a につき、職務権限を決めた上で常勤契約とすることが承認された(甲 169、乙 43)。

オ 被告 a は、同年 9 月 1 日に原告の常任特別顧問に就任し、原告は、同日、被告会社との間で本件業務委託契約の委託業務を、①事務局業務全般の助言と指導、②理事長の特命業務、③理事長の要請に基づく事業部間の調整、④危機管理に関わる業務、⑤理事長の要請による理事会等必要な会議の出席についての業務に広げ、業務委託料を月額 126 万 9000 円(税別)とすることを合意した(前提事実(5)イ)。同月 27 日の理事会では、被告 a の業務内容を、上記①から⑤までの業務と明確にしたことが報告された(乙 44)。

なお、被告会社には、被告 a 以外に原告の業務に関与した者はおらず、本件業務委託契約に基づく業務の履行はすべて被告 a が行ったものである(争いがない)。

カ 被告 a は、d 主事の在職中(d 主事が主事代行に降格された後も含む)、d 主事が行っていた業務の 2、3 割程度を補助するようになった(甲 42 の 46 頁、乙 16)。

キ 被告 a は、同年 9 月頃から d 主事、b 監事とともに、公益認定に
関し、内閣府や文部科学省等との交渉業務を行うようになった（甲
4 1 の 3 頁、甲 4 2 の 5 頁）。

原告は、平成 2 6 年 1 月 3 0 日、公益認定を受け、公益財団法人
5 へ移行した（前提事実(1)イ）。

ク T 親方は、平成 2 4 年 2 月に原告の理事に就任し、事業部長で
あった E 親方の補佐役として原告事務局を取りまとめていた者で
あるが、被告 a は興信所に依頼して T 親方を尾行させ、T 親方と
女性との密会現場の写真を入手し、それを原告の広報及び週刊誌
10 に送り付けた。これにより、平成 2 4 年 9 月 2 7 日、T 親方の不倫
を報じる記事が週刊誌に掲載され、T 親方は原告を退職した。（甲
2 9、乙 1 6）

また、平成 2 6 年 1 月の理事選で E 親方が落選したことについ
て、原告内では被告 a が B 前理事長の対抗馬となる E 親方を落選
15 させるために動いたためであるとの噂が広まっていた（甲 2 9、1
5 8 の 1 1 頁）。

ケ d 主事は、事務局として建設委員会にも出席していたが、平成
2 5 年 3 月頃から、国技館改修工事の業者選定方法等について、
被告 a のやり方に異を唱えるようになった（甲 2 9）。すると、被
20 告 a は、B 前理事長等に d 主事の悪評を触れ込み、同年 9 月 2 日
には、C 理事長に対しても、d 主事が好き勝手やっている、B 前理
事長も怒っているなどと述べた。その後、d 主事は、B 前理事長か
ら建設委員会の担当を外され（平成 2 5 年 9 月 1 1 日開催の第 9
回建設委員会から出席していない。）、平成 2 6 年 3 月には主事代
25 行に降格された。結局、d 主事は、同年 1 0 月、辞職を申し出て、
原告を退職した。（甲 2 3、2 9、1 5 8 添付資料 1、甲 1 5 9、

161)

d主事のもとで施設管理、経理人事等の職務を担当していたeも、平成25年9月、広報部に異動となり、被告aとの関係で原告に居づらくなって平成26年12月に自主退職した。

5 被告aは、上記カのとおり、d主事の補助を行っていたが、平成26年10月にd主事が退職してからは、B前理事長からの指示で主事業務を事実上担うようになり、執行部定例会への出席及び議題の検討・調整、事務局に回ってきた契約管理票・契約書の確認、
10 理事会・評議員会の議題調整、会議での説明、その他重要案件に関する取引先との商談等の業務（本来の主事業務の7、8割程度）を行っていた（甲42の3・46頁、乙16、弁論の全趣旨（被告ら準備書面(9)））。

コ fは、平成24年6月1日、施設管理室室長代理（2級）に昇格し、資料管理室に異動となったrに代わって、施設管理責任者とな
15 ったが、被告aから定年退職後の嘱託雇用を約束され、その指示を受けながら、国技館改修工事等に関与した（甲32、153）。

サ 被告aは、事務局職員のg及びhを主事候補として重用し、両名は被告aの指示に従って、原告の規程に反する業務を行うことがあった。例えば、gは、平成26年7月31日、原告の口座から
20 Oに対してシステム入替工事の代金を振り込む際、みずほ銀行に対し、口座払戻しの権限者であるC理事長（当時は事業部長）が出張中で払戻請求書への押印等ができないが、至急案件であると頼み込み、特例で払戻請求書なしの振込みを実行させた。（甲29、甲42の27頁、甲132、159の33頁）

25 被告aは、自己の辞任に続いて原告を退職したgに再就職先を斡旋した（甲42の27・28頁）。

シ 平成27年10月1日の理事会では、1年近く主事が空席とな
っていることが話題になったが、その際、c理事及びb監事は被
告aが主事も兼務することに賛成する意見を述べた(乙54)。

ス 平成27年11月20日にB前理事長が死亡すると、被告aは
5 同年12月22日の協会葬に向けて準備を行った(乙16)。

セ 平成27年12月18日に開催されたB前理事長死亡後初の理
事会では、F理事、c理事、b監事らが、被告aが同理事会に出席
していないことを疑問視する発言をして、被告aが職員に採用さ
れたか否かで紛糾した。同理事会では、C理事長が理事長に選任
10 された。(甲109、155)。

ソ 被告aは、平成28年1月5日の仕事始めの朝、原告事務所に
出勤し、C理事長との間で、同月末をもって本件業務委託契約を
終了させ、顧問を辞職すると合意し、翌日から出勤しなくなった
(甲107、109)。

15 (2) パチンコに関する契約関係と動画流出

ア 被告aは、原告公認のパチンコ台を製作することを企図してい
たところ、平成24年6月頃、当時、広告企画会社であるGに勤め
ていたjを介してG代表取締役のiと知り合い、iに対し、パチ
ンコメーカーの紹介を依頼した。iは、同級生であるkが営業部
20 長を務めており、肖像権を利用した商品の企画等を行っているH
を被告aに紹介した。そして、GとHが仲介業者となって、パチン
コメーカーである株式会社U(以下「U」という。)との間で名称
等利用許諾契約締結に向けた交渉をすることとなった。この際、
i及びkは、被告aに契約締結の謝礼として4000万円の手数
25 料を支払うことを提示し、被告aの了承を得た。(前提事実(6)ア、
甲34の1、証人i)

イ 被告 a は、i に対し、U との契約は E 親方に知らせずに決める必要がある、これに反対しそうな理事らには金をつかませる必要があるとして、そのための金銭として 2000 万円程度用意するよう要求した。そこで、i は、H が用意した 1000 万円のうち、ま
5 ずは 500 万円を被告 a に交付することとし、平成 24 年 11 月 12 日、被告 a が滞在していた福岡市内のホテルの部屋を訪問し、被告 a に紙袋に入った現金 500 万円を交付した。被告 a は、上記 500 万円を受け取って中身を確認すると、「絶対こればれんようにしてくれる？」、「B にばれるようになると、中止せなあかん、潰
10 さなあかんようになるから。」と述べるとともに、残りの金銭について「別に小分けでもかまわんですよ。」「できたら、場所中にパパッと銭切りとかやっておきたい。」などと早急に用意するよう
に求めた。

i は、上記現金 500 万円交付の場面をスマートフォンで隠し
15 撮りしていた。

次いで、i は、同月 22 日、国技館近くの喫茶店で、被告 a に対し、紙袋に入った現金 1200 万円を交付した。上記 1200 万円は H が追加で用意して、i に交付したものであった。

(甲 34 の 1、甲 35 の 1・2、証人 i)

ウ その後、H が用意した 2200 万円のうち i が被告 a に交付したのが 1700 万円であったことが被告 a らに知られ、被告 a からそのことを咎められた i は H に 500 万円を返還した。また、U との契約成立時に G が 4000 万円の手数料を受け取ることとなっていたことが被告 a に知られ、i はこの件の担当を外れること
20 となった。そして、j、k 及び被告 a とで交渉を進めることとなり、H が紹介した別のパチンコメーカーとの間で交渉が進められ、
25

原告は、平成25年5月25日、Iとの間で、契約期間を同年7月1日から平成30年6月30日までとする本件名称等利用許諾契約を締結した。

5 また、IがHに対し原告との交渉業務等を委託したのを受けて、原告は、平成25年5月27日、Hとの間で本件名称等利用許諾契約における力士等の名称等の利用許諾の対価を最低保証許諾料1億円、10万台を超えると1台当たり2000円とし、Hは上記1億円を同年7月末日までに支払う旨の覚書を締結した。

(前提事実(6)ウ、甲34の1・2、甲113～115)

10 エ 本件名称等利用許諾契約は、原告の理事会にかけることなく、B前理事長の了承のもとに被告aが締結交渉を行い、d主事に公印を押させたものであり、その後定例会に報告された(甲29、109、146の2、甲158)。

15 オ 被告会社は、Hから、平成25年4月17日に262万5000円、同年7月5日に3950万円の振込送金を受けた(甲112)。

20 カ Iと原告との間で本件名称等利用許諾契約が締結されたことを聞いたiは、jやkにGへの手数料支払を求めたが応じてもらえず、平成25年9月頃から、E親方と接触したり、原告関係者に手紙で被告aの裏金受領を告発したりして被告aに手数料支払を了承させようとしたが、功を奏さなかった(甲29、34の2、甲41の19頁、甲158添付資料6・7)。

25 原告内部では、その頃から、被告aが名称等利用許諾契約の関係で裏金を受領したとの噂が広まったが、被告aがそれを否定したことから、原告としてそれ以上の対処はしなかった(甲158添付資料6・7)。

キ 平成26年1月から2月にかけて、iからの情報提供により、週刊ポスト等の雑誌に原告顧問のパチンコ裏金受領疑惑を報じる記事が掲載された。また、iは同時期に、本件動画をインターネット上の動画サイト(Y o u T u b e)に投稿した。(前提事実(6)エ、証人 i 40頁)。

平成26年3月6日には、全国紙でも本件動画流出の件が報じられた(甲147)。

ク 平成26年3月6日の理事会において、c理事は、本件動画流出の件について調査が必要と判断すれば危機管理委員会で対応する旨発言し、B前理事長から調査の要否の判断を一任された(甲148、158添付資料9)。

平成26年7月20日の理事会において、c理事は、弁護士2名を使って予備調査を実施した結果、被告aはiから2回にわたり現金を受け取ったもののその後jを介して返却したと認められ、一旦金を受け取りビデオで撮られていることには落ち度はあるものの、iが被告aを利用して親方衆に配るためと偽ってHに金を用意させ、その金を自己の事業資金として着服しようとする画策したとの疑いが強いことから、本格調査の必要なしとの結論に達したと報告した。この報告を受けて、被告aの裏金受領疑惑についてはこれで決着とすることとなった。なお、c理事は、被告a、j、kからは事情聴取したが、iについては警察が捜査中であるとして事情聴取しなかった。(甲41の5頁、甲151、乙26)

ケ iは、平成27年7月、上記カの過程で、H宛に金を払わなければ本件動画をインターネットで流す旨のメールを送信したことが恐喝未遂に当たるとして逮捕されたが、示談成立により同年8月14日、不起訴処分となった(甲34の2、乙1、証人i)。

コ 原告は、平成26年1月に本件動画流出の件が週刊誌で報道されて以降、複数回、内閣府公益認定等委員会事務局や文部科学省担当者からこの件についての原告の対応や調査の状況の照会を受け、被告aの言い分に即した内容の報告書を提出するなどした（甲

5

サ 原告は、平成27年9月25日、Iとの間で本件名称等利用許諾契約の契約期間を令和5年6月30日まで5年間延長する旨の合意をする覚書を締結した（甲116）。また、原告は、Hが原告との交渉業務をkが代表取締役を務めるJに再委託したことを受けて、平成27年9月25日、Jとの間で延長期間の本件名称等

10

利用許諾契約における力士等の名称等の利用許諾の対価を最低保証許諾料1億円、10万台を超えると1台当たり2000円とし、Jが上記1億円を同年12月末日までに支払う旨の覚書を締結した（甲117、118）。

15

被告会社は、平成27年12月1日、Jから3240万円の振込送金を受けた（甲112）。

シ 上記サの期間延長の覚書と延長期間の最低保証許諾料に関する覚書には原告の公印が押されているが、それは公印を管理していたC理事長の了承なく押印されたものであった。また、これらの

20

覚書の締結交渉は被告aが行ったもので、理事会には諮られず、事後に定例会で説明があっただけであった。（甲109）

ス 原告は、平成29年6月、I等に本件名称等利用許諾契約の無効を通知し、最終的に同契約を合意解除して、Iに対し、ライセンス料として受け取っていた2億1300万円を返還した。

25

(3) 国技館改修工事の業者選定過程

ア 国技館改修工事については、大林組を施工業者、日建設計を設

計施工管理会社とすることが内定していた（前提事実(7)ア(イ)）。

イ 被告 a は、平成 24 年 3 月 2 日、国技館の建設以来改修工事を担当していた鹿島建設の担当者である v 1（以下「v」という。）に対し、原告の危機管理政策顧問という肩書を示し、国技館改修工
5 事の受注業者から大林組と日建設計が外れることを説明した上で、「私の仕切りの下で動き出す。」「鹿島は、やりたいか。」「やりたいんだったら、金かかるで。」と言って、国技館改修工事を受注するには被告 a に対する謝礼金が必要であることを匂わせた。v は、このことを鹿島建設の役員に報告した。（甲 17）

ウ 平成 24 年 3 月 18 日の理事会において、国技館基幹設備等改修工事推進委員会の T 委員長から、前提事実(7)ア(イ)の大林組選定
10 当時の上記委員会の u 委員長と大林組との癒着を疑わせる事情があるとして大林組との工事契約の見直しが提案された。B 前理事長は、業者選定経過に疑念が指摘された以上、このまま契約を進めることはできないとの判断を示し、理事会としても、大林組との
15 工事契約の内定を白紙に戻すことが承認された。（甲 15、乙 37）。

エ 被告 a は、N T T 関係者の紹介で、平成 24 年 3 月 19 日、N T T ファシリティーズの 1 らと面談し、国技館改修工事に
20 関し、正式に日建設計・大林組の内定と改修計画が白紙に戻されたことを伝え、N T T ファシリティーズには工事業者の選定業務のみならず、国技館改修工事に
25 関する提案を依頼したいと申し出た。その際、被告 a は、原告は当初約 100 億円の資産を有していたが、言われるままに工事費を支払い、計画的な国技館改修工事ができずに資産が流出してしまっ
たという経緯を伝え、原告は現在約 50 億円を保有しており、有効な国技館改修工事の計画を立てたいと

考えていること、B前理事長になってから、相撲協会の改革を進めており、国技館改修工事の入札の件にしても第三者に説明ができるように、コンプライアンスも含めて体制も変えなければならないことを説明した。(甲145の1)

5 オ 平成24年4月11日には、被告aの仲介でB前理事長、E親方とNTTファシリティーズとの初顔合わせが行われた。その際、NTTファシリティーズの副社長は、電電公社・NTTが前身という会社の成り立ちからして、公的な立場で業務を提供することが多く、キックバックや寄付等の行為はできないし、きちんと契約をして進めることになると発言し、B前理事長もそれを望み、
10 お金がきちんと使われているか見てほしい、計画的にお金を使いたいが、ゼネコンの見積要求のまま支払っており、見積りの正当性も確認できていないので、必要なところにメリハリをつけて実施したいと発言した。被告aも、原告の立場で考えてくれる人を
15 望んでいると説明した上で、その場で、NTTファシリティーズに対して、国技館改修工事のコンサルタントを依頼することにつきB前理事長の了承を取り付けた。

20 なお、この打合せ中に、被告aは施設管理室のrはよくないので配置替えし、その部下の信頼できる者に改修工事を任せる意向であると表明した。

(甲145の2)

25 カ 平成24年4月17日の理事会において、国技館改修工事に、従前から関与している鹿島建物総合管理株式会社のほか、NTTファシリティーズ等も携わることが報告された。また、平成23年度の原告の業績が約50億円の赤字となったことから、b監事が財務状況の調査を行っていることも報告された。(乙38)

平成24年5月2日の理事会では、国技館改修工事の設計・監理を担当する日建設計の内定も取り消され、国技館基幹設備等改修工事推進委員会のメンバーも再選されることになった（甲16）。

キ 平成24年5月24日の理事会において、国技館改修工事の施工管理をNTTファシリティーズに依頼することが承認された。その際、施工管理業者はコンペをして選定した方がよいとの意見も出た。（乙40）

平成24年6月19日の理事会において、他2社の見積書と比較の上、NTTファシリティーズを施工管理業者に選定することが改めて承認された。w監事からは、前回の理事会で、B前理事長がNTTファシリティーズを選定する方向性を示したこと自体が契約管理規程に違反するのではないかとの指摘があった。（乙41）

ク 平成24年7月15日の理事会において、建設委員会（当時の名称は国技館改修工事推進委員会）を設置することが報告された（前提事実(7)ア(ウ)）。

B前理事長は、被告aに対し建設委員会に入るように指示した（被告a本人6頁）。

ケ 原告は、平成24年8月1日、NTTファシリティーズとの間で、国技館改修工事の管理・技術コンサルタント業務を委託する本件CM業務委託契約を締結した。なお、当初の業務の履行期間は、同日から令和元年10月31日までであったが、平成25年12月9日に、令和2年7月31日までに変更され、さらに、平成27年11月16日に、業務内容として国技館施設管理に係る技術支援を目的とした施設管理補助業務が追加され、追加業務期間は平成28年1月1日から平成30年8月31日までとなった（甲26、179～181）。

コ 平成24年8月22日の第1回建設委員会において、被告aは、前年からの経緯を説明し、d主事は、工事請負契約は、契約管理規程に則り、1000万円未満は随意契約、1000万円以上は指名競争入札となるが、国技館改修工事は例外的に業務遂行能力も評価できるプロポーザル方式随意契約とすることを説明した（甲5
18、33）。なお、原告では、1000万円を超える契約であっても、第三者が確認して金額に問題がなく適正であると判断された場合には、競争入札を行わずに随意契約を締結することが行われていた（証人e51・52頁）。

10 サ 被告aは、平成24年11月ころ、Aに対し、国技館改修工事を受注する意思があれば、被告会社を通じて、原告やNTTファシリティーズに推薦できる旨の申入れをした。これを受けて、Aは、上記工事の施工候補業者になる意思を伝え、被告aに推薦を依頼した。（甲43、44）

15 シ 平成24年12月21日の理事会において、国技館改修工事の設計施工者選定を競争参加意向表明方式で行った結果、鹿島建設1社となったことが報告された。しかし、その1社と随意契約となると価格競争が行われず、出来レースとの懸念が生じるため、その対応策として施工業者の選定方法について、建築・電気設備・
20 機械設備の3グループそれぞれ複数社で競争を行い、各グループごとに工事会社を選定し、グループ全体を調整する機能を建築グループで選定されたゼネコンに任せることが承認された。（乙45）

25 ス 平成25年1月31日の理事会において、国技館改修工事の①建築工事につきK、鹿島建設等3社、②電気設備工事につき株式会社きんでん、株式会社関電工（以下「関電工」という。）、株式会社住友電設、Aの4社、③機械設備工事につき新菱冷熱、九電工等

3社が参加表明したことが報告された（乙46）。

セ 被告aは、平成25年2月ころ、Aに対し、施工候補業者として推薦したことに関する斡旋手数料の話を持ちかけた（甲43、44）。

5 ソ 平成25年3月18日の国技館改修工事に係る設計施工者選定評価内容についての原告とNTTファシリティーズの打合せにおいて、被告aは、建築工事の施工業者について、Kにつき、鹿島建設とは情報量の違いがあり、大きくハンディがあるため、その状況下で鹿島建設を選定すると出来レースと見られやすいと指摘した。

10 また、被告aは、電気設備工事の施工業者につき、別工事での談合疑惑がある2社（株式会社きんでん、関電工。乙13）を失格扱いとし、残る2社のうち工事費が安いAとすべきであると発言した。これに対し、NTTファシリティーズの1が、Aの見積りは依頼した仕様に沿わないものであるから再確認が必要であるとの指摘をしたが、被告aは「NTTファシリティーズの評価内容を変えるとは言っていない。適正な評価をしてもらうべきと考えている。」と発言した。（甲19）

15 タ 平成25年4月16日第6回建設委員会において、委員長のE親方から、国技館の建物設備は老朽劣化が進み早期更新が必須であり、また、その更新工事に出せる工事費には限りがあること、どんな意見に対してもきちんと反論できる公正な評価・選定をする必要があることといった業者選定の基本方針が示され、NTTファシリティーズも選定に関するどんな疑惑にも説明できる公正な

20 評価を実施し、信頼のおける施工者に安く工事を発注するという基本姿勢で行っていると表明した。

25

NTTファシリティーズは、応募各社から提出された見積書を集計した結果、各工事の最安値工事費（K、関電工、新菱冷熱）の合計額が61.5億円となったとして、NTTファシリティーズ算出の想定額43億円より大幅に超過した理由及び6社が一方的に見積りに項目除外条件を付けてきたため各社の見積条件が異なるという施工業者選定の懸念点を説明したところ、被告aは、原告としては、適正な価格が知りたい、見積額が適正なコストならば構わない旨の発言をした。

NTTファシリティーズは、国技館の機能を停止させずに、かつ工事をしなければ顧客サービスに支障が生じる項目に限定した場合の工事費を約30億円弱（税別）と算出した上で、最小限の工事を発注し、次の工事を行う場合にはその発注時に改めて競争で選定すべきという考えを伝え、早期工事発注のための工事の進め方として、見積条件を揃えて修正見積額を出させて優先交渉権者を選定し、最小限の工事内容を詰めていくという方法を提案した。これに対し、被告aは、NTTファシリティーズの評価は参考にはするが、原告が施工業者を決定するのであり、NTTファシリティーズの考え方を押し付けないで欲しいと述べ、委員会で決定したことは、理事会への報告のみで足り、理事会の承認は不要であり、見積条件がバラバラであっても、何らかの形で早く施工業者の選定を行い工事に着手したい、安いKだけに確認すればよく、公明正大に議論しても仕方がないと述べた。そして、6社に条件なしの見積額を確認すべきであって、KとAのみに確認しただけでは、どちらが安いのか判断できないし、業者選定に疑念が出るおそれがあるとaの意見に反対した1に対し、被告aは、NTTファシリティーズが選定評価報告を出せないというなら出さなくて構わないとの

意見を述べた。b 監事も、6 社全てに見積確認を行う必要なしとの意見を述べた。

また、N T T ファシリティーズは、電気設備業者につき、他の工事で談合疑惑報道が出ているものの必ずしも原告で失格扱いにする必要がなく、現時点では談合判定が下されていないのに、見積りの一番安い会社を含めて失格扱いとし、見積りに除外条件を付けた A を選定すると恣意的と捉えられ易いことを指摘した。これに対し、被告 a は、それは N T T ファシリティーズの考え方であり、談合疑惑報道が出た時点で談合判定が出る事が多く、原告は談合疑惑報道が出た会社に工事を任せられないと反論し、A に対する見積り確認の結果、他社と比較して見積金額が高くなったとしても、談合疑惑のある業者には工事を発注しないと述べた。

(甲 2 0)

チ 平成 2 5 年 5 月頃、e は、d 主事から、被告 a が国技館改修工事に関して建設業者から金銭を受け取っていることを認める発言をしたと聞いた (甲 2 9、証人 e 1 1・1 2 頁)。

ツ 平成 2 5 年 5 月 3 0 日の理事会において、E 親方は、国技館改修工事につき、各工事の最安値工事費の合計額は 6 0 億円となり、震災復興工事や今後の資材及び労務の高騰により経済状況が変わっており、想定額 4 5 億円以内で予定の実施項目を工事することは困難であること、建設委員会において、工事発注は国技館機能を停止させない最小限の 9 項目に限定し (工事費約 3 0 億円)、工事業者の選定の評価基準としては工事費の安さを重視するが、電気設備工事については談合疑惑報道が出た会社は選定しない旨を決定したこと、その結果、建築工事は K、電気設備工事は A、機械設備工事は新菱冷熱が優先交渉権者となり、最小限項目での見積

書を提出してもらい、NTTファシリティーズと共に見積額協議を実施することを報告し、承認された。C理事長は、15億円見積りが増えるということかを確認したところ、d主事は、最低限必要なところをチェックして、観客に影響のあるところだけ優先的に契約し、緊急でない残りについてはその都度必要かを判断して

5
いきたいと回答した。さらに、C理事長が契約した後にさらに足りなくなるということはないかと質問したところ、E理事が追加の工事を要する場合は、NTTファシリティーズが内容をチェックして必要なものだけに限り見積りをさせて進めたいと回答した。

10 (甲21、乙47)

上記最小限の工事項目としては、①防災センター更新、②空調熱源劣化更新、③誘導灯更新、④客用便所更新、⑤受変電設備の更新、⑥空調機更新、⑦照明器具更新、⑧サービスエリア・案内所設備更新、⑨貴賓室便所更新の9項目が挙げられていた(甲21、乙47)。

15 テ 上記優先交渉権者3社に、上記9項目に限定した再見積りを依頼したところ、3社合計の見積額が48億円を超えることとなった(甲22)。

平成25年7月12日の第8回建設委員会において、上記3社から、基本計画図には不確定要素が多く適正な見積金額を提示するのは困難で、業務開始は設計契約締結だけとしたい旨の上申があったとして、優先交渉権者3社が望んでいる場合には、先行して設計契約締結を進める方針(設計・施工分離方式)となった。その際、国技館改修工事は、縮小した範囲で済むものではなく、近い将来全体工事の実施が必要となるとの意見が出た。(甲23、26)

25 ト 平成25年7月24日のKとの打合せにおいて、被告aは、原告としては、設計・施工で業者と決定した証を作りたいため、26

項目すべての設計を行うという前提で、30から35億円での設計施工契約を締結したいとの希望を述べ、日々のやりとりについてはfを窓口とすることを述べた（甲24）。

ナ 平成25年7月26日のNTTファシリティーズとの打合せにおいて、被告aは、Kに対して設計だけでなく工事も一緒に発注するので見積りにつきまともてNTTファシリティーズに相談するように指示したと述べ、Kからは設計を先に進めないリスクがあるため難しいと言われたが、リスク分ものせて見積もればよいと話した、30億円か47億円か60億円でも構わない、などと述べた。NTTファシリティーズの1が、その方式では工事費が膨らむ可能性があると言及すると、被告aは、お金が膨らむのは仕方ないと発言し、さらに1が、施工業者の選定に当たって複数社に見積提案を依頼して評価した上で選定していることから、後で金額が高くなることを認めると、当初の競争・優先交渉権の選定が成り立たなくなると指摘し、NTTファシリティーズの役割が見えなくなると発言すると、被告aは、工事会社が当初見積もった金額でできないというのであれば仕方ない、金額には関係がないと反論し、1が、設計を先行して進めることは3社との間で合意していることであると述べると、被告aは、原告の意向は工事を含めて発注することであり、役割がないのであればNTTファシリティーズとの契約をやめればよいなどと述べた。（甲26、27、29）

ニ 平成25年7月中旬から下旬にかけてのNTTファシリティーズとの打合せにおいて、被告aが、NTTファシリティーズのmに対し、40億円程度の工事金額にするための助言を求めたところ、mは、施工の見積範囲を9項目から4項目へと減らす提案を

行い、被告 a の指示で前提事実(7)ア(オ)の 4 項目での再見積りを施工候補 3 社に対して依頼した (甲 2 5)。

ヌ 平成 2 5 年 8 月 1 日の N T T ファシリティーズの m との打合せにおいて、被告 a は、同年 7 月 2 6 日の 1 の発言 (上記ナ) を受けて、N T T ファシリティーズは何もできないなら、1 を含めてメンバーを変えてもらう必要がある、やる気がないなら N T T ファシリティーズとの契約を解除するしかないなどと述べ、理事長の名代の立場として N T T ファシリティーズの役員との面会を求めた (甲 2 8)。

被告 a は、同年 8 月 5 日、N T T ファシリティーズの役員に対し、担当者の 1 について公明正大にというばかりで融通が利かないと苦情を述べて、担当者を交替させた (甲 2 6)。

ネ A は、平成 2 5 年 8 月頃、被告 a との間で、A が施工業者に選定された場合には、被告会社に対し工事請負代金総額の 5 % 程度を斡旋手数料として支払う旨を合意した (甲 4 3、4 4)。

ノ 被告 a は、平成 2 5 年 9 月頃、B 前理事長等に d 主事の悪評を触れ込み、d 主事は建設委員会の担当から外された (上記(1)ケ)。

遅くともこの頃から、被告 a は、N T T ファシリティーズや K から建設委員会の議事や報告事項を事前に知らされており (被告 a 本人 7 1・7 2 頁)、主事業務の中の会議の議題の調整 (前提事実(3)ク) に該当する行為を行っていた。

ハ 平成 2 5 年 9 月 1 0 日、K から、国技館改修工事の工事概算見積書 (合計 4 1 億 4 0 0 0 万円) が提出され、被告 a は、N T T ファシリティーズの m に対し、上記見積りに関し、消費税アップ前に契約したいので中身をチェックしないで業者の言い値でやってくれとの指示をした。そのため、N T T ファシリティーズは計算

間違いを訂正させるに留まった。(甲 25、26、30)

平成25年9月11日の第9回建設委員会において、設計・施工一括契約で進めることが諮られ、了承された。被告aは、消費税の関係から同月中に契約する方向で進めたいと発言した。(甲 161)

5 ヒ 平成25年9月14日の理事会において、E親方から、同月11日の第9回建設委員会で国技館改修工事につき、建築工事はK、電気設備工事はA、機械設備工事は新菱冷熱と契約することを決定したと報告し、理事会で承認された。その際、E親方は、中央監視盤、受変電設備をまずは優先して改修し総額40億円程度となる
10 予定であることを説明し、建設コンサルのNTTファシリエーズが中に入り公明正大に行っている旨発言した。(乙 27)

上記理事会で、c理事から資料の開示を求められたことを受け、同月下旬に、理事らに、国技館改修工事に係る契約書(抜粋)の写しが配付された。しかし、それによっても、契約金額が当初予
15 算30億円から10億円以上も増額している理由は明らかでなかった。(甲 29、乙 28、証人 e 9頁)

フ 平成25年9月30日、原告は、前提事実(7)ア(オ)のとおり、Kとの間で、電気設備担当をA、機械設備担当を新菱冷熱として、国技館改修工事につき、設計範囲を26項目、施工の工事範囲を①受
20 変電設備の更新、②空調熱源劣化更新、③空調機更新、④防災センター更新の4項目とする国技館改修工事請負契約を締結した(甲 31、160)。

なお、このうち原告からKを通じて支払われるAの電気設備工事費の総額は、15億5820万円(税込み)であった(前提事実
25 (7)ア(オ)の電気設備工事の工事金額の合計)。

へ E親方は、受注業者がKに決まった後、D事業部長に対し、被告

a から、K から受注金額の 3 % を裏金として受け取るということ
でよいかと尋ねられ、そのような金があるなら少しでも工事費を
安くするようにと突き返したという出来事を話した（甲 1 0 7 の
7 頁）。

5 ホ 平成 2 5 年 1 0 月 3 日の理事会において、N T T ファシリテー
ーズが国技館改修工事請負契約の概要について説明したところ、
C 理事長を始めとする原告の理事らから、工事代金が当初予算か
ら増額した経緯や詳細設計前に施工金額が決まっている点など
について質問が出された（乙 2 8）。

10 これに対し、同年 1 1 月 1 7 日の理事会において、N T T ファシ
リテーーズは、国技館改修工事について、同年 9 月に設計のみなら
ず施工まで含めて契約を締結することで消費税約 1 億 5 0 0 0 万
円の削減となること、現在 4 0 億円の見積りを精査することで当
初予算 3 0 億円に近づける努力をすること、今後検討する中では
15 実施しない工事もあり得ることを説明した（乙 2 9）。

マ 平成 2 6 年 4 月 1 0 日開催の第 1 0 回建設委員会から、委員長
が C 理事長に代わり、N T T ファシリテーーズに加え、施工業者
3 社の担当者も毎回ではないものの、委員会に出席するようにな
った。同日、N T T ファシリテーーズの m は、建設委員会の審議対
20 象について、国技館全体に関わる工事（基幹設備改修工事）につい
ては審議決定した内容に基づき理事会に承認をもらい、対象外の
年度修繕・修理、その他緊急工事を修繕工事と称して事業部長又
は理事長の承認をもらい工事を進めると説明した。また、設計項
目について工事エリアと設備の種類に応じて見直しを行い、設計
25 項目につき当初計画の 2 6 項目から 4 9 項目へ細分化することを
説明した。（甲 1 6 2、乙 1 7）

ミ 平成26年11月7日の第13回建設委員会において、NTT
ファシリティーズのmが、設計対象になっているという49項目
の工事のうち設計が完了している43項目の代金請求について説
明したところ、被告aは、これらの業務は予算内なので問題ない
などと発言した（甲162、乙20）。

ム 平成28年1月9日に第21回建設委員会がC理事長出席で開
催された。この回から、D事業部長が委員長となった一方、被告a
が出席することはなくなった。同日の建設委員会では、これまでの
各種工事の金額の妥当性や工事承認から施工までの流れについて
疑問が呈され、NTTファシリティーズのmは、国技館改修工
事請負契約が4項目の工事のみを施工対象とするもので、それ以
外の項目は建設委員会で必要性を判断して個別に発注する予定で
工事を進めていること、最終的に国技館を直すには60億円位か
かることを説明した。（甲163）

平成28年2月18日の第22回建設委員会においても、D事
業部長等から、国技館改修工事請負契約の対象となっている工事
が4項目のみであることについて疑問であるとの意見が出された
（甲164）。

平成28年5月2日のNTTファシリティーズとの打合せにお
いても、D事業部長が、国技館改修工事請負契約の工事項目が4項
目に絞られ、必要な工事が追加工事となったことで工事費用が増
大しているのではないかと質問すると、NTTファシリティーズ
は、金額の大きな工事かつ原告との日程調整が必要な工事を基幹
4項目として捉えており、その他の館貸に影響なくすぐに対応可
能な工事については追加工事として扱っていたと回答した。原告
は、NTTファシリティーズに対し、これまでに実施した工事を見

直すよう指示した。(甲165)

メ 原告は、国技館改修工事請負契約を途中で解除し、平成29年6月末日までに、Kに対し、工事出来高として17億9550万円(そのうちAに支払われるべき電気設備工事代金は5億9325万円(いずれも税込み))を支払った(甲183~187、弁論の全趣旨(証拠説明書(17)))。

(4) 国技館その他工事の契約締結経緯

原告は、平成25年1月28日、NTTファシリティーズに対して、平成24年8月1日から1年間(以後、自動更新)を契約期間として、国技館の緊急修繕工事についてのマネジメント業務を委託した(甲26)。平成26年から平成27年にかけて、国技館について、以下の工事が行われた(前提事実(7)イ)。いずれの工事も、契約締結に当たり、相見積りの徴求や競争入札は実施されず、国技館改修工事の施工業者等との間で契約が締結された(甲32、弁論の全趣旨)。

ア 木戸関連工事

木戸関連工事の概要は、前提事実(7)イ(カ)のとおりであり、建設委員会等において以下のとおり検討された。

(ア) 平成26年4月10日の第10回建設委員会(同回からC理事長が委員長に就任した。)において、木戸担当のL親方が、木戸が狭いので拡大してほしいと要望したところ、Kは、木戸は地下の建物と一体化しており、拡張するのは難しく、代わりに木戸で行っている業務を南門に移し、南門門衛室を建て替えるという方針を説明した(乙17)。

(イ) 平成26年7月11日の第11回建設委員会において、南門門衛室の建替え案が説明されたが、木戸の親方らが木戸の内装

を改修してほしい、できれば木戸を離れたくないと要望していたことが紹介され、C理事長が、南門門衛室の建替えと木戸の拡張の二つが必要であれば、木戸の親方の意見を聴いた上で、建設委員会で工事費を加味して決定するとの方針を示し、N T T ファシリティーズにおいて木戸の拡張をメインとし、南門門衛室の建て替えを必要最低限の面積とする方針で再提案することとなった。Kからは、木戸の親方らの要望をふまえ、木戸を横に最大1.1m拡張して窓口を増やすことができる旨説明された。

(乙18)

(ウ) 平成26年9月13日の第12回建設委員会において、木戸改修工事について、Kは、木戸の親方らの希望を踏まえて①後方に拡張して窓口を増やす案と②横及び後方に拡張して窓口を増やす案の2案を説明し、木戸の周りで観客が並んだ時の配慮として庇をはね出す案を検討した旨説明した。また、木戸と南門門衛室双方に案内用の液晶ディスプレイを設置する要望が木戸側から出ている旨の説明もあった。被告aは、木戸拡張に附帯する工事費用の提示を求め、C理事長は、木戸の拡張に伴って発生する防火シャッターの改造費用の提示を求め、さらに1億円かかるならば木戸の拡張はなくなると思うとの意見を述べた。これに対し、K担当者は、防火シャッターの設置場所と概算費用を次回の建設委員会で提出する旨を説明した。(乙19)

(エ) 平成26年11月7日の第13回建設委員会において、木戸改修工事について、Kが、当初は大きな拡張を予定していたが、木戸の親方らと協議のうえ、そこまでは必要ないという話になり、木戸室内の袖壁と分電盤を移動し室内を広くして窓口の上に液晶モニターを設置する案を推奨したところ、同案で実施す

ることが決定された。なお、内部のレイアウトについては後日木戸の親方らと打合せすることとなり、庇については可動式のテントで再提案することとなった。既存遡及工事については、NTTファシリティーズのmが防火シャッターの概算予算を説明した。(甲162、乙20)

5
10
15
(オ) 平成27年3月5日の第16回建設委員会において、木戸改修工事について、Kは、木戸を拡張して窓口数は3窓とすること、ディスプレイ55型を3面設置すること、雨の対策として移動式の収縮テントで対応する方針で木戸の親方らと打合せしていること、シャッターを下ろした状態ではカウンターでの作業ができないためロールスクリーンに変更していること、木戸室内で収納スペースを多くとるようにしていること、木戸は三角屋根で天井裏が広いため、天井に人が乗れるようにしたこと等を説明して進捗報告を行ったところ、特段異論は出なかった(乙21)。

(カ) NTTぷららは、平成27年4月、被告a、Kから打診を受けて、木戸ディスプレイ設置計画に伴うディスプレイ表示方法の検討を開始し、同年5月、nが表示内容について木戸の親方らからヒアリングを実施した(甲60)。

20
(キ) 平成27年5月8日の第17回建設委員会において、Kは、木戸改修工事を同年6月4日から同年7月29日まで行い、同年8月3日に木戸の通常業務が再開できるようL親方と打合せをしている旨説明した。(乙22)

また、このことは同年5月28日の理事会でも報告された(乙25
25
52)。

(ク) 平成27年5月8日付けで、木戸拡張工事に関する工事実施

判定承認書が作成された。これには、実施理由として「第12回建設委員会にて、拡張は行わず、内装及び各設備の劣化更新を行う事で決定し、親方との協議の上、総合的修繕を行う。」、工事内容として「空調機本体更新及び衛生配管更新他設備工事、室内壁等の建築工事、切符販売状況モニター設置他電気設備更新」と記載されていた。(甲49添付資料1・2)

なお、木戸改修工事に係る工事実施判定承認書の承認欄にはB前理事長の個人印が押されている(甲49添付資料2)。

(ケ) Kから原告に対し、平成27年5月22日、木戸改修工事について工事代金を4880万円(税別)とする見積書が提出され、原告は、同月27日、Kに対し木戸改修工事を同金額で発注した。Kは、同月28日から同年8月31日にかけて木戸改修工事を施工し、同年7月24日には完成検査が行われた。(前提事実(7)イ(カ)a)

上記見積書及びKからの請求書の承認欄にはC理事長の個人印が押され(甲49添付資料3-1、甲53)、注文書には原告の公印が押されている(甲50)。

(コ) nは、平成27年6月下旬、木戸ディスプレイの表示方法につき、NTTぷらら社内でサインージソフトを使用したシステム構成案(木戸サインージシステム)を報告したところ、NTTぷららでは実施できないと判断されたため、Oが契約し、n個人が請け負う形式で進めることとなった(甲60)。

(サ) 平成27年7月10日の第18回建設委員会において、Kは、木戸改修工事についての工事状況を報告するとともに、同月12日にNTTぷららから、モニターに表示する画像について木戸の親方らに確認してもらう予定である旨報告した(乙23)。

(シ) nは、平成27年7月12日、木戸サインージシステム工事に
関し、L親方ほか関係者と打合せを実施して、要望を聴取し、同
年8月のチケット販売開始に間に合うように作成して対応する
こととなった（甲60）。

5 (ス) 原告は、平成27年7月31日、Oに対し、木戸サインージシ
ステム工事を工事代金764万円（税別）、工期平成27年8月
1日から同月27日までの約定で発注した（前提事実(7)イ(カ)b）。
なお、同工事に関しては平成27年7月31日付け注文書、同年
8月4日付け見積書、合格通知書が作成されており、これらには
10 被告aの個人印が押されているほか、注文書には原告の公印、見
積書にはC理事長の個人印が押されているが、上記のとおり見
積書の作成日付が注文書の作成日付より後になっている。（甲5
5、57、58）

Oは、平成27年7月24日頃、Aに対し、木戸サインージシ
15 ステム工事のうち液晶モニター設置工事を90万円で発注し、
また、同年8月1日、サインージシステム提供及び設定作業に関
してnに対し業務を委託した（前提事実(7)イ(カ)b）。

原告は、平成27年8月28日、Oから木戸サインージシステ
ム工事の引渡しを受け、同年9月30日、Oに対し工事代金82
20 5万1200円（税込み）を支払った（前提事実(7)イ(カ)b）。

(セ) 平成27年9月11日の第19回建設委員会において、木戸
改修工事（木戸サインージシステム工事を含む。）が完了したこ
とが報告されたが、木戸のモニター工事は木戸正面にモニター
を設置するだけのもので、中のソフト関連については別途80
25 0万円程度の費用が掛かることがC理事長から確認された。な
お、木戸の親方らの要望として、モニターを内側の壁にも設置し

てほしいとの要望があり、屋内用モニターを臨時に設置したことが報告された。(乙24)

5 (ツ) 平成27年11月6日の第20回建設委員会において、木戸の臨時の屋内用モニターを本設置する場合には、費用が1000万円以上かかることから保留とされた(乙25)。

(タ) 原告は、平成27年12月21日、Kに対し、木戸改修工事代金として5270万4000円(税込み)を支払った(前提事実(7)イ(カ)a)。

イ 雨水槽漏水対策工事

10 (ア) 平成26年12月16日の分科会において、新菱冷熱は、同年6月から12月にかけて国技館の雨水槽の水位調査を行った結果、雨水槽で水位が低下しており、雨水槽から年間1095^mの漏水が発生していると報告した(甲168別紙1)。

15 (イ) 被告aは、平成27年4月17日、C理事長に対し、雨水槽漏水対策工事を早急に行う必要があるから、定例会で許可してもらおうなどと連絡してきた(甲158添付資料3)。

20 (ウ) 平成27年5月8日の第17回建設委員会において、雨水槽漏水対策工事について、NTTファシリティーズのmは、原告の承認に基づき雨水ろ過装置の調査を実施したところ、建物の地下ピットにある雨水槽に漏水があることが判明した旨を報告した。新菱冷熱は、雨水槽の漏水が月に約100^mあり、損失は水道代に換算すると年間60万円程度になること、雨水槽を改修するために仮設の水槽が必要となることを説明し、工事内容を提案した。(乙22)

25 (エ) 平成27年7月10日の第18回建設委員会において、雨水槽漏水対策工事について、新菱冷熱は、仮設タンクを地下の設備

スペースに設置して実施することを提案し、同年8月から実施することが承認された。(乙23)

5 (オ) 平成27年9月11日の第19回建設委員会において、雨水槽漏水対策工事について、NTTファシリティーズのmは、建設委員会で承認されたとおり工事に着手する予定である旨を報告した(乙24)。

10 (カ) 原告は、平成27年9月25日、Kに対し、雨水槽漏水対策工事につき、請負代金9203万4360円(税込み)、工期を同月28日から平成28年5月10日までとして発注した(前提事実(7)イ(ウ))。なお、注文書には原告の公印、請求書にはC理事長及びD事業部長の個人印がそれぞれ押印されている(甲62、63)。

15 (キ) 平成27年11月6日の第20回建設委員会において、Kの担当者は、水槽内部の水抜きをしている状況であり、水槽内部を調査したところ、問題事項として、鉄筋が露出するところがあったこと、上のスラブから漏水しているところがあったことを説明した(乙25)。

20 (ク) 原告は、平成29年3月27日にKからの請求を受けて、同年4月28日、Kに対し、雨水槽漏水対策工事代金として7990万9200円を支払った(前提事実(7)イ(ウ))。

ウ その余の国技館その他工事

その余の国技館その他工事については、前提事実(7)イ(ア)ないし(オ)、(キ)、(ク)のとおり、建設委員会の承認を得て、発注され、それぞれ請負代金が支払われた。これらの工事に関する建設委員会でのやりとりは以下のとおりである。

(ア) 診療所エレベータ2階延長更新工事

平成26年7月11日の第11回建設委員会において、診療所エレベータ2階延長更新工事について、Kの担当者は、2階席の観客がけがをした等の緊急時に階段やエスカレーターを利用して診療所まで搬送している現状から、緊急時の対応として原告から要望を受けたとして、上記工事を進めることを諮った。委員からは、車いすで2階席に行く観客にも使ってもらってよいとの意見が出され、緊急用に使用することを徹底するという前提で進め、コストを提案してもらうことになった(乙18)。また、同年9月13日の第12回建設委員会では、同工事をした場合に要する遡及工事(国技館全体で現行建築基準法に適合させるように、防火シャッター等を新設・改造する工事)の見積りが提示された時点で打合せをすることとなった。

平成26年11月7日の第13回建設委員会では、Kの担当者から、診療所エレベータ2階延長更新工事に入っていることが報告された(乙20)。

もっとも、上記工事の工事实施判定承認書が作成されたのは平成26年11月13日で、同月28日に注文請書が作成されているところ、NTTファシリティーズが見積金額の査定を行ったのは同年12月18日であった(甲82～84)

(イ) 決まり手表示更新工事等

平成26年7月11日の第11回建設委員会において、Aの担当者が、決まり手表示が竣工後30年間更新が行われておらず、故障の際の交換部品がない等の問題があることを説明し、液晶ディスプレイ案を推奨したところ、C理事長が交換部品がないなら仕方ないといこの方針を了承した(乙18)。

平成27年3月5日の第16回建設委員会において、Aの担当

者から取組表示の内部蛍光灯の安定器が生産中止となっていて修理ができないとして、そのLED化更新工事が提案された。その際、決り手表示更新工事に使用した足場を利用して工事費を削減するとの説明があり、同委員会でLED化更新工事が承認された。(乙21)

同年5月8日の第17回建設委員会では、同年7月に決り手表示更新工事と取組表示更新工事とを同時に行うことが報告された(乙22)。

同年7月10日の第18回建設委員会では、委員長のC理事長から、来週から決り手表示更新工事及び取組表示更新工事に着手する予定であることが紹介され、同年9月11日の第19回建設委員会では、Kの担当者から上記各工事が完了した旨の報告があった。その際、C理事長は、決り手について相撲文字(ひらがな)を採用したと報告した。(乙23、24)

同年11月6日の第20回建設委員会では、C理事長らから、決り手表示を液晶に変えたが、ひらがなよりも漢字の方がインパクトがあるなどの理由で漢字に直してもらうこととした旨の報告があった(乙25)。平成28年1月9日開催の第21回建設委員会では、決り手表示の漢字化工事は年末に完了している旨報告があったが、C理事長は、工事費用がこんなにかかるとは思っていなかったと発言し、今後は事前に確認するようにとmに指示した(甲163)。

(ウ) 教習所修繕工事

平成26年7月11日の第11回建設委員会で、教習所修繕工事について、K等から、空調機の設置、便所の配管更新、浴室周り・稽古場の窓枠修繕等の提案があり、空調機は不設置、便所

の配管は承認、浴室周り・稽古場の窓枠修繕は部分的な修繕を検討することとなった（乙18）。同年9月13日の第12回建設委員会では、部分的な修繕での再提案がされた（乙19）。平成27年3月5日の第16回建設委員会では、C理事長から教習所修繕工事が実施中であることが紹介され、Kの担当者から工事状況が報告された（乙21）。同年5月8日の第17回建設委員会でも、教習所修繕工事の内装工事が完了し、この後配管改修工事に入ることが報告された（乙22）。

(エ) 電話設備幹線更新工事

平成26年7月11日の第11回建設委員会で、Aの担当者が、電話設備幹線ケーブルが老朽化しており、更新が必要であると報告し、ケーブルの先行工事が了承された（乙18）。

(オ) ポンプ類劣化更新工事

平成26年7月11日の第11回建設委員会で、新菱冷熱の担当者から、ポンプ類劣化更新工事を行うとの説明があり、特に反対意見もなく、承認された（乙18）。

(カ) 雨水利用設備更新工事

平成26年7月11日の第11回建設委員会で、新菱冷熱の担当者から、雨水利用設備機器が10年以上前から故障しており、更新して雨水を利用すれば年間水道料が350万円削減できるとして更新することが提案され、承認された（乙18）。

(キ) 平成26年7月20日の理事会において、当時、建設委員会委員長であったC理事長は、建設委員会において、平成27年度の修繕工事として、決まり手表示更新工事、電話設備基幹更新工事、雨水利用設備更新工事、ポンプ類劣化更新工事の実施を承認したことを報告した（甲151、乙26）。

(ク) 平成27年5月28日の理事会において、建設委員会から、国技館の緊急工事として、木戸改修工事、決まり手表示更新工事等、雨水利用設備更新工事などが実施されたことが報告された(乙52、53)。

5 (5) その他の工事等

ア 電通への金銭要求行為

電通は、平成25年6月頃、原告に対し、国技館内に設置されている取組表の電光板をLED大型ビジョンに付け替える提案をしていました。被告aは、電通に対し、上記事業に関して、E親方に個別に金銭を用意できるかと尋ねた。電通側は即座にこれを断ったところ、その後上記事業の話は進まなかった。(甲38の1)。

電通は、原告との間で、同年4月から5年間の契約で、力士の応援グッズの製作・販売事業を行っていたが、平成27年2月に、被告aからB前理事長が国技館の特設ブースが目障りだと言っているので販売を止め、グッズの在庫の一部を原告に納品するようにと指示され、残り3年近くあった契約が打ち切れ、原告に対し無償で在庫の半分程度を送付することとなった(甲38の1・2)。

イ システム入替工事

20 被告aは、平成25年10月22日、C理事長に対し、原告のコンピューター関係のメンテナンス料が高すぎる、セキュリティに問題があるなどとして、パソコンの入替を始めの旨伝えた(甲158添付資料13)。

原告は、平成26年6月頃、Oに対し、システム入替工事を4
25 233万6000円で発注し、同年7月31日、Oに対し、同額を送金した。上記送金は、gが、振込銀行に対し、C理事長が出

張中で不在のため払戻請求書に押印等ができないが、振込先の資金繰りに関わるので至急送金したいと申し出て、払戻請求書なしに対応してもらったものであった。(甲132)

ウ ネットワーク設置工事

5 原告は、平成26年11月頃、Oに対し、ネットワーク設置工事を発注し、同年12月25日、請負代金273万2400円を支払った(前提事実(7)ウ(イ))。

エ ソフトウェア保守契約

10 原告は、平成27年7月頃、Oとの間で、ソフトウェア保守契約を、保守定額料金年額100万6560円で締結した。上記ソフトウェアの導入は、NTTぷららのnと「SKYSEA」営業担当者が、被告aに提案していたものであったが、交渉途中で、被告aがNTTぷららを外して、Oから直接「SKYSEA」を導入することを決め、原告はOとの間でソフトウェア保守契約を
15 締結した。(甲60)

また、同月31日、Oに対し、木戸サインージシステム工事を、工事代金825万1200円で発注した(前提事実(7)イ(カ)b、認定事実(4)ア(ス))。原告は、同年9月30日、Oに対し、ソフトウェア保守契約の保守定額料金及び木戸サインージシステム工事の
20 工事代金の合計金額925万7760円(なお、実際の支払金額は、手数料432円が控除された金額である925万7328円)を支払った(前提事実(7)ウ(ウ))。

オ 国技館LED照明工事

25 平成27年9月11日の第19回建設委員会において、被告aから、東京電力以外の電力会社から電力を購入するとLED化工事が無償となり、その代わり、4年から5年の間、下がった電

気代からいくらか当該電力会社に支払うとの契約を締結する必要があるとの話が紹介された。被告 a は、アリーナ以外の場所での採用を考えているとして、後日、建設委員会に提案すると述べた。(乙 2 4)

5 O は、同月 1 6 日付で、原告に対し、「LED 照明代替費用のシミュレーション」と題する書面を提出したが、それによれば、LED 照明の導入によって電気代が年間 6 3 7 万 7 4 7 0 円削減されるとされていた (甲 1 5 7)。

10 しかし、その後の同年 1 0 月 1 日の理事会では、省エネルギーサービス契約は議題とはされず (乙 5 4)、同年 1 1 月 6 日の第 2 0 回建設委員会でも、国技館の電気代を削減する方法が議論されたものの、日栄サポートとの間で省エネルギーサービス契約を締結するとの話は出なかった (乙 2 5)。そうした中、同月 1 6 日付けで省エネルギーサービス契約に係る契約書が作成され、国技館
15 のバックヤードや事務所に LED 照明が導入された (甲 1 5 9、1 7 6)。

 被告 a は、平成 2 8 年 1 月 5 日、原告事務所を去るに当たり、f に対し、D 事業部長にばれないようにしろ、LED 照明の仕入先のことは絶対にしゃべるななどと発言をした (甲 1 7 8)。

20 平成 2 8 年 1 月 9 日の建設委員会で、C 理事長は、原告が先日電力会社を変えた、その電力会社が LED 化工事を無料でしてくれた上に 5 年間又は 7 年間契約すれば電気代が安くなると聞いているが、その電力会社に利益が出る仕組みがよくわからない、この件は被告 a が行い、g がよく知っているとの発言をした (甲
25 1 6 3)。

(6) P 関係

ア 被告 a は、平成 25 年ころ、国技館内で飲食物販を行う業者を探し、長野県で飲食業を営んでいる P に対して出店を持ち掛けた（乙 16）。

イ 原告は、平成 25 年 12 月 27 日、P との間で、契約期間を平成 26 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで、出店料は売上高に対する 20%、期間満了の 1 か月前までに通知がない場合に自動更新とするとの約定で国技館内でのファーストフードサービスの出店・営業を認める本件出店営業契約を締結し、P は、その頃から国技館内に出店し、たこ焼き、たい焼き等の販売等を始めた（甲 119）。

また、P は、国技館に出店後しばらくしてから、なだ万や京樽の弁当販売を始めた。（甲 159 の 28 頁、乙 16）

ウ 被告会社は、平成 27 年 4 月 1 日、なだ万との間で、納入する商品の価格を、国技館において一般に販売される予定小売価の 80% とし、それに係る消費税を加えたものを代金とする国技館内における外注弁当納入に関する契約を締結した。同契約では、毎月末締めで翌月 2 日になだ万が被告会社に請求し、請求書受領月の末日に弁当代金を被告会社がなだ万の指定する口座に振り込む方法で支払うこととされていた。（乙 10）

被告会社は、平成 27 年 5 月 10 日、京樽との間で、国技館を利用する顧客への弁当の販売受託等に関し契約を締結し、商品の納品場所を国技館内 1 階、2 階のかめ屋売店とし、1 個当たりの販売価格 1400 円の商品納入金額を 780 円とする覚書を締結した。同契約では、代金を毎月末締め翌月末日までに京樽の指定した口座に振り込む方法で支払うこととされていた。（乙 11 の 1・2）

原告は、平成27年10月13日、Pとの間で、同月14日に開催される大相撲松本場所の会場において相撲関連商品を取り扱う旨の覚書を締結した（甲120）。

エ 被告会社は、平成26年6月から平成28年12月までの間、以下の①から⑩までのとおり、Pから本件被告口座に振込送金を受けた。また、以下の①から④までのとおり、被告会社は、本件被告口座から出金して他の口座に送金した。（前提事実(8)ウ、甲112）

なお、本件被告口座の取引履歴（甲112）の摘要欄の「当手」とは「当店券出金」（顧客が支店窓口を訪れ、口座の現金を他の口座に向けて出金すること）を指す（弁論の全趣旨（原告第4準備書面19頁））。

①	平成26年6月23日	16万8225円
②	平成26年10月29日	126万円
③	平成27年2月6日	224万4565円
④	平成27年2月25日	18万5730円
⑤	平成27年6月30日	722万4626円
①	同日	376万0418円
⑥	平成27年10月30日	696万1332円
②	同日	357万1282円
⑦	平成28年2月29日	679万5417円
③	同日	354万2288円
⑧	平成28年7月6日	89万3323円
⑨	平成28年10月31日	9万0126円
④	同日	8万2949円
⑩	平成28年12月9日	67万4796円

入金合計①～⑩ 2649万8140円

送金合計①～④ 1095万6937円

(7) 仕組債購入

5 平成25年7月14日の理事会において、d主事が、国債、定期預金、仕組債の運用について報告した（乙48）。

平成27年3月15日の理事会において、平成27年度の資金運用について、国債のほか仕組債も繰り上げ償還される見込みであり、国債、定期預金の利回りが以前より低い水準にあることから、資金の運用対象として、資金運用規程に運用対象として挙げられているもの以外についても、運用の検討対象に加える旨可決され、具体的
10 な購入対象及び時期については理事長に一任することとされた（甲154、乙50、51）。

平成27年10月1日の理事会において、同年1月1日から同年9月30日までの資金運用について報告があった。その際、b監事及びB前理事長は、仕組債が順次繰上償還された旨発言し、B前理事長は、資金運用の一環として社債購入を試みたものの、時間のずれで予定額を購入できなかったことを報告した。（乙54）
15

被告aは、B前理事長の死亡後、C理事長に対し、年内もしくは平成27年12月18日の理事会までに仕組債を75億円分購入しないと原告の財産が内閣府に取られるなどと述べて、仕組債の購入を執拗に勧めてきた。C理事長は、同年11月25日、内閣府及び文部科学省を訪問し、事実確認したところ、資金運用は原告が決める事項であると回答され、内閣府が原告の財産を取ることがあるとは説明されなかった。（甲41の13頁、甲109、158の18頁）
20

被告aは、平成27年12月2日の定例会においも、資金運用は法律で決まっていて、今年中でなければ没収されると述べたものの、
25

C 理事長は内閣府に確認するなどと言って取り合わなかった（甲 1
5 8 添付資料 1 9）。

平成 2 8 年 1 月 2 8 日の理事会において、C 理事長は、資金運用
として 7 5 億円を 3 か月間の定期預金にしたことを報告した（甲 1
5 7 0、乙 5 5）。

2 争点に対する判断

(1) 争点 1（金銭受領関係）について

ア 総論

上記 1 (1)で認定したとおり、被告 a は、B 前理事長と親交を深め、
10 平成 2 4 年 2 月に原告の危機管理政策顧問を委嘱され、本件業務
委託契約に基づき原告事務所内で危機管理業務に従事するよう
になると、B 前理事長からの信頼を得て、公益認定申請に係る業務、
建設委員会への出席、事務局全般の指導・助言等へと業務の範囲を
15 広げていき、同年 9 月には常任特別顧問に就任し、d 主事を補助し
て、後には d 主事に代わって主事業務の一部又は大半を担うとと
もに、取引先との商談にも関わるようになっていった。このように
被告 a は原告の業務全般に広く関わるようになった上、B 前理事
長に重用され、近しい立場にいたことから、職員の人事権を有する
B 前理事長に原告職員の評価等を進言して降格、異動させること
20 が可能であり（認定事実(1)ケ、コ。上記 1 (3)オからすれば、施設管
理責任者を r から f に代えたのも被告 a の意向である。）、原告内
部の人事についても、事実上の影響力を有するようになった。

実際、原告においては、被告 a の意に沿わない職員（d 主事、e、
r）は冷遇され、原告から去っていくなどした一方、被告 a の指示
25 に従っていた事務局職員の g、h、f は、被告 a に重用されたり、
嘱託雇用を約束されたりしたため（認定事実(1)コ、サ。被告 a が g

の再就職先を斡旋するなどしていることから、gが在職中被告aの指示に従って行動していたことが推認される。)、被告aはこうした職員を通じて、事務局業務を差配することができていた。

役員についても、F理事、c理事、b監事のように被告aに積極的に与する者もいた(認定事実(1)シ、セ、(2)ク、(3)タ)ほか、被告aの言動に不信感を持つ役員においても、被告aがB前理事長の威光を後ろ盾としていたこと、被告aがT親方の身辺調査をして不倫の事実をマスコミに報道させて、退職を余儀なくさせたこと(認定事実(1)ク)、E親方の理事選での落選は、被告aが動いたためであるとの噂が流れていたこと(同)などから、被告aに進言しても聞き入れられることはなく、却って原告内での自己の立場が悪化するだけであるとの意識が蔓延し、被告aに明示的に反対意見を述べることが出来ない雰囲気が原告内に醸成されていった(原告代表者3・13・17・60～63・70・71頁)。

こうした状況から、被告aは、意図する新たな取引先との契約締結について、事前にB前理事長に承諾を取り付けてから理事会に諮ったり(認定事実(3)オ、キ)、契約締結後に定例会で事後報告するにとどめたり(認定事実(2)エ、サ、シ)といったことをするようになり、原告が締結する契約関係についても、一定の影響力を行使できる立場にあった。

イ 裏金受領の有無

被告らは、原告が裏金であると主張する本件被告口座に入金された金銭につき、その趣旨を争うと共に、被告aの関与を否定するので、以下、個別に検討する。

(ア) Aからの入金

認定事実(3)コのとおり、国技館改修工事の施工業者は、プロポ

ーザル（企画競争入札）の方法で選定することとなっていた。具体的には、応募業者の提出した見積書等に基づいて、原告の建設委員会においてNTTファシリティーズの助言を受けながら業者選定を行い、最終的に理事会の承認を得ることが必要である（前提事実(2)イ）から、被告a自身に直接の業者選定権限があるわけではないことは被告らが主張するとおりである。

しかし、被告aは、上記アのとおり原告内で一定の影響力を有しており、国技館改修工事の関係では、建設委員会の出席資格を有して意見を述べることができた。また、NTTファシリティーズを原告に紹介し、本件CM業務委託契約の締結をB前理事長に承認させたのも被告aであるから、被告aは、NTTファシリティーズに対しても一定の影響力を行使することができたものである。

実際、被告aは、平成25年2月頃にAに対して国技館改修工事の施工候補業者として推薦したことに係る斡旋手数料を要求した以降（認定事実(3)セ）、電気設備工事の応募業者4社の見積金額の最安値は関電工であったにもかかわらず、NTTファシリティーズに対して談合疑惑のある業者を失格扱いとし、談合疑惑のない会社のうち工事費が安いAを選定すべきであるとの意見を述べ（認定事実(3)ソ）、Aを含む見積りに項目除外条件を付した応募業者に条件を揃えて修正見積額を出させた上で選定すべきであるとのNTTファシリティーズの1の意見には、原告が施工業者を決定するのであり、NTTファシリティーズの意見を押し付けないでほしいなどと述べて反対し、最安値を付けた業者を失格とし、見積りに条件を付したAを選択すると恣意的な選定と疑われるのではないかと1の指摘に対しても、Aの再見積額

5
が他社よりも高くなったとしても、談合疑惑のある業者には発注
しないと反論し（認定事実(3)タ）、Aが電気設備工事の優先交渉
業者を選定されるべく発言をし、さらには、被告aに反対意見を
述べる1について、公明正大にというばかりで融通が利かないと
して、NTTファシリティーズの役員にかけあって交代させた
（認定事実(3)ヌ）。これらの事実からすると、被告aは、国技館
改修工事の電気設備工事の施工業者にAが選定されるべく取り
計らったことが認められる。

10
そして、Aは、平成25年8月頃、被告aに対し、Aが施工業
者を選定された場合には、被告会社に対して工事請負代金総額の
5%程度を斡旋手数料として支払う旨合意したこと（認定事実(3)
ネ）、同年9月30日には、Aは、Kを介して、国技館改修工事
の電気設備工事を15億5820万円で受注していること（認定
15
事実(3)フ）、その後、Aが被告会社に合計で上記15億5820
万円の5%に相当する7791万円を送金していること（前提事
実(7)エ）からすると、上記7791万円は、被告aの求めに応じて
、Aが電気設備工事の施工業者を選定されたことの見返りとし
て、斡旋手数料名目で支払われた金銭であると認められる。

20
これに対し、被告らは、被告aがAに対し、斡旋手数料を要求
したことを否定するが、Aからの回答書（甲44）には、被告a
から国技館改修工事の施工業者として推薦できるとの申し入れ
があり、その後被告会社から斡旋手数料の話が持ち出されたと記
載されているところ、Aが殊更虚偽の回答を行う理由も見当たら
ず、その後の被告aの業者選定への介入行為や被告aが建設業者
25
から金銭を受け取っていることを認めていたとのd主事の発言
（認定事実(3)チ）に照らしても、上記回答は信用することができ

る（なお、推薦の申出をしたのが被告 a である以上、斡旋手数料のやりとりも被告 a が行ったと推認するのが合理的である。）から、被告らの主張は採用できない。

この点について、被告 a は、上記 A からの入金 は 被告 会社 の 元
5 役員 の p 等 が 被告 a の 知らない ところ で、勝手 に 受領 して いた も
の である と 供述 する が（被告 a 本人 6・35～37・39・58・
59 頁）、当時 被告 会社 に 上記 の 者 が 実働 して いた こと の 裏付け
は ない 上（甲 42 の 42 頁 参照）、仮 に その よう な 者 が いた と し
ても、本件 業務 委託 契約 に 基づく 業務 遂行 に 何ら 関わっ て い な か
10 った という 被告 従業員（その こと は 被告 a も 認めて いる（被告 a
本人 68 頁）。）が 勝手 に A と の 間 で 多額 の 金銭 を 受け 取る 約束 を
して いた という の は に わか に 信じ 難く、被告 会社 の 代表 取締役 で
ある 被告 a が 本件 被告 口座 へ の 多額 の 入金 について 全く 認識 し
て い な かった（被告 a 本人 68・69 頁）という の も 著しく 不
15 合理 であっ て、被告 a の 上記 供述 は 荒唐 無稽 と し かい よう が ない。

よっ て、A から の 被告 会社 へ の 入金 は、被告 a（被告 会社 は 被告
20 a の 一人 会社 であり（前提 事実(4)イ）、当時、本件 業務 委託 契約
以外 に 事業 を 行っ て いた と の 実態 も う か が われ ない から、被告
会社 へ の 送金 は 実質 的に 被告 a へ の 送金 と 同視 できる。）へ の 裏
金 であっ た と 認め られる。

(イ) O から の 入金

前提 事実(7)ウ、エ の と おり、①原告 は、平成 26 年 6 月 頃、O
25 対 し、システム 入替 工 事 を 発注 し、同年 7 月 31 日、工 事 代 金
4233 万 6000 円 を O に 振り 込 ん で いる と ころ、同日、被告
会社 は O から 工 事 代 金 の 約 10% に 相当 する 金額 400 万 円 の
送金 を 受け、②原告 は、同年 11 月 頃、O 対 し、ネット ワーク

設置工事を発注し、同年12月25日に請負代金273万2400円を支払っているところ、平成27年1月15日、被告会社はOから工事代金の10%に相当する27万3240円の送金を受け、③原告は、同年7月頃、Oとの間で、ソフトウェア保守契約を保守定額料金年額100万6560円で締結し、同月31日には、Oに対し、木戸サインージシステム工事を工事代金825万1200円で発注し、同年9月30日、Oに対し、ソフトウェア保守契約の保守定額料金及び木戸サインージシステム工事の工事代金の合計金額925万7760円を支払っているところ、被告会社は、同日、Oから支払金額の約20%に相当する201万9600円の送金を受けている。

Oから被告会社への各入金はいずれも原告とO間の契約に基づく原告の代金支払日と同日又は近接する日に行われ、その金額も支払金額の約10%又は約20%に相当するものである。このことからすれば、原告とO間の上記各契約の締結とOから被告会社への各入金との間には、関連性があるものと推認される。また、上記①の工事代金4233万6000円の振込みは、被告aの指示でgが払戻請求書にC理事長の押印等がないまま緊急に実行したものであること（認定事実(1)サ）、上記①のシステム入替工事に先立ち、平成25年10月に被告aがC理事長にパソコンの入替えを始める旨伝えていること（認定事実(5)イ）、上記③につき「SKYSEA」の導入交渉は被告aが行っており、NTTぷららではなくOから「SKYSEA」を導入してOと直接ソフトウェア保守契約を締結することは被告aが決定したものであること（認定事実(5)エ）、木戸サインージシステム工事についても被告aからの打診でNTTぷららが検討を始めた案件であるが、

途中でOが契約主体となることとなり、N T T ぷららの派遣社員
のnがOから個人として請け負うこととなったこと(認定事実(4)
ア(カ)、(キ))などからすると、上記Oとの各契約の締結交渉には被
告aが関与していると認められ、被告aがAにも斡旋手数料名目
5 で金銭を要求し、被告会社へ送金させていることも考慮すると、
Oから被告会社への各入金は、被告aの労により原告との成約に
至ったことへの見返りの趣旨で交付された裏金と認めるのが相
当である。

これに対し、被告らは、Oから被告会社への上記各送金は、被
10 告会社がOとの間で、太陽光発電に関心のある企業やLED照明
の導入を検討している企業を探して紹介する旨の業務委託契約
を締結し、その業務委託料として受け取ったものであると主張し、
被告aはそれに沿う陳述(乙16)をするが、上記業務委託契約
が締結された事実や上記各送金がその業務委託料であることを
15 裏付ける客観的証拠はない。却って、原告によるヒアリング調査
の中で、Oの代表取締役oは、被告aとは1回会っただけで、被
告会社のことは知らないと述べて、被告会社への送金について何
ら説明しなかった(証人e18頁)というのであるから、被告会
社とOとの間にOに業務委託料の支払義務を生じさせるような
20 業務委託契約が成立していたとは到底認めることができず、被告
らの上記主張は採用できない。

(ウ) パチンコメーカーの仲介業者からの入金

前提事実(6)ウ、オのとおり、①原告は、平成25年5月25日、
Iとの間で、本件名称等利用許諾契約を締結し、同月27日、I
25 が原告との交渉業務等を委託したHとの間で本件名称等利用許
諾契約における力士等の名称等の利用許諾の対価を最低保証許

5 諾料 1 億円、10 万台を超えると 1 台当たり 2000 円とし、H
は上記 1 億円を同年 7 月末日までに支払う旨の覚書を締結した
ところ、被告会社は、H から、上記覚書の締結日と近接する同年
4 月 17 日に 262 万 5000 円、上記 1 億円の支払期日に近接
10 する同年 7 月 5 日に 3950 万円の振込みを受け、②原告は、平
成 27 年 9 月 25 日、I との間で本件名称等利用許諾契約の期間
延長に際し、H から再委託された J との間で力士等の名称等の利
用許諾の対価を最低保証許諾料 1 億円、10 万台を超えると 1 台
当たり 2000 円とし、J は上記 1 億円を同年 12 月末日までに
15 支払う旨の覚書を締結したところ、被告会社は、J から、上記 1
億円の支払日と近接する同年 12 月 1 日に 3240 万円の振り
込みを受けている。このことからすれば、原告とパチンコメーカ
ーの仲介業者との間の上記各覚書の締結と当該仲介業者から被
告会社への各入金との間には、関連性があるものと推認される。
20 そして、パチンコメーカーとの間の名称等利用許諾契約の締結交
渉は、被告 a が j、k と共に進めていたものであり（認定事実(2)
ウ）、原告側での契約手続も被告 a によって本来必要な理事会決
議なしに進められていること（同(2)エ）、被告 a と k 及び i との
間では、I の前に契約交渉をしていた U から被告 a が 4000 万
25 円の手数料を受け取ることが了承されていたこと（同(2)ア）から
すると、H 及び J から被告会社への各入金は、被告 a の労により
本件名称等利用許諾契約が成立し、原告と上記各覚書の締結に至
ったことへの見返りの趣旨で交付された裏金と認めるのが相当
である。これに対し、被告らは、被告会社が H から、デジタルコ
ンテンツについての①海外での消費者の嗜好調査を行う業務及
び②当該調査結果に基づいてコンテンツ収集を行う業務を委託

され、①の業務の対価として、合計4212万5000円を受領したと主張し、Hからの平成25年1月11日付け発注書（乙8の1）を提出する。また、被告らは、被告会社がHの契約上の地位を引き継いだJから上記②の業務の対価として、3240万円を受領したと主張し、Hからの平成26年4月7日付の発注書（乙8の2）及び平成27年7月15日付の契約上の地位の譲渡に関する覚書（乙8の3）を提出する。しかし、いずれの発注書もその記載内容は抽象的で、被告会社がいかなる内容の業務を委託されたのか明らかではない上、被告会社が実際に業務を遂行したことを裏付ける証拠もない。被告らは、被告会社では、事務職員や元役員のパが被告aの業務を手伝うことで上記業務委託契約に対応しており、嗜好調査等については被告会社と取引関係のある会社に外注していたなどとも主張しているが、かかる主張を裏付ける証拠も存在しない。実際、Hは、被告会社への送金が明らかになる前の段階では、原告に対して、被告らに何らかの不正な利益を与える目的での支払を行ったり、そのような支払を可能とする契約等を締結したりしたことはない旨回答していたし（甲137）、平成29年9月8日及び同月11日に行われたHの代表取締役xと原告（e及びD事業部長等が出席）との面談でも、Hと被告会社との業務委託契約の話は一切出ていない（甲146の1・2）。被告aにおいても、被告会社への送金についての客観的証拠が出されていなかった別件訴訟の本人尋問では、被告会社がHから金銭を受け取ったこと自体を否認して、コンサルタント業務の報酬を受領したなどとは述べていなかったのであるから（甲42の19頁）、被告らはその場しのぎで主張を変遷させているといわざるを得ず、以上の諸点からすれば、被告らの上記

主張はおよそ採用できない。

(エ) Pからの入金

認定事実(6)イ、ウによれば、Pは被告会社がなだ万や京樽から仕入れた弁当を国技館内で販売し、被告会社を通じてその弁
5 当代をなだ万や京樽に支払っていたものと認められる。そして、
被告会社がなだ万及び京樽と弁当販売に関する契約を締結した
時期からすると、Pが上記弁当販売を行っていたのは平成27
年の5月場所以降の国技館で本場所が開催される時期（5月場
所、9月場所、1月場所）と認められるところ、上記各契約の約
10 定に従えば、被告会社がなだ万や京樽に代金を支払う期限はそ
の翌月末日（平成27年5月場所の販売であれば同年6月末日）
となる。被告らが弁当代の支払であると主張する認定事実(6)エ
の⑤、⑥、⑦、⑨の入金（合計2107万1501円）は、上記
被告会社の弁当代金支払期限頃に行われており、実際に同日に
15 被告会社が入金を受けた額の一部を他口座に送金していること
も認められるのであるから、被告らの上記2107万1501
円の入金は弁当代の支払であるとの主張を排斥することはでき
ず、これを本件出店営業契約締結の見返りであるということ
はできない。

20 他方、その余の①～④、⑧、⑩の入金（542万6639円）
については、弁当販売時期以外の入金であったり、弁当代金支
払期限とは異なる日の入金で対応する他への送金もなかったり
することから、弁当代金であるとは認められない。

25 そして、Pの被告会社への入金は、平成26年6月から開始
されているところ、その前に原告との間で本件出店営業契約が
締結され、国技館に出店することが決まり、その後実際に販売

が始まったこと（認定事実(6)イ）、Pに国技館への出店を持ち掛けたのは被告aであり（同(6)ア）、Pの出店は被告aによって進められたものと認められることからすれば、上記入金はPの国技館等への出店と関連性を有することが認められる。

5 被告らは、被告会社がPとの間で、県外、海外への出店サポート等のコンサルタント契約を締結し、報酬を受け取る合意をしていたとして、上記送金の一部は国技館出店とは別のサポートについてのコンサルタント料金として受け取ったものであると主張し、その旨の被告会社とP間の平成25年7月1日付け
10 覚書（乙9）を提出する。しかし、Pが被告会社のサポートを受けて、国技館や大相撲松本場所以外に出店したとの事実はいかがわれず、被告会社が行ったとする県外、海外への出店サポートの内容を裏付ける証拠もない。被告会社に、かかるコンサルタント業務に従事できる人材がいたことも認め難く、上記
15 コンサルタント契約が実態を伴うものとは認められない。

以上に加え、被告aが他の原告の取引業者から裏金を受領していることも考慮すると、上記入金額542万6639円は、Pが原告との間で本件出店営業契約を締結し、国技館等で出店
20 営業できることとなったことへの見返りの趣旨で交付された裏金と認めるのが相当である。

(オ) 動画配信業者（Q及びR）からの入金

前提事実(9)イのとおり、原告は、平成26年1月9日、NTT
25 Tぷらら、Qとの間で、本場所の取組映像のPPV配信に関し、配信が完了した月の末日から90日以内に売上の分配金を支払う旨の基本契約を締結し、平成26年1月9日から平成27年8月24日まで、平成26年1月場所から平成27年9月場

所までの奇数月に開催される本場所ごとに P P V 配信に関する個別契約を計 1 1 回にわたって締結した。そして、Q から、被告会社に対し、平成 2 6 年 4 月 2 8 日から平成 2 7 年 1 2 月 2 8 日にかけて計 1 1 回合計 1 4 8 万 5 4 2 9 円の入金がされている。両者の関係をみると、平成 2 6 年 1 月場所の P P V 配信が完了したのは同年 1 月であり、同月末日から 9 0 日以内の日である平成 2 6 年 4 月 2 8 日に一回目の入金がされており、同様に合計 1 1 回の P P V 配信の個別契約と 1 1 回の配信後の被告会社への入金（1 回あたり 1 1 万円から 1 5 万円程度）が繰り返されている。これらのことからすると、Q との P P V 配信契約と同社から被告会社への入金とは関連性を有するものと推認される。

次に、前提事実(9)ウ(イ)、(オ)のとおり、P P V 配信の契約主体が Q から R に代わると、被告会社への振込元も R に代わり、従前同様、本場所ごとに、P P V 配信が完了した月の末日から 9 0 日以内の日に 1 回あたり 1 2 万から 1 5 万円程度が R から被告会社に振り込まれるようになったのであるから、R との P P V 配信契約と同社から被告会社への入金とは関連性を有するものと推認される。

そして、上記各 P P V 配信の基本契約には、N T T ぷららも関与しているところ、前述のとおり、N T T ぷららと被告 a とは木戸サインージシステム工事や「S K Y S E A」の導入の件でも関係があったこと（認定事実(4)ア(カ)、同(5)エ）、被告 a が平成 2 6 年 4 月 7 日に C 理事長にインターネットの画像の有料化は広報部ではなく事業部ですと発言していたこと（甲 1 5 8 添付資料 1 2）、被告らが Q や R から被告会社が動画配信に関

5 するコンサルタント業務を受注していたなどと主張している
ことからすれば、被告 a が上記各 P P V 配信に係る契約に関わ
っていたことは優に認定できるのであって、上記 2 社から被告
会社への各入金は、被告 a の労により、原告と P P V 配信に関
する契約締結に至り、動画配信取引を行うこととなったこと
の見返りの趣旨で被告会社に支払われた裏金と認めるのが相当
である。

10 これに対し、被告らは、Q からの前提事実(9)イ(ウ)の本件被告
口座への入金及び R からの前提事実(9)ウ(オ)の 3 回の入金（5 4
0 万円以外のもの）は、被告会社が Q や R との間で動画配信に
関するコンサルタント契約を締結し、相撲に詳しいタレント、
力士出身者の経営する飲食店及び力士の情報等相撲関連の情報
を提供したことのコンサルタント料を受け取ったものであると
主張するが、かかる契約を証する書面等の裏付け証拠はなく、
15 その主張する情報提供の内容自体が対価の支払を要するよう
なものとも認め難いのであって、被告らの上記主張は採用でき
ない。

20 また、原告と R は平成 2 8 年 2 月 1 6 日に本場所の取組映像
のインターネット配信に関するコンテンツ利用許諾契約を締結
しており、同契約では平成 2 8 年分の許諾対価 6 5 0 0 万円を
同年 3 月末日までに支払うと定められているところ、同支払時
期に近接した同年 4 月 1 5 日に、R が被告会社に 5 4 0 万円を
送金しており（前提事実(9)ウ(エ)、(オ)、これらの間には関連性
があることが推認される。被告らは、この 5 4 0 万円の入金につ
いて、何らの説明もしておらず、上記のとおり、既に R は、P
25 P V 配信にかかる契約に関して、契約締結及び動画配信取引の

見返りとして被告会社に金銭を支払っていたこと、被告 a が他の原告の取引業者から裏金を受領していることも考慮すると、上記被告会社への 5 4 0 万円の入金も同趣旨のインターネット配信に係る契約締結の見返りとして支払われたものと認めるのが相当である。

5
(カ) 動画配信業者 (S) からの入金

前提事実(9)エのとおり、S は、原告が電通との間で平成 2 9 年 1 月 1 日に締結したインターネット配信に関するコンテンツ利用許諾契約の再許諾先の一つであるところ、同契約前の約半年間に、S から被告会社に対し 3 度にわたり各 5 4 0 万円が入金されている。それ以前に原告が同種契約を締結していた R から被告会社への入金が裏金であると認められることや被告らが同入金の趣旨について何ら説明していないことからすれば、S からの上記入金も同様の趣旨の金銭であったとも考えられる。

10
15
20
25
しかし、S と被告 a ないし被告会社の関係性は不明であり、電通が S を再許諾先に選定した経緯も明らかではない。そもそも原告の直接の契約の相手方は電通であり、認定事実(5)アのとおり電通は被告 a からの裏金要請を拒んだという経緯があることからすると、被告 a が S を再許諾先に選定するよう電通に求めたとしても電通がそれに応じるとは限らないから、被告 a が S に再許諾先への選定を約してその見返りとして金銭の支払を求めたと断じることができない。しかも、これらの送金がされた時期には既に被告 a は原告の顧問の地位を解かれ、原告の契約締結に影響力を行使することはできなくなっていたから、S がこれを期待して被告会社へ送金したとも認め難い。

したがって、S から被告会社への入金の趣旨は不明であり、

インターネット配信取引に係る裏金であったとまでは認めることができない。

ウ 被告らの責任原因

5 (ア) 上記のとおり、被告 a は A 等の原告の取引業者から裏金を受領していたと認められるところ、かかる被告 a の裏金の要求・受領行為は、被告会社の代表取締役で原告の常任特別顧問の立場にもある被告 a が本件業務委託契約に基づく被告会社の業務を遂行するに当たって行ったものである。そして、被告会社は本件業務委託契約に基づく業務の遂行につき善管注意義務を負うところ、被告会社の代表取締役で本件業務委託契約に基づく業務に従事していた被告 a においても、委託の趣旨にかなう方法で誠実に上記業務の遂行に当たる義務があったというべきである。

10 ところで、本件業務委託契約は、当初から危機管理業務を委託業務としており、これを被告会社に委託することで原告のコンプライアンス管理を徹底することを企図していたものと認められるから、上記業務の遂行に当たっても原告にコンプライアンス上の問題が生じないようにすることが委託の趣旨であったとい

15 うことができる。また、被告 a は、本件業務委託契約に基づき、原告が締結する契約に関する業者選定や契約交渉・締結事務にも

20 従事していたが、①平成 23 年度、原告は 50 億円の赤字を計上し（認定事実(3)カ）、財務状況の改善が求められる状況にあったこと、②老朽化した国技館の改修工事においても限られた資金を有効活用する必要があったこと（同(3)エ、オ、タ）、③国技館改修工事の業者選定に関して、E 親方が建設委員会で、工事費には

25 限りはあるが、どんな意見に対してもきちんと反論できる公正な評価・選定をすとの基本方針を示し、NTTファシリティーズ

も選定に関するどんな疑惑にも説明できる公正な評価を実施し、信頼のおける施工者に安く工事を発注するという基本姿勢で行っていると表明したこと（同(3)タ）、④E親方は理事会で国技館改修工事の業者選定については、安さを重視したが談合疑惑のある業者は排除したと報告し、契約金額の決定に当たっては、N T Tファシリティーズと共に見積りを査定して決定していく旨発言したこと（同(3)ツ）、⑤N T Tファシリティーズは国技館改修請負契約締結後の理事会で、40億円余の契約金額を当初予算額の30億円に近づける努力をすると説明したこと（同(3)ホ）の各事実によれば、当時の原告においては、取引業者と各種契約を締結するに当たっては、公正な業者選定がなされることに加え、適正かつ原告に有利な価格での契約が締結されることが重視されていたといえ、被告aが本件業務委託契約に基づき原告の契約交渉・締結行為に関与するに当たっては、原告の上記意向ができる限り実現するよう努力することが委託の趣旨であったと認められる。

そうすると、被告aが業者との間で契約締結交渉を行うに当たっては、業者選定の公正さに疑義が生じるような行為を行わない義務があることはもとより、原告が対価を支払う契約においては、原告が支払う対価をできる限り減額できるよう、少なくとも減額交渉可能な事情を知った場合には自ら相手方業者と原告が支払う対価の減額交渉を行うか、又はかかる事情を原告に告げて、原告において減額交渉を行う機会を与える義務があったというべきであるし、逆に、原告が対価を受け取る契約においては、原告が受け取る対価をできる限り増額できるよう、少なくとも増額交渉可能な事情を知った場合には自ら相手方業者と原告が受け取

る対価の増額交渉を行うか、又はかかる事情を原告に告げて、原告において増額交渉をする機会を与える義務（以下、この義務を「対価交渉義務」という。）があったというべきである。

5 (イ) しかし、被告 a は、上記アのとおり、原告の危機管理政策顧問又は常任特別顧問及び本件業務委託契約の従事者として、原告が締結する契約関係についても、一定の影響力を行使できる状況にあったことを利用して、各種の契約交渉・締結行為に関与し、契約締結や取引の見返りとしての金銭を要求し、上記イのとおり取引業者から斡旋手数料等の名目で金銭を受領した。当然ながら、これらは原告に秘して行われたものであって、原告には当該契約につき受領した金銭相当額の減額・増額の価格交渉をする機会は与えられていない。

10 かかる被告 a の行為は、公正な業者選定と適正かつ有利な価格設定の実現を阻むもので、上記各義務に違反し、本件業務委託契約の委託の趣旨に反する行為であることは明らかである。

15 (ウ) 以上によれば、上記イの被告 a の裏金の受領行為は、被告 a の上記各義務に違反するものとして、不法行為を構成するというべきであり、これにつき被告会社も会社法 350 条の責任を負うこととなる。

20 これに対し、被告らは、本件業務委託契約の業務の遂行は適切に行われており、A から斡旋手数料を受領していたとしても、それが本件業務委託契約に抵触することはないと主張する。しかし、国技館改修工事はもともと大林組が施工業者として内定していたところ、当時の国技館基幹設備等改修工事推進委員会委員長と大林組との間に癒着を疑わせる事情があるとして、その内定が取り消されている経緯（認定事実(3)ウ）に照らしても、建設委員会

の一員である被告 a が特定の業者から不透明な金銭を受領することが本件業務委託契約上許されていたとは到底いえないのであって、被告らの上記主張は採用できない。

(2) 争点 2 (木戸、雨水槽関係) について

5 ア 木戸関連工事の契約締結について

(ア) 木戸改修工事について

上記認定事実(4)アによれば、木戸改修工事は、木戸の親方らの要望を受けて実施が検討されることとなったものであり、建設委員会でその工事内容、方法、金額等が順次報告提案され、建設委員
10 会での議論を経た上で承認されたものである(証人 e は、木戸の親方らは木戸の拡張を希望していたのであって、実施された工事内容での改修は希望していなかったと証言するが(30・31頁)、木戸改修工事は、当初案よりも実際の拡張面積は減ったものの、木戸の親方らの意見を随時聴きながら建設委員会で審議が
15 されているのであって、同工事が木戸の親方らの希望に反し、木戸の親方らも同工事の必要性に不信感を抱いていたとの上記証言は建設委員会議事録に反し、採用できない。)。また、工事実施
20 判定承認書には B 前理事長の個人印、注文書には原告の公印、見積書及び請求書には C 理事長の個人印が押されていること(認定事実(4)ア(ク)、(ク)からしても、被告 a が顧問の立場を利用して一
存で発注させたなどということもできない。

原告は、y 1 (以下「y」という。)の鑑定意見書(甲 49、49の2)及び証人 y の証言をもとに、木戸の内装や各設備の劣化を裏付ける資料がないにもかかわらず、実際には、工事実施判定承認書に反して、木戸の外部に可動式テントが設けられただけでなく、木戸の窓が新たに交換された上に、木戸の出入口の拡張工

5 事が行われるなど、必要性が不明な工事まで実施されており、工事代金のうち、工事实施判定承認書の上記 1 (4)ア(ク)の記載に照らして承認の範囲内といえるのが 1 2 3 5 万 3 4 9 0 円、承認の範囲外となるのが 1 0 0 8 万 1 2 9 9 円であるとして、木戸改修工事につき工事の必要性がなかったと主張する。しかし、建設委員会の議論では、木戸を横や後ろに拡張することはしないが、室内を広くすること（認定事実(4)ア(エ)）、移動式の収縮テントを設置すること（同(4)ア(オ)）、シャッターを下ろした状態ではカウンターでの作業ができないためロールスクリーンに変更すること（同(4)ア(オ)）などの話が出ており、これらの議論を踏まえて工事が承認されていることからすれば、実際に施工された工事内容（証人 y の証言から見積書の内容及び甲 4 9 の添付資料 1 の設計図のとおりと認められる。）が建設委員会の承認内容を逸脱するものとは認められない。証人 y は、工事实施判定承認書の記載が最終
10 決定事項であるから、その記載から工事の必要性を判断すべきであると証言するが（証人 y 1 6 頁）、同工事实施判定承認書（甲 4 9 の添付資料 2）は施設管理者の z、N T T ファシリティーズの m、原告の施設管理責任者 f のいずれも建設委員会に出席していたものの、委員ではない者が作成しているものであって、建築
15 委員会での承認事項を限定する趣旨で記載されたものとは認められない。

20 25 また、原告は、木戸改修工事の工事代金は、不必要な数の空調機が購入・設置され、木戸の外側に切符販売状況モニターとして平均単価の 3 ～ 5 倍以上の価格のディスプレイを取り付けるなど、木戸新築工事の工事代金（標準予算単価は、3 0 万円 / m²程度）よりも著しく多額（2 1 2 万円 / m²程度）であるとして、こ

5
10
15
20
25

これは被告 a が、競争入札を実施せず不合理に高額な工事代金で K に発注したためであると主張する。確かに、原告の契約管理規程では 1 0 0 0 万円以上の工事請負契約は原則として指名競争入札又は企画競争入札とするとされているところ（前提事実(2)ウ）、国技館その他工事は 1 0 0 0 万円以上の契約であっても、入札は実施されていない（認定事実(4)）。しかし、これらの工事が審議された建設委員会では、競争入札を行う必要があるとの議論は全くなされておらず、むしろ、K や N T T ファシリティーズに木戸関連工事に関する費用も含めた報告提案を行わせ、それを了承していることからすると、国技館その他工事は、緊急に行う必要がある国技館改修工事の追加工事との位置づけ（上記 1 (3)ツ、二のとおり、国技館改修工事は、当初想定していた工事金額から大幅に超過する見込みとなったため、ひとまず最小限必要な工事 9 項目（その後 4 項目に変更）を発注することとなり、残りの工事についてはその都度必要性を判断して行うこととされており、追加工事が予定されていた。）で、契約管理規程第 4 条 2 項の例外規定により競争入札をせず、指名により国技館改修工事の施工業者が行うことが前提となっていたものと推認される（建設委員会でのことに異論が出始めたのは、平成 2 8 年 2 月 1 8 日の第 2 2 回建設委員会であって、それ以前は委員らはそのような問題意識を有していなかったものと認められる。甲 1 6 4）。被告 a においても、国技館改修工事の一環として同工事の施工業者に国技館その他工事を発注することを前提としていたことは他の委員と同様であるが、あえて原告に競争入札をさせないよう何らかの介入をしたと認めるに足る証拠はない。したがって、木戸改修工事につき競争入札が行われなかったことを被告 a の任務違背な

いし不法行為ということとはできない。

また、木戸改修工事の工事代金が割高であるとの感は否定できないとしても、被告 a が K と共謀して、工事代金を不当に釣り上げたと認めるに足りる証拠はないから（認定事実(3)へからすると、被告 a が、K に対し裏金を要求しようと考えていたことはいかが
5 われるものの、実際に K から裏金を受領したとの証拠はない。）、上記代金額で原告が木戸改修工事を発注したことが被告 a の任務違背ないし不法行為ということとはできない。

(イ) 木戸サインージシステム工事について

上記 1 の認定事実によれば、木戸への液晶ディスプレイの設置
10 は木戸側の要望として出されたもので（認定事実(4)ア(ウ)、平成26年11月7日の第13回建設委員会で、木戸の窓口の上に液晶モニターを設置する案が決定され（同(4)ア(エ)、平成27年3月5日の第16回建設委員会において、ディスプレイ55型を3
15 面設置することが報告され、特段異論が出なかったこと（同(4)ア(オ)）を受けて、被告 a と K が N T T ぷららに木戸ディスプレイの表示方法について話を持ち掛け、木戸の親方らにヒアリングしながら進められたこと（同(4)ア(カ)）が認められる。そして、平成27年7月10日の第18回建設委員会において、N T T ぷららから、モニターに表示する画像について木戸の親方らに確認してもら
20 う予定である旨報告されており（同(4)ア(サ)）、木戸サインージシステム工事を行うこと自体については、建設委員会の承認があったものと認められる。そして、実際には、木戸サインージシステム工事は、O との間で締結されているものの、O への注文書には原告の公印、見積書には C 理事長の個人印が押されていること
25 （同(4)ア(ス)）、平成27年9月11日の第19回建設委員会にお

いて、木戸サインージシステム工事の完了（工事金額を含む。）
が報告されていること（同(4)ア(セ)）からすると、木戸サインージ
システム工事は被告 a が必要性もないのに一存で行ったもの
ということとはできない。契約相手方が O とされた点については、建
5 設委員会で報告・議論がされた形跡はなく、N T T ぷららが受注
を断ったにもかかわらず、O が N T T ぷららの派遣社員の n 個人
に業務委託するという方法で契約が締結されているのはやや不
自然であり、上記(1)イ(イ)のとおり、被告 a が O から金銭を受領し
ていることに照らすと、被告 a が O を中間業者にして便宜を図っ
10 たという可能性は否定できないが、原告はこれにかかる損害は別
に請求しているから、そのことをもって、木戸サインージシステ
ム工事の発注それ自体が違法ということとはできない。

(ウ) よって、木戸関連工事についての原告の請求は理由がない。

イ 雨水槽漏水対策工事について

15 原告は、国技館の雨水槽が漏水していた事実もないのに、被告 a
が必要性も緊急性も認められない雨水槽漏水対策工事を K に行わ
せたと主張し、国技館の周辺地盤の地下水の位置と雨水槽の設置
位置との関係からすると、雨水槽から漏水するという事象は発生
し得ず、現に雨水槽工事の実施前に、雨水槽に欠陥が生じていたこ
20 とを裏付ける資料は発見されていないとの y の鑑定書（甲 4 9）を
提出する。

しかし、上記 1 (4)イのとおり、雨水槽の漏水はもともと新菱冷熱
が雨水槽の水位調査に基づき指摘したもので、N T T ファシリテ
25 イーズの m がそのことを建設委員会に報告し、同委員会で雨水槽
漏水対策工事を実施することが承認されたものである。被告 a が
かかる工事の実施を定例会に上程しようとしていた事実は認めら

れるが（認定事実(4)イ(イ)）、新菱冷熱は国技館改修工事の施工業者として被告 a が推薦していた業者ではなく、被告 a との特段の関係もうかがわれないから、被告 a が新菱冷熱に漏水の有無について虚偽の報告をさせて不要な工事を実施させようとしたとまでは認められない。

仮に、y の意見書の指摘のとおり、地下水との位置関係上、国技館の雨水槽から漏水が生じるということはあるとしても、被告 a がかかる専門的知識を有していたとは認められず、被告 a が実際には雨水槽に漏水が生じていないことを知っていたことを裏付ける証拠はない。却って、設備工事の施工業者の新菱冷熱から漏水調査の結果漏水が判明したとの報告を受けたとすれば、それを信用して対策工事を進めることとしたとしても不合理ではなく、対策工事の内容も K が見積書を提出し、N T T ファシリティーズが査定していることから（甲 4 9 添付資料 1 4）、およそ意味のない工事であると被告 a が認識していた又は認識し得たと認めることは困難である。

したがって、雨水槽漏水対策工事について、被告 a の違法行為を認めることはできない。

(3) 争点 3（信用毀損関係）について

ア 国技館改修工事をめぐる斡旋手数料要求行為による信用毀損について

上記認定事実(3)イのとおり、被告 a は、平成 2 4 年 3 月 2 日、鹿島建設に対し、国技館改修工事の受注のためには金がかかるなどと述べて、被告 a への利益供与を要求した。なお、被告らは、上記事実を否認しているが、鹿島建設担当者 v から出された被告 a とのやりとりに関する陳述書の記載は具体的であって、鹿島建設が

ありもしない事実を事細かに作出してまで被告らに不利な事実（同時に原告にとっても不名誉な事実である。）を述べる理由はないこと、上記(1)イ(ア)で判断したとおり、被告 a が国技館改修工事の施工業者に選定された A に斡旋手数料を要求し、実際に受け取っていることからすると、v の陳述書（甲 17）は信用することができ、上記事実を認定することができる。

また、上記のとおり、被告 a は、国技館改修工事の業者選定段階で、A に対し、施工業者として推薦すると持ち掛け、その見返りとして斡旋手数料を要求した。

かかる取引業者への金銭要求行為は、原告においては、顧問という内部関係者に金銭を支払えば取引業者として推薦してもらえて受注を見込める、逆に金銭を支払わない業者は推薦されず、受注を見込めないということを意味するのであって、相手方に対し、原告が不公正な方法で取引業者の選定を行っているコンプライアンス上問題がある法人であるとの印象を与えるものである。そして、こうした要求行為は、相手方業者の原告に対する営業方針にかかわるものであるから、直接の要求相手である担当者を通じて、その上司や役員等に伝達される性質の情報であるといえる（実際に鹿島建設の v はこのことを上司に報告している（認定事実(3)イ)）。

したがって、被告 a の上記金銭要求行為は、原告の信用を毀損する行為といえる。

イ 国技館改修工事の業者選定に係る信用毀損について

被告 a は、国技館改修工事の業者選定の過程で、①平成 25 年 3 月 18 日の N T T ファシリティーズの担当者との打合せで、K につき、鹿島建設とは情報量の違いがあり、大きくハンディがあるため、その状況下で鹿島建設を選定すると出来レースと見られやす

いと指摘し（認定事実(3)ソ）、②同年4月16日の建設委員会において、安いKだけに見積りを確認すればよく、公明正大に議論しても仕方がないとの意見を述べるなど（同(3)タ）、Kに有利な発言をしていた。なお、実際に被告aがKから斡旋手数料等の金銭を受領したことを裏付ける証拠はないものの、eが聞いたとするd主事の発言（同(3)チ）、D事業部長が聞いたとするE親方の発言（同(3)へ）からすると、被告aはKにも契約受注の見返りとしての金銭を要求しようとしていたことがうかがわれるのであって、被告aの上記発言はKが施工業者に選定されることを企図してされたものと認めるのが相当である。

また、被告aが建設委員会等でAに有利な発言をしていたことは上記(1)イ(ア)のとおりである。

さらに、被告aは、建設委員会で決まった設計・施工分離形式での発注方針を一存で覆し、Kに高くなっても構わないから設計・施工一括形式での見積りを作成するよう指示するなど、工事金額が膨らむことを厭わない言動をするようになった（認定事実(3)ト、ナ、ニ）。

N T Tファシリティーズの1は、被告aがAとKに有利な発言をする度に、見積りの再確認等を行う必要があると指摘したり（認定事実(3)ソ、タ）、設計・施工一括形式での発注をしようとする被告aに反対意見を述べたりしていた（認定事実(3)ナ）ところ、被告aはN T Tファシリティーズのmや役員に1に対する苦情を述べて、同人を交替させた（認定事実(3)ヌ）。

かかる被告aの言動は、N T Tファシリティーズの従業員や役員に対して、原告が、設計・監理コンサルタントとしての業務を誠実に履行しようとする担当者を排除してでも、不公正な方法で取

引業者を選定しようとするコンプライアンス上問題がある法人であるとの印象を与えるもので、原告の信用を毀損する行為といえる。

ウ パチンコ関係の裏金受領と本件動画流出による信用毀損について

5
ア) 上記認定事実(2)イのとおり、被告 a は、i に対し、パチンコメーカーとの名称等利用許諾契約の根回しのために親方らに配ると申し述べて金銭を要求し、実際に 2 回に分けて合計 1 7 0 0 万円を i から受け取った。

10
被告らは、被告 a が i から受領した金銭は 2 回とも j を介して i に返還されていると主張し、被告 a も、i が親方衆にばらまいてほしいとお金を持参するのでいったん預かってほしいと j に頼まれ、一回目は j の顔を立てるために受け取る演技をした、二回目は j から相談があると言われて待ち合わせ場所に行ったと

15
ころ i が来て紙袋を置いて行ったが、いずれも j に返還したなどと供述する(被告 a 本人 1 9 ~ 2 2・4 6・4 7・6 3 ~ 6 6 頁)。しかし、被告 a においてかかる裏金受領の演技をしてまで j の顔を立てる合理的な理由もないし、被告 a は i から 5 0 0 万円を受領した際、追加の金銭交付を求めており(認定事実(2)イ)、返還を前提に 5 0 0 万円を受領したとは信じ難い言動をとっている。

20
逆に、i は返還を受けたことを否定しているところ、i は、被告 a から金銭を要求されたことについて、E 親方の後援会長が他のパチンコメーカーの会長であるから、他の理事に金銭をつかませて E 親方のいないところで話を決めてしまう、九州場所で理事にばらまくのでその時まで用意してくれと言われたなどと具体的に述べており(証人 i 4・6・7 頁)、その内容は本件動画の

被告 a の発言とも合致している上、本件動画を撮った理由も被告 a から領収書は出せないと言われていたため、後日のトラブルに備えて証拠を残すために録画した（証人 i 8・9・46・47・52頁）と合理的な説明をしている。また、その後、i は、H から受領していた 2200 万円のうち 500 万円を返還しているところ、この事実は被告 a が 1700 万円を受領しているとの事実に沿うものである（被告 a が 1700 万円を i に返還しているのであれば、2200 万円全額を H に返還させるはずである。）。さらに、i はその後、この件の担当から外されているところ、G がパチンコメーカーから 4000 万円の手数料を受領することになっていたことが被告 a に知られ、被告 a の不信を買って外されたとの i の説明（証人 i 11頁）も不合理ではない。これらのことからすると、上記 1(2)ア～ウの認定に沿う同人の陳述（甲 34 の 1・2）及び証言は信用することができ、これに反する被告 a の供述は信用することができない。

以上によれば、被告 a に交付された 1700 万円は、被告 a の求めに応じて交付されたものと認めるのが相当であり、被告 a がそれを i に返還した事実は認められない。

(イ) その後、i は、本件動画をインターネット上に投稿し、不特定多数の者が本件動画を閲覧できる状態となった上、週刊誌や全国紙にも記事が掲載されたこと（認定事実(2)キ）で、原告の顧問の地位にある人物がパチンコメーカーとの契約締結に当たり、仲介業者から不透明な金銭を受け取ったことが広く社会一般に認識されることとなった。上記投稿を閲覧した者や上記記事の読者は、原告はその関係者が取引業者と癒着し、不公正な契約行為を行っているコンプライアンス上問題のある法人であるとの印象を持

つことは明らかであり、原告の社会的評価は著しく低下し、信用が大きく毀損されたというべきである。現に、内閣府や文部科学省もこの報道に注目し、事実関係や対処方針に関心を有していたことが認められ（同(2)コ）、原告にとって看過できない不祥事であったというべきである。

被告らは、原告の信用が毀損されたのは i の本件動画の投稿とマスメディアの報道によるものであって、被告 a の行為に起因するものではないと主張するが、被告 a がかかる行為に及ばなければ、本件動画が投稿されることも、マスメディアに報道されることもなかったのであるから、上記主張は被告らの責任を否定するものではない。

よって、被告 a の i からの裏金受領は、原告の信用を大きく失墜させる行為というべきである。

エ 電通への金銭要求行為

上記認定事実(5)アのとおり、被告 a は、LED大型ビジョン付替の提案をしてきた電通に対し、E親方に個別に金銭を用意できると尋ね、暗に提案事業を受注したいのであれば、原告側への金銭交付が必要であるとのめかして、金銭を要請した。被告らは、被告 a の上記要請を否認しているが、電通担当者の陳述書(甲38の1)はvの陳述書と同様の理由で信用することができるから、上記事実を認定することができる。ただし、上記要請の断りと電通の応援グッズ事業の打ち切りとの間には、1年半程度の期間が空いており、応援グッズ事業の打ち切りの理由が明らかでないことから、被告 a の金銭要求に応じなかったことによって、応援グッズ事業が打ち切られたとまでは認めることはできない。

これを前提に信用毀損の有無を検討すると、被告 a の電通への金

5 銭要求行為は、上記アと同様、電通に対して、原告が不公正な方法で取引業者の選定を行っているコンプライアンス上問題がある法人であるとの印象を与えるもので、応援グッズ事業打ち切りとの因果関係が認められなくとも、金銭要求自体が原告の信用を毀損する行為といえる。

オ 以上によれば、上記アないしエの被告 a の行為は、原告の信用を毀損するものとして、不法行為に当たるといふべきであり、これにつき被告会社も会社法 350 条の責任を負うこととなる。

(4) 争点 4（業務委託関係）について

10 上記(1)アで判断したとおり、被告 a は B 前理事長の威光を背景に、原告内部の人事についても、事実上の影響力を有するようになったほか、役員らの間でも被告 a に明示的に反対意見を述べる事が出来ない雰囲気が醸成されていった結果、原告が締結する契約関係についても、一定の影響力を行使できるようになっていた。

15 原告は、被告 a が、上記の状況を利用して、私利私欲のために、本件業務委託契約の趣旨に反する任務違背行為を行っていたと主張するので、検討する。

ア 国技館の改修工事

(ア) 国技館改修工事の業者選定

20 被告 a は、本件業務委託契約に基づき、建設委員会のメンバーとして国技館改修工事の業者選定に関わるとともに、事務局の主事業務も補助して、取引先との交渉等の業務にも従事することになったことを奇貨として、国技館改修工事に関して、従前決まっていた大林組等との契約が白紙に戻されるや、鹿島建設や A に斡旋手数料を要求し、実際に A からは斡旋手数料支払の合意を取り
25 付け、受領した。そして、上記(1)イ(ア)、(3)ア、イのとおり、国技

5 館改修工事の業者選定において、推薦していたK、Aが選定されるべく、建設委員会やN T Tファシリティーズとの打合せにおいて、上記2社に有利な発言をし、上記2社が施工業者に選定されるよう取り計らった。また、上記(3)イのとおり、建設委員会で決
10 まった発注方針を一存で覆し、工事金額が増大することを容認する言動をして、それに反対するN T Tファシリティーズ担当者を交替させた。そして、消費税増税を理由にして、N T Tファシリティーズに適正金額か否かを精査させることなく、原告に契約締結を急がせ、工事費総額30億円との理事会方針や設計・施工分離方式の建設委員会方針に反して、最終的に、設計・施工一括方式（施工範囲は4項目のみ）、工事費41億3700万円の国技館改修工事請負契約を締結させたものである（認定事実(3)ツ、テ、ニ、ハ、ヒ）。

15 このような被告aの国技館改修工事の業者選定への不当な介入や設計・監理コンサルタント会社の査定を経ない拙速な契約締結行為は、被告aが当初N T Tファシリティーズに述べていた業者選定の基本姿勢（認定事実(3)エ）やB前理事長のN T Tファシリティーズに対する要望（同(3)オ）、平成25年4月16日の建設委員会でE親方から表明された業者選定の基本方針（同(3)タ）、
20 同年5月30日の理事会でE親方が説明した業者選定の評価基準や今後の契約交渉方針（同(3)ツ）、同年9月14日の理事会でE親方のN T Tファシリティーズによる公明正大な契約であるとの発言（同(3)ヒ）に反するものである。そして、上記(1)ウで述べたとおり、当時の原告においては、取引業者と各種契約を締結
25 するに当たっては、公正な業者選定がなされることに加え、適正かつ原告に有利な価格での契約が締結されることが重視されて

いたといえ、被告 a が本件業務委託契約に基づき原告の契約交渉・締結行為に關与するに当たっては、原告の上記意向ができる限り実現するよう努力することが委託の趣旨であったと認められるのであるから、上記被告 a の上記行為は本件業務委託契約の趣旨に反するものであったと認められる。

これに対し、被告らは、被告 a は B 前理事長の意向を踏まえて、建設委員会及び打合せの場において、早急に工事を進めるために発言したにすぎないなどと主張する。しかし、仮に B 前理事長に早急に工事を進めたいという意向があったとしても、大林組や日建設計との契約を白紙に戻した理由（認定事実(3)ウ）や B 前理事長の N T T ファシリティーズに対する要望（同(3)オ）に照らせば、B 前理事長において業者選定の公正さも重視していたことに変わりがなく、被告 a が斡旋手数料を受領して業者選定に不当介入することを許容していたとは認められない。また、消費税増税という事情を加味したとしても、B 前理事長が N T T ファシリティーズに見積金額の正当性の確認を望むと述べて、本件 C M 業務委託契約を締結していること（同(3)オ、ケ）に照らせば、見積りの査定をおざなりにして高額な金額で契約を締結することを是認していたということもできない。

さらに、被告らは、平成 25 年 7 月 12 日の第 8 回建設委員会での設計・施工分離方式への変更は、優先交渉権者 3 社が望む場合のことであって、施工業者がそれを望まなかった以上、設計・施工一括方式に進めたとしても問題はないと主張するが、認定事実(3)ナのとおり、K は設計の先行を希望していたにもかかわらず、被告 a が見積金額の増額を承知で一括方式を進めたのであって、被告らの主張は前提において採用できない。その他、被告らは被

告 a の業者選定への関与につき、原告ないし B 前理事長の意思に反するものではなかったなどとする主張するが、認定事実(3)の事実関係に反し、採用できない。

(イ) A からの斡旋手数料の受領

5 被告 a が、契約締結の見返りとして斡旋手数料等の名目で取引業者から金銭を受領する行為が本件業務委託契約の趣旨に反することは上記(1)ウで述べたとおりである。なお、被告 a が K から斡旋手数料を受領していたと認めるに足りる証拠はない。

(ウ) 国技館その他工事

10 原告は、被告 a が、契約管理規程に反し、必要性や緊急性がないにもかかわらず、原告に対し、国技館改修工事請負契約で施工範囲とされた 4 項目以外の工事を次々に行かせたと主張する。

15 しかし、木戸関連工事及び雨水槽漏水対策工事の発注が任務違背行為ということができないことは、上記(2)で判断したとおりである。また、その余の国技館その他工事についても、前提事実(7)イ、認定事実(4)ウのとおり、建設委員会に工事の必要性が説明され、議論等がされた上でその実施が了承されている。

20 原告は、国技館その他工事について建設委員会で協議がされていたとしても、被告 a が主導して何ら必要性のない各工事を進めている以上、不問に付されるはずがないと主張する。しかし、国技館その他工事のうち漏水発覚により緊急に実施することとなった雨水槽漏水対策工事と既存遡及工事以外は、もともと国技館改修工事の設計項目（当初 26 項目、平成 26 年 4 月 10 日の第 10 回建設委員会で 46 項目に細分化）に含まれている工事であ
25 って（甲 160、162 の 3 頁）、国技館改修工事請負契約の施工範囲の 4 項目よりは優先度は劣るとしても、工事实施の必要性

がなかったとはいえないから（認定事実(3)テのとおり、平成25年7月12日の第8回建設委員会においても、国技館改修工事は、縮小した9項目で済むものではなく、近い将来全体工事の実施が必要となるとの意見が出ている。）、必要性がないとの前提が異なっている。

また、原告は、国技館その他工事は契約金額が1000万円以上のものであっても、競争入札が実施されておらず、契約管理規程に反すると主張するが、当時、国技館の改修に関連する工事は競争入札に付さずに、国技館改修工事の施工業者と随意契約を締結することが前提事項となっていたと認められ（上記(2)ア(ア)、競争入札が行われていないという一事をもって任務違背ということとはできない。さらに、平成26年から平成27年当時、国技館改修工事の追加工事については、原告担当者（f）、NTTファシリティーズ、施工者との間で内容を協議した上で、建設委員会には概算のみを示して実施承認を得て、その後見積りがとられてNTTファシリティーズが査定して施工に至るという運用がされていて（甲25、163）、最終的な施工金額について建設委員会が採否していなかったことがうかがわれるが（認定事実(4)ア(セ)、同(4)ウ(イ)）、そのような運用に委員長であったC理事長も含め出席者が異論や疑問を呈していたことはうかがわれない（C理事長は、当初は理事会で国技館改修工事の見積額が増加したことを懸念する発言をしていたが（認定事実(3)ツ、ホ）、追加工事について審議する建設委員会では上記運用に異を唱える発言はなく、被告aが出席しなくなった第21回建設委員会でこれまでの運用を改めるように指示したにとどまる。）。かかる運用が是認されてきた背景には、原告において、被告aに表立って異を唱え

ることができない雰囲気醸成されていたことが影響しているとしても、被告 a を重用し、業務委託を続けてきた B 前理事長や立場の悪化を恐れて反対意見を述べてこなかった当時の原告執行部の責任は原告において甘受すべきであって、後日になって、
5 上記の運用を業務委託の趣旨に反すると主張することは相当でない。よって、上記運用につき、被告 a に任務違背を認めることはできない。

また、これらの工事についても、N T T ファシリティーズが各工事金額を査定していたことは認められ（甲 2 5、1 6 6、弁論
10 の全趣旨）、国技館改修工事請負契約締結の際のように被告 a が N T T ファシリティーズによる査定を阻止したといった事情を認めるに足りる証拠もないこと（N T T ファシリティーズは、平成 2 8 年 7 月 2 5 日の打合せで、追加工事の見積査定業務に関し、原告担当者から査定金額の指示を受けたことはないと述べてい
15 る。甲 2 5）からすれば、これらの工事金額の決定につき、被告 a による不当な差配があったと断じることもできない。原告は、注文書が残っていないことや契約関係書類の作成日付に疑問や齟齬があることから、これらの工事の金額の決定に疑義があると主張するが、かかる事情があったとしても、直ちに被告 a が不当
20 に工事金額を釣り上げたということはいえない。

なお、被告 a は、遅くとも平成 2 5 年 9 月頃から、N T T ファシリティーズや K から建設委員会の議事や報告事項を事前に知らされていたものであるが（認定事実(3)ノ）、被告 a が K から工事の見返りとしての金銭を受領することを約していたと認める
25 に足りる証拠はなく、A についても国技館改修工事請負契約以外の工事について斡旋手数料を受領できることになっていたとは

認められないことからすると、被告らが何らかの利益を得るために、国技館その他工事を建設委員会に上程していったとまでは認められない。

(エ) Oへのその他工事

5 被告 a は、原告に対し、Oを指名して、システム入替工事、ネットワーク設置工事、木戸サインージシステム工事を行わせるとともに、ソフトウェア保守契約を締結する見返りとして、Oから金銭を受け取った（上記(1)イ(イ)）。この行為が本件業務委託契約の趣旨に反することは上記(1)ウで述べたとおりである。

10 また、これらのうち1000万円以上の契約であるシステム入替工事について競争入札がされた形跡はない。却って、ソフトウェア保守契約は、被告 a が交渉途中でN T T ぷららからOに契約相手を変更していること（認定事実(5)エ）、システム入替工事について被告 a が g に指示して事業部長の不在中に緊急に振込みを行わせていること（認定事実(1)サ、(5)イ）からすると、被告 a
15 が正規の手続をとらずに、Oへの発注手続を進めていたことが推認され、被告 a がOから金銭を受領していることも考慮すると、被告 a はOと特別の関係にあったというよりほかなく、顧問の地位を利用して、原告にOとの間で各種契約を締結させて、私利を得ていたと認められる。よって、被告 a のOとの契約交渉・締結
20 行為は本件業務委託契約の趣旨に反する任務違背行為といえることができる。

(オ) L E D 照明工事について

原告は、被告 a が、無断で、原告に日栄サポートとの間で、省
25 エネルギーサービス契約を締結させたと主張する。

この点、省エネルギーサービス契約書には、原告の公印が押さ

れているものの、上記認定事実(5)オのとおり、契約締結日とされている平成27年11月16日より前に建設委員会で上記の契約締結が承認された事実は認められない。また、上記認定事実(5)オのC理事長の発言からすると、平成28年1月の時点で、C理事長は電力会社を変更して電気代を安くするとの認識は有していたものの、原告にサービス料の支払義務が生じることは認識していなかったことが推認される。そうすると、C理事長（当時、事業部長で、公印の管理者であった。）が省エネルギーサービス契約に係る契約書に押印したとは認められない。そして、この案件を進めていたのは被告aとgであったこと、平成28年1月5日に被告aがfに対し、LED照明の仕入先について他言禁止を命じていること（甲178）からすると、九州場所中に公印を物理的に管理していたgが被告aの指示によって事業部長に無断で上記契約書に公印を押印した可能性が高い。

また、原告は、省エネルギーサービス契約は節約効果のない不合理な契約であったと主張するが、省エネルギーサービス契約に基づくLED照明の導入によって、国技館の電気代が実際にどの程度削減されたかを明らかにする証拠はなく、上記契約が原告にとって実際に不利益なものであったか否かは明らかでない。もっとも、上記契約の締結の検討資料としてOから提示されたシミュレーション資料（甲157）には年間の電気代削減額は637万7470円とされているにもかかわらず、省エネルギーサービス契約に基づく年間のサービス料は785万2956円（月額65万4413円×12か月、税別）となるのであるから、他に原告にとって有利な条件が付されているなどの特段の事情が認められない限り、原告にとって不合理な契約であるといわざるを得な

い。そして、上記のとおり、契約締結日より前の建設委員会や理事会で上記のシミュレーション資料に基づき上記契約の締結の可否が議論された事実は認められず、事業部長においてもその詳細を知らされていなかったことからすると、被告 a は、原告のし
5 かるべき機関で省エネルギーサービス契約締結の是非を検討する機会を与えることなく、部下の事務局職員に指示して、原告に不利益を与えかねない契約締結行為を進めたものと認められるのであって、仮に、特段の事情により原告にとって不合理な契約であるとはいえない可能性があるとしても、適切な情報提供を怠
10 った被告 a の行為は任務に違背するものであったと認められる。

イ パチンコ関係

(ア) 被告 a がパチンコメーカーの仲介業者から本件名称等利用許諾契約締結等の見返りとして金銭を受領した事実が認められることは上記(1)イ(ウ)のとおりであり、この行為が本件業務委託契約の趣旨に反することは上記(1)ウで述べたとおりである。
15

(イ) また、上記(3)ウのとおり、被告 a は、原告のパチンコメーカーとの名称等利用許諾契約に関連して、仲介業者の G の i から親方らに配ると申し述べて金銭を受け取っているところ、かかる行為が原告の信用を毀損する行為であるとともに、本件業務委託契約の趣旨に反する任務違背行為に当たることは明らかである。そして、被告 a が、i から 500 万円を受領した際に、「B にばれるようになると、中止せなあかん、潰さなあかんようになるから。」と発言していること（認定事実(2)イ）からすれば、かかる金銭を受領することが本件業務委託契約の本旨に悖ることを被告 a も認識していたものである。
20
25

ウ その他の任務違背行為

(ア) Pからの金銭受領行為

上記(1)イ(エ)で判断したとおり、被告 a が P から受領した金銭の一部は P に国技館等への出店を認めたことの見返りとしての金銭であったと認められるところ、この行為が本件業務委託契約の趣旨に反することは上記(1)ウで述べたとおりである。

(イ) 電通への金銭要求行為

上記認定事実(5)アのとおり、被告 a は電通に対し、提案事業を受注するためには原告側への金銭交付が必要であるとのめかして裏金を要請したと認められるところ、かかる行為が原告の信用を毀損する行為であるとともに、本件業務委託契約の趣旨に反する任務違背行為に当たるとは明らかである。

(ウ) 仕組債の購入

上記認定事実(7)のとおり、被告 a は C 理事長に、国債等の償還金で多額の仕組債を購入するよう勧めてきたが、その際、早急に仕組債を購入しなければ、内閣府に取られてしまうなどと虚偽の説明をした。この点、被告 a は、仕組債の購入を迫ったことは一度もないなどと陳述及び供述するが（乙 16、被告 a 本人 26・27頁）、C 理事長が債権購入の要否をわざわざ内閣府に確認していることに照らして、上記被告 a の陳述等は信用できない。

公益財団法人である原告においては、安全性、収益性等の要素を十分考慮して資金運用先を決定する必要があるところ、仕組債の購入が必要不可欠であるかのような虚偽の事実を告げて、リスクのある金融商品への資金運用を勧めることは、原告の運用判断を誤らせるものであって、不適切な助言・指導といえ、その意図が不明であったとしても、本件業務委託契約に基づく任務に違背する。

(エ) 感謝状の作成

証拠（甲 1 5 6 , 1 5 8 添付資料 1 6 、 1 5 9 ）によれば、森永製菓は、平成 2 7 年 4 月、原告から長年の懸賞の提供等に対する感謝状を贈呈するとの連絡を受けたこと、被告 a は同年 5 月 2 4 日、森永製菓担当者と面談し、感謝状の贈呈の話はいったんストップする旨述べ、同年 6 月 1 0 日にも電話でペンディング状態であると告げたこと、その後原告から森永製菓への連絡はなされないまま、この話は立ち消えとなったこと、既に作成されていた森永製菓宛の感謝状のプレートは被告 a 宛に変更されて、被告 a が譲り受けたことの各事実が認められる。

上記のとおり、森永製菓への感謝状贈呈が途中で立ち消えとなった理由について、原告は、被告 a が森永製菓から辞退の電話があったと虚偽を述べたためであると主張し、被告は理事から反対意見が出たため、B 前理事長が断念したと陳述及び供述しているが（乙 1 6 、被告 a 本人 5 3 頁）、いずれの主張もそれを裏付ける客観的証拠はない。もっとも、被告会社が貴金属製品を取り扱う株式会社徳力本店に対し、平成 2 7 年 9 月 1 4 日に 1 2 9 万 6 0 0 0 円を送金していること（乙 1 4 、 1 5 ）からすると、被告会社が対価を払って上記プレートを取得したと認められるのであって（この事実について、原告は特段の反証をしていない。）、被告 a が自己に箔を付けるという不当な目的で、意図的に森永製菓への贈呈を止めさせて感謝状を自分のものとしたと断じることとはできない。そうすると、被告 a が当該感謝状を自身宛に変更させた経緯も不明といわざるを得ず、この件について被告 a に任務違背を認めることはできない。

(オ) 特定の相撲案内所の紹介

証拠（甲４２の１７・４１・４２頁、甲１０８）によれば、原告は、平成２７年１１月１６日、ＮＴＴファシリティーズとの間で、本件ＣＭ業務委託契約の業務内容を追加し、その報酬額を１０８０万円とする契約を締結したこと、その際、被告ａは、自身と懇意の関係にある特定の相撲案内所から相撲チケットを購入するように要請し、ＮＴＴファシリティーズは、これに応じて、被告ａから紹介された相撲案内所から１場所当たり１００万円程度の相撲チケットを購入したことが認められる。

相撲案内所が販売する相撲チケットは既に原告が相撲案内所に販売したもので、被告ａが特定の相撲案内所からのチケット購入を斡旋したとしても原告の売上が増加するわけではない（甲１０８）。したがって、原告の営業活動として相撲チケットの購入を取引先に要請するのであれば、相撲案内所ではなく原告自身からの購入を斡旋するのが相当ではある。しかし、被告ａは原告の顧問として、原告の売上を増大させる義務まで負っていたものではないし、被告会社が本件業務委託契約で相撲チケットの営業活動を受託しているわけでもなく、被告ａが当該相撲案内所から何らかの報酬を得ていたことまでは証拠上認められないことからすると、特定の相撲案内所をＮＴＴファシリティーズに紹介したことが本件業務委託契約の趣旨に反するとまではいえない。よって、この行為をもって、任務違背行為ということはできない。

エ 本件業務委託契約の本旨履行の有無

(ア) 被告ａが従事していた原告の業務

上記１の認定事実のとおり、被告ａは、平成２４年２月に危機管理政策顧問に就任し、被告会社として本件業務委託契約を締結した後、危機管理政策顧問及び本件業務委託契約に従事する

者として、不祥事を起こした原告関係者の訴訟案件や処分等の
コンプライアンス業務（危機管理業務）に従事するようになった
ほか、B前理事長の命でd主事を補助して事務局の指導・助言業
務や原告が公益認定を受けるための各種手続の調査・調整等の
5 業務に従事するようになった。また、平成24年7月に建設委員
会が設置されると、B前理事長から依頼され、同委員会に出席す
るようになった（第1回から第20回まで出席した。）。そのため、
同年9月1日には、本件業務委託契約に基づく委託業務が、事務
局業務全般の助言と指導、理事長の特命業務、理事長の要請に基
10 づく事業部間の調整、危機管理に関わる業務、理事長の要請によ
る理事会等必要な会議の出席に明示的に拡大され、業務委託料
も増額され、被告aの役職も常任特別顧問に変更された。実際に、
被告aは、常任特別顧問として、対外的な交渉業務も担うようにな
り、公益認定に関しては内閣府等との交渉業務を、国技館改修
15 工事に関しては業者選定に関与し、NTTファシリティーズと
の打合せ、候補業者との折衝、優先交渉権者となった業者との間
での契約締結交渉等の業務を行うようになったほか、パチンコ
関係等その余の契約関係についても取引先との交渉業務に従事
していた。

20 なお、被告aは、平成26年1月に原告が公益財団法人に認
定されて移行するまでの間に、本件業務委託契約に基づき被告
aが行った業務の割合は、公益認定業務が6割から7割、危機
管理業務が2割から3割で事務局関係業務等の割合はわずかで
あったと供述するが（被告a本人70頁）、平成25年10月ま
25 では国技館改修工事の業者選定及び国技館改修工事請負契約締
結交渉に係る業務も相応の割合を占めていたものと認められ、

公益認定業務及び危機管理業務の割合は上記供述よりも低いものであったと認めるのが相当である。

その後、平成26年10月にd主事が退職したため、B前理事長の指示で被告aが主事業務を事実上担うこととなり、請求書の承認作業、給与額の確認、執行部定例会への出席と議題の検討・調整、契約書等の確認、理事会・評議員会の議題調整等、取引先との商談等の業務を行うようになり、それは本来の主事業務の7、8割程度に及ぶものであった（認定事実(1)ケ）。この頃の被告aが行っていた業務の割合は、危機管理業務が1割から2割、事務局関係業務が8割から9割であった（被告a本人71頁）。また、B前理事長死亡後には、その協会葬の準備も行った（認定事実(1)ス）。なお、被告aは、平成28年1月については、本件業務委託契約に基づく業務に従事していない（認定事実(1)ソ）。

原告は、被告aが原告を離れた際に、原告には危機管理委員会の資料、ファイル、データが一切残っていなかったとして、被告aは本来の危機管理業務を行っていなかったと主張するが、被告aは、平成24年4月17日に原告に危機管理委員会が設置されるとc理事らと共にその一員として活動していたものであり（認定事実(1)イ）、訴訟案件や不祥事が発生した場合には危機管理委員会から理事会に業務報告がされている（乙28、48、50、54）ほか、被告a自身が個別に対応していた案件もあったことがうかがわれる（甲158添付資料5）から、資料等が原告に残っていなかったとしても（甲42の22頁）、これをもって直ちに、被告aの危機管理業務が実態を有しないものであったということにはならない。ただし、その業務の性質上、継

続的な日常業務とは認められず、案件が発生した場合の限定的な業務であったというべきである。

(イ) 本旨履行の有無

5 上記(ア)のとおり、被告 a が従事していた業務は時期によって内容に変化があるものの、多岐にわたっているところ、被告 a が B 前理事長に重用され、長期間、本件業務委託契約が継続され、業務内容も拡大されてきたことからすると、被告 a が行っていた本件業務委託契約に基づく業務は、B 前理事長の意向、ひいては原告の意向に沿って行われたものであるとの一般的推認が働くとい
10 うべきである。もっとも、被告 a は、上記アないしウのとおり、本件業務委託契約の趣旨に反する任務違背行為も行っていたのであり、かかる任務違背行為の限りにおいては、本件業務委託契約の本旨に基づく履行があったとは認められない。

15 具体的には、建設委員会のメンバーや主事業務の従事者として、国技館改修工事の業者選定や国技館改修工事請負契約の締結交渉に関わった業務（N T T ファシリティーズとの打合せ、鹿島建設等候補業者との折衝、優先交渉権者となった K、A 等との間での交渉等を含む。）、電通、O、パチンコメーカーの仲介業者、P
20 といった被告 a が金銭支払を要求し、又は実際に金銭を受領した取引先との間での契約締結交渉、日栄サポートとの間の省エネルギーサービス契約の締結交渉、仕組債の購入に関する意見具申（これらの業務に関する事務局への助言・指導業務、事業部間の調整、会議の事前調整業務を含む。）については、本件業務委託契約の本旨に従った履行とは認められないこととなる。

25 そうすると、被告会社は、受託業務の一部につき本旨履行をしていないのであるから、原告に対して債務不履行責任を負うこと

となる。また、被告 a は被告会社の取締役として、自ら本件業務委託契約の受託業務の遂行に当たっていたのであるから、被告会社が債務不履行責任を負うことのないよう債務の本旨に従った受託業務の履行をすべき義務を被告会社に対して負うところ、あえてそれに反する行為をしていたものであり、悪意によってその任務を懈怠したことになるから、それによって生じた原告の損害につき、会社法 429 条 1 項の責任を負う。なお、原告は、業務委託料相当額について、被告 a に対しては不法行為に基づく損害賠償、被告会社に対しては会社法 350 条に基づく損害賠償も求めているところ、上記ア、ウのうち任務違背行為が否定された被告 a の行為につき、不法行為が成立するとは認められない。

(5) 争点 5 (損害額) について

ア 裏金相当額

(ア) 被告 a は、上記(1)で認定したとおり、原告の取引業者から原告との契約締結ないし取引の見返りとして以下の金銭を個人的に受領した。

A	7 7 9 1 万円
O	6 2 9 万 2 8 4 0 円
H	4 2 1 2 万 5 0 0 0 円
J	3 2 4 0 万円
P	5 4 2 万 6 6 3 9 円
Q	1 4 8 万 5 4 2 9 円
R	5 7 9 万 4 5 5 0 円

これら金銭受領額が原告の損害と認められるためには、被告 a の金銭受領行為によって、原告が契約の対価として当該金銭相当額を過分に支払うこととなった、又は原告が本来得られたはずの

契約の対価が得られなくなったといえることが必要である。

(イ) A 2966万2500円

5 被告 a は、A から斡旋手数料の名目で 7791 万円を受領したが、被告らが指摘するとおり、上記斡旋手数料は、A がその利益の中から負担したものであり、原告が支払う対価に上乗せされたものではない（甲 43、44、47、48）。したがって、被告 a が A に斡旋手数料を要求しなかったとしても、それをもって当然に A の受注金額が同額分減額されていたということはできない。

10 しかし、A が、原告の照会に対して、優先交渉権者に選定された後に、原告から被告会社が斡旋手数料を放棄する代わりに契約金額を減額するようにとの要請があった場合には、応じる可能性があったと回答し（甲 47、48）、A にとって国技館改修工事の受注は東京地域での知名度を上げ、今後の事業展開の好機となる案件であったとも述べていること（甲 44）からすれば、A には、多少の減額に応じてでも国技館改修工事を受注する動機があ

15 ったと認めることができる。

そして、原告が国技館改修工事の発注に際して、適正かつ原告に有利な価格で契約が締結されることを重視していたことは上記(1)ウ(ア)で述べたとおりであるし、原告において業者の見積金額の正当性の精査をしてもらうために N T T ファシリティーズと本件 C M 業務委託契約を締結していること（認定事実(3)オ、ケ）からすれば、被告 a が N T T ファシリティーズの査定を阻止（認定事実(3)ハ）しなければ、原告が N T T ファシリティーズの査定や建設委員会での議論を通じて A と価格交渉をしていたであろうことは優に認められる。そうすると、被告 a が上記斡旋手数料を受領していなければ、原告は、適切な減額交渉によって、A の

20

25

工事金額を7791万円（AがKから請け負った国技館改修工事の電気設備工事費総額15億5820万円（税込み）の5%）分減額した上で国技館改修工事請負契約を契約することができていた蓋然性が高い。

5 加えて、そもそも上記(1)ウ(ア)のとおり、被告aは原告に対して、対価交渉義務を負っており、少なくともAが斡旋手数料を支払う意思を有していることを知った場合には、自らAと手数料相当額の減額をするよう交渉するか、そのことを原告に告げて、原告において価格交渉を行う機会を与える義務があったのであるから、
10 被告aが上記義務を履行していれば、原告はAから同様に7791万円分の工事金額の減額を得ることができたというべきである（上記斡旋手数料の合意を知った原告が斡旋手数料相当額の減額を求めずにAとの契約金額を決定することはあり得ない。）。

よって、原告は被告aの行為により、7791万円高い金額で
15 Aの工事金額を決定したこととなる。

もっとも、原告は、Kとの間の国技館改修工事請負契約を中途解除し、Aに対し、電気設備工事費として、Kを介して総額5億9325万円（税込み）を支払った（認定事実(3)メ）。そうすると、原告支払済みの工事金額における裏金相当額が本来減額できたはずの工事金額ということとなるから、原告支払済みの工事金額5億9325万円の5%に相当する2966万2500円が原告に現実に生じた損害ということになる。

(ウ) ○ 629万2840円

○の被告会社への各入金は、被告aの労により原告との間でシステム入替工事、ネットワーク設置工事、木戸サインージシステム工事、ソフトウェア保守契約が成約に至ったことへの見返りで
25

あると認められるところ、原告の○への代金支払日と○の被告会社への送金日が同日又は近接日であることからすれば、○は、上記各契約締結交渉時には契約締結の見返りとして被告会社へ一定の金銭を支払うことを許容していたというべきである。そうすると、被告 a がかかる金銭を要求せず、かつ、対価交渉義務を履行して、少なくとも原告において○と正当な対価交渉をする機会が与えられていれば、原告が○に支払う対価につき、上記被告会社への送金額相当額の減額を実現することができた蓋然性が高いと認められる。したがって、上記送金額である 6 2 9 万 2 8 4 0 円を被告 a の不法行為と相当因果関係のある損害と認める。

(エ) H 及び J 0 円

原告は、I との間の本件名称等利用許諾契約を合意解除して、I に対し、ライセンス料として受け取っていた 2 億 1 3 0 0 万円を返還した（認定事実(2)ス）。そうすると、原告は本件名称等利用許諾契約に基づき力士等の名称等を I に使用許諾する義務を負うことはなくなったといえるから、その義務の対価として本来得られるはずの許諾料が得られなくなったということにはならず、被告 a が H や J から 7 4 5 2 万 5 0 0 0 円を受領していたことをもって、原告が損害を被ったということとはできない。

(オ) P 5 4 2 万 6 6 3 9 円

被告らは、P と原告との本件出店営業契約では、原告が得られる出店料は売上額の 2 0 % と決められているとして、原告には損害は発生していないと主張する。しかし、本件出店営業契約の締結交渉をしたのは被告 a であり（認定事実(6)ア）、その前の平成 2 5 年 7 月 1 日付けで被告会社と P が店舗展開サポートの覚書（乙 9）を交わしていること（上記(1)イ(エ)のとおり、業務委託の

実態はないものの、Pの被告会社への送金の名目となる契約と解される。)からすれば、Pは、本件出店営業契約締結交渉時には出店料のほかに被告会社に業務委託報酬の名目で一定の支払が必要となることを前提にしていたと考えられる。そうすると、被告aがかかる報酬名目での金銭の支払を要求せず、かつ、対価交渉義務を履行して、少なくとも原告においてPと正当な対価交渉をする機会が与えられていれば、Pが原告に支払う対価につき、少なくとも上記被告会社への送金額相当額の上乗せを実現することができた蓋然性が高いと認められる。

したがって、上記送金額である542万6549円を被告aの不法行為と相当因果関係のある損害と認める。

(カ) Q 148万5429円

R 579万4550円

原告とQ及びRとのPPV配信の基本契約では、原告への売上の分配額は40%と定められているが(前提事実(9)イ(ア)、ウ(イ))、上記2社が原告と上記契約を締結するにあたっては、被告会社に契約締結及びPPV配信の取引の対価として一定の支払を要することが前提となっていたというべきである。そうすると、上記2社は、PPV配信に関して、原告に売上の40%を分配する以外に、被告会社に斡旋手数料等の趣旨で支払うこととなる額を負担することを許容していたということができ、被告aがかかる趣旨での金銭の支払を要求せず、かつ、対価交渉義務を履行して、原告において上記2社と正当な対価交渉をする機会が与えられていれば、売上の原告への分配額につき、少なくとも上記被告会社への送金額相当額(Qにつき148万5429円、Rにつき39万4550円)の上乗せを実現することができた蓋然性が高い

と認められる。

また、Rとの間のインターネット配信に関するコンテンツ利用許諾契約についても同様のことがいえ、被告aが斡旋手数料の趣旨での金員の支払を要求せず、かつ、対価交渉義務を履行して、原告においてRと正当な対価交渉をする機会が与えられていれば、Rが原告に支払う対価につき、少なくとも上記被告会社への送金額相当額（540万円）の上乗せを実現することができた蓋然性が高いと認められる。

したがって、上記送金額合計である727万9979円を被告aの不法行為と相当因果関係のある損害と認める。

(キ) なお、Sから被告会社に対する送金については被告aに対する裏金であったと認めることはできないことは上記(1)イ(カ)で判断したとおりであるが、仮に裏金であったとしても、原告の契約の直接の相手方が電通であり、コンテンツ利用許諾料が年間1億3500万円と従前のRとの間の契約の対価に比べて大幅に値上がりしていること（前提事実(9)エ(ア)）からすると、被告aがSに上記金銭の支払を要求せず、かつ、対価交渉義務を履行していれば、電通が原告に支払う上記コンテンツ利用許諾料が値上がりした蓋然性が高いとまではいえず、上記送金額を被告aの不法行為と相当因果関係のある損害と認めることはできない。

イ 信用毀損 500万円

上記(3)で判断したとおり、被告aの行為によって、原告の信用は大きく毀損され、とりわけ、パチンコ裏金受領疑惑が公になったことによって原告の社会的評価は著しく低下し、当時の懸案事項であった公益認定にも支障が生じかねない事態となったのであるから（認定事実(2)コ）、原告が被った被害は大きいといえる。

5 他方、被告 a の信用毀損行為によって、原告開催の本場所への来場者が減ったなどの具体的な影響が生じたとまでは証拠上認めることができない。また、原告は、被告 a のパチンコ裏金受領疑惑が報道される前に同疑惑を覚知していたにもかかわらず、何らの対処もせず（認定事実(2)カ）、同疑惑が報道されるに至り、報道後も、危機管理委員会として i の事情聴取もせず、安易に被告 a の弁解を信用して、1700万円を返還したと結論付け、何らの処分もすることなく決着させた（認定事実(2)ク）。原告が、被告 a に対して、10 早期に顧問を解任するなど厳正な対処をしていれば、信用を回復することもできたはずであり、原告のかかる対応が損害の拡大を招いた面がある。

これらの諸事情を総合考慮すると、被告 a の信用毀損行為による損害賠償額は500万円とするのが相当である。

ウ 業務委託料 4446万3800円

15 上記(4)エで判断したとおり、被告会社は、本件業務委託契約の一部につき、債務の本旨履行をしていないから、その部分に対する対価の支払は本来不要であったということになる。それにもかかわらず、原告は、本件業務委託契約に基づき、業務委託料として合計8775万5080円を支払った（前提事実(5)エ）。よって、原告は、債務の本旨履行とはいえない部分に対する対価相当額の損害を被ったと認められる。

20 そうすると、まず、平成28年1月については、被告 a は受託業務に全く従事していないから、同月分の業務委託料117万2520円全額が損害となる。

25 これに対し、それまでの期間については、本件業務委託契約の本旨履行とは認められない業務（上記(4)エ(イ)）の割合が問題になると

ころ、上記(4)エで認定した被告 a が行っていた時期ごとの業務の内容とその割合、被告 a が出席していた第 1 回建設委員会（平成 24 年 8 月 22 日）から第 20 回建設委員会（平成 27 年 11 月 6 日）のうち、平成 25 年 9 月 11 日の第 9 回建設委員会までで国技館改修工事請負契約に関する審議が終了し、その後は国技館その他工事等について審議がされていること（認定事実(3), (4)）、被告 a は平成 26 年 10 月頃から主事業務を本格的に代行するようになったものの（認定事実(1)ケ）、それ以前から原告の契約交渉にも関与し、取引業者から契約締結の見返りとしての金銭を受領していること（契約交渉に関する主事業務は自らの私腹を肥やす手段として携わっていたと評価できる。）からすると、平成 24 年 2 月から平成 27 年 12 月までの期間全体を通してみた場合、本件業務委託契約の趣旨に沿って受託業務を履行したといえる割合は、5 割を超えるものではないと認められる。

そうすると、少なくとも平成 24 年分から平成 27 年分までの上記業務委託料総額（8658 万 2560 円）の 5 割に当たる 4329 万 1280 円についても、業務委託の趣旨に反して本来払う必要のないものであったと認められ、原告は同額の損害を被ったと認められる。

よって、業務委託料相当額の損害は、合計 4446 万 3800 円となる。

エ 調査費用 0 円

原告は、被告 a が行った不正行為を明らかにするための調査費用として、令和 2 年 11 月までに計 1 億 0554 万 4648 円を要したとして、その内訳一覧表（甲 182）を提出する。このうち建築保全センターへの委託費は、木戸関連工事及び雨水槽防水対

策工事に係る調査費用と解されるどころ、上記(2)のとおり、上記工
事相当額の損害賠償は認められないから、被告 a の任務違背行為
と相当因果関係のある損害ということとはできない。また、その余の
弁護士及び会計士への諸謝金については、具体的調査業務の内容
5 やそれを支出したことの立証がなされていない上、その必要性、相
当性、代替立証の可能性等も明らかとはいえず、被告 a の任務違背
行為と相当因果関係のある損害と認めることはできない。

オ 損害のまとめ

(ア) 取引業者から受領した金銭相当額の損害

10	A	2 9 6 6 万 2 5 0 0 円
	O	6 2 9 万 2 8 4 0 円
	P	5 4 2 万 6 6 3 9 円
	Q	1 4 8 万 5 4 2 9 円
	R	5 7 9 万 4 5 5 0 円
15	小計	4 8 6 6 万 1 9 5 8 円

(イ) 信用毀損による無形損害 5 0 0 万円

(ウ) 既払の業務委託料相当額の損害 4 4 4 6 万 3 8 0 0 円

(うち平成 2 4 年分から平成 2 7 年分 4 3 2 9 万 1 2 8 0 円、平
成 2 8 年 1 月分 1 1 7 万 2 5 2 0 円)

20 (エ) 合計 9 8 1 2 万 5 7 5 8 円

3 総括

(1) 被告 a に対する認容額

ア 以上によれば、被告 a は、原告に対し、被告会社と連帯して (た
だし、遅延損害金を求める部分については重なる限度で)、会社法
25 4 2 9 条 1 項に基づき、上記 2 (5) オ(ウ)業務委託料相当額の損害 4
4 4 6 万 3 8 0 0 円及びうち 4 2 5 7 万 4 7 0 0 円 (85,149,400

×0.5) に対する平成30年1月13日から、うち188万9100円(1,433,160×0.5+1,172,520)に対する平成30年10月6日から各支払済みまでの年5分の割合による遅延損害金の支払義務を負う。なお、原告は平成24年分から平成27年分の業務委託料相当額8658万2560円のうち8514万9400円につき平成30年1月13日から、うち143万3160円及び平成28年分の業務委託料相当額117万2520円の合計260万5680円につき平成30年10月6日からの遅延損害金を求めているから、上記認定損害額の遅延損害金起算日もそれにならうこととした。

イ また、被告aは、原告に対し、被告会社と連帯して(ただし、遅延損害金を求める部分については重なる限度で)、不法行為に基づき、同(イ)の損害500万円及び同(ア)の損害合計4866万1958円の合計5366万1958円並びにうち同(イ)の500万円に対する平成30年1月13日から、うち同(ア)のAからの裏金2966万2500円に対する平成30年10月6日から、うち同(ア)のA以外の裏金1899万9458円に対する令和元年7月10日から各支払済みまでの年5分の割合による遅延損害金の支払義務を負う。

(2) 被告会社に対する認容額

ア 以上によれば、被告会社は、原告に対し、被告aと連帯して(ただし、遅延損害金を求める部分については重なる限度で)、債務不履行に基づき、同(ウ)の業務委託料相当額の損害4446万3800円及びうち4257万4700円(85,149,400×0.5)に対する平成29年12月28日から、うち188万9100円(1,433,160×0.5+1,172,520)に対する平成30年10月6日から

各支払済みまでの年5分の割合による遅延損害金の支払義務を負う。遅延損害金起算日の定め方は、上記(1)アと同様である。

イ また、被告会社は、原告に対し、被告aと連帯して（ただし、遅延損害金を求める部分については重なる限度で）、会社法350条に基づき、同(イ)の損害500万円及び同(ア)の損害合計4866万1958円の合計5366万1958円並びにうち同(イ)の500万円に対する平成29年12月28日から、うち同(ア)のAからの裏金2966万2500円に対する平成30年10月6日から、うち同(ア)のA以外の裏金1899万9458円に対する令和元年7月10日から各支払済みまでの年5分の割合による遅延損害金の支払義務を負う。

(3) なお、原告は、業務委託料相当額の損害について、被告aに対しては不法行為、被告会社に対しては会社法350条に基づく損害賠償も求めているところ、仮に、上記2(4)で任務違背と認められた行為に不法行為が成立するとしても、それと相当因果関係のある損害額が上記認容額を超えるものとは認められないから、これらの請求については判断しない。

また、原告の業務委託料相当額の損害賠償を求める部分以外の請求につき、仮に、被告aに会社法429条1項に基づく責任が生じるとしても、上記認容額を上回る損害が認められるものではないから、この請求についても判断しない。

第4 結論

よって、原告の被告らに対する請求は、主文第1項の限度で理由があるからこの限度で認容し、その余は理由がないからいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第31部

裁判長裁判官

中 俣 千 珠

5

裁判官

長 橋 正 憲

裁判官藪下冬子は、転補のため、署名押印することができない。

10

裁判長裁判官

中 俣 千 珠